

市貝町地域福祉総合計画

第2期（令和3年度～令和8年度）

市貝町地域福祉活動計画

第2期（令和3年度～令和8年度）

令和3年3月

市貝町

市貝町社会福祉協議会

コロナ禍での出発となりましたが、必ずやり遂げよう

このたび市貝町地域福祉計画をはじめ、市貝町高齢者総合保健福祉計画並びに市貝町障害者福祉計画がまとまり、策定を委託した日本地域福祉研究所の副理事長であられる小野策定委員長より同計画を受領いたしました。

成案に至るまでには、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、数次にわたる感染拡大の波に見舞われ、会議を開催すること自体が困難を極めたとのことでしたが、座長を務めてくださった先生方と事務局の工夫の下、それぞれの計画について、各界・各分野の住民の代表による真剣な討議が行われ、PDCA サイクルに基づく自己点検も終了することができたと報告を受けました。当町には自治基本条例があり、住民が主体となって政策や構想・計画をつくることとなっています。この条例の主旨に全く沿ったものであり、策定に携われた皆様に心から感謝申し上げます。

前回の計画の策定時と背景となる時代状況が大きく変化していることから、実行にあたって配慮が求められる点を予め指摘しておきたいと思います。

1 つは、新型コロナウイルス感染症の広がりに伴い、手紙によるつながりの確保など福祉サービスの提供に工夫が必要になった他、交流では事前の検査やウイルス防護が求められるようになりました。しかもコロナ禍で弱い部分、特にひとり親の非正規社員である女性に負担のしづ寄せが集中していることが炙り出されることとなり対応が喫緊の課題となっていることです。

2 つ目は、この感染症の影響に関連して、情報通信技術の現場への応用が期待されるなか、デジタル化の圧力がさらに強まってきていることです。

3 つ目が、危機の時代の羅針盤と呼ばれる SDGs が世界的に取り組まれるようになり、国内政策もこの方向で実施されることが求められたようになったことです。例えばゴール3「あらゆる年齢のすべての人々に健康と福祉を」のターゲットに、「保健の慢性的危機」の克服がうたわれています。これらを踏まえて、計画を実施する中で、柔軟に見直しを加えていくことが必要ではないかと考えます。

また、直近の制度改正のうち最もインパクトのあるものは、2020年に地域共生社会関連の一括法が成立したことです。この中で重層的支援体制整備事業が定められ、これまでの相談支援に参加支援と地域づくりが加えされました。言うまでもなく地域づくりは、地域「福祉」の範囲からはみ出した私たち首長が推進する町政全般にかかる取り組みです。もはや福祉・医療・介護は専門の部署のこと、というような他部門扱いは許されない段階に突入したとの観を強くしています。

さらに「2025 年問題」が計画の射程としてではなく、いよいよ照準に合ってきました。当初これを解決するために創造された地域包括ケアは施設より安上がりと言われて来ましたが、3 年毎に保険料負担が着実に上がるにつれて、受給権を根拠に利用する権利を主張する声が大きくなっています。しかもコロナ禍の中、療養の名の下に自宅で待機する「患者」は十分な医療行為を受けられないまま、地域の中にはあります。地域包括ケアシステムはまさに深刻な試練に直面していると言えるのではないでしょうか。まちづくりに取り組む私たちは、これらの現実から目を逸すことなく、真剣に地域課題と対峙し解決を図っていかなければならないとの思いを強くいたしました。

コロナ禍の下、人が集まることが自粛要請されていたにも関わらず、立派な計画が出来上がりました。皆さんのが蔭いた思いやりの種が花を咲かせられるよう責任を持って取り組んで参ります。

令和3年3月
市貝町長 入野正明

市貝町社会福祉協議会では、平成27年3月に策定されました市貝町地域福祉総合計画（第1期計画）の地域福祉活動計画として平成28年10月に第1期計画を策定し、生活困窮者を支える人材の育成、成年後見等の権利擁護の推進に取り組み、小地域福祉活動を基盤とした地域福祉を実践してきました。

しかしながら、近年多発する自然災害や社会的孤立・社会情勢（新型コロナウイルス感染症）による貧困など、人々の福祉の課題は複雑化かつ顕在化し、深刻な状況となってきております。また、第2期市貝町人口ビジョンによると、総人口、年少人口は今後減少するなか、令和7年には3人に1人が高齢者と推計されており、高齢者だけの世帯・高齢者単独世帯の増加も懸念されます。

こうした社会状況の変化や新たな課題に対応するため第1期の成果や課題を検討の上、今回、同じく改訂される市貝町地域福祉総合計画と一体的に策定し、施策の方向性を共有と事業実施の効率化を図ることとし、「学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり」を基本理念とし6つの柱を掲げた第2期計画を策定しました。

市貝町での暮らしが「安心できる」「住んでいてよかった」と誰もが思える地域づくりを進めるためには、それぞれの地域で必要になる福祉の推進について、地域で暮らす方々による福祉的活動、ボランティア・各種福祉団体による活動、企業や社会福祉法人等の活動など、助け合い・支え合うことが重要となっております。

本会では、地域福祉推進の中核的な役割を担うべく、役職員一丸となって計画を推進してまいりますので、皆様にはより一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたられました委員各位並びにご指導ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月
社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会 会長 高久 哲

目 次

第1編 地域福祉総合計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ等	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の策定体制	3
(4) 地域福祉の圏域	4
3. 計画期間	4
第2章 計画の基本的考え方	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	5
3. 目指す姿	5

第2編 地域福祉の推進（地域福祉計画・地域福祉活動計画）

第1章 地域福祉を取り巻く状況

1. 市貝町の概要	7
(1) 地勢	7
(2) 位置	7
2. 市貝町の現状	7
(1) 人口の推移と予測	7
(2) 高齢者の現状	8
(3) 認知症高齢者数の将来推計	9
(4) 障害者の現状	10
(5) 生活保護受給者の現状	10
(6) 健康状態	11
(7) 子どもの現状	12
1) 年少人口の割合	12
2) 出生数と合計特殊出生率の推移	12
3) 世帯構成別世帯数の推移	13

(8) 婚姻・離婚の状況	14
(9) 自治会の加入状況	14
(10) 犯罪の発生状況	15
1) 犯罪の発生状況	15
2) 再犯者の推移	16
(11) 保護司等の更生支援に向けた活動状況	16
1) 保護司等の活動状況	16
2) 協力雇用主の状況	17
(12) 総合相談支援センター実績	18
3. 前期計画における進捗状況	20
 第2章 地域福祉推進の基本目標と計画の体系	27
1. 町の基本目標	27
2. 社会福祉協議会の基本目標	27
3. 計画目標	27
 第3章 地域福祉推進の施策の展開	30
1. 計画目標1	30
相談支援体制を充実し町民の地域生活を支えます (ニーズに対応した解決する仕組みづくり)	
◎町の主な取組	31
(1) 総合相談支援センターの機能強化【重点事業】	31
(2) 民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制	31
(3) 町民に対する福祉サービスの情報提供体制	31
◎重点事業	32
(1) 機能強化の必要性	32
(2) 総合相談支援センターの機能強化	34
1) 徹底した総合相談支援センターPRの広報活動	34
2) 重層的支援への継続的取組	34
3) センター専門職による相談機能の強化と役場内各課との連携の推進	
4) 医療との連携	34
◎社会福祉協議会の取組	35
(1) コミュニティーソーシャルワーカーの配置	35
(2) 学校区相談窓口の構築	35
(3) 個別ニーズへの対応の拡充	35

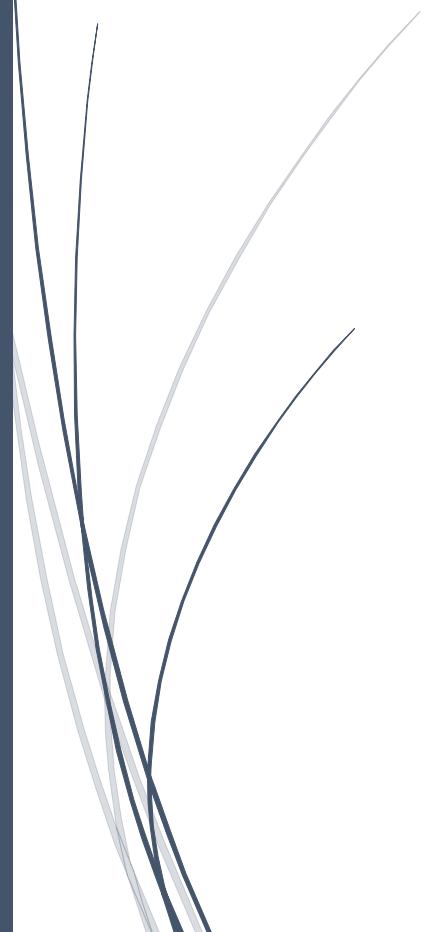
(4) 福祉相談窓口の機能の周知と利用促進	3 6
(5) 福祉に関する情報発信体制の強化	3 6
(6) サービス利用につながりにくい人への支援	3 6
2. 計画目標 2	3 7
町民の参加による福祉のまちづくりをすすめます	
(地域福祉の推進を促進する人材育成と身近な拠点の整備)	
◎町の主な取組	3 8
(1) 地域の居場所づくり事業	3 8
(2) 住民同士による相談ができる場の整備	3 8
(3) 地域のつながりについての周知	3 8
(4) 制度の狭間への支援	3 8
(5) 社会福祉協議会への支援	3 8
(6) 更生支援に向けた取組	3 9
◎社会福祉協議会の主な取組	4 0
(1) 地域福祉を推進する人材育成	4 0
(2) 小地域福祉活動ネットワークの構築	4 0
(3) 他分野関心の養成講座の開催	4 1
(4) 身近な拠点の整備	4 1
(5) 権利擁護の取組の推進	4 1
3. 計画目標 3	4 2
町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます	
(災害に対応できる支援体制づくり)	
◎町の主な取組	4 3
(1) 避難行動要支援者の把握と自治会等への情報提供	4 3
(2) 避難行動要支援者の避難計画の策定	4 3
(3) 災害時の支援体制の周知	4 3
(4) 福祉避難所の設定と運用	4 3
◎社会福祉協議会の主な取組	4 4
(1) 被災生活支援体制の整備	4 4
(2) 防災学習会の実施	4 4
(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備	4 4
4. 計画目標 4	4 6
福祉人材の養成・確保をすすめます	
(福祉人材の養成・地域福祉基盤強化)	
◎町の主な取組	4 6
(1) 福祉の人材の養成・確保	4 6

◎社会福祉協議会の主な取組	47
(1) 当事者・学校・地域・社協が一体となった福祉教育	47
(2) ボランティアコーディネート機能の充実	47
(3) イベントでの他分野連携	47
(4) 社会福祉士実習指導者の取得	47
5. 計画目標	48
権利擁護の推進を図ります【成年後見制度利用促進計画】	
(成年後見制度利用促進にかかる事業の促進)	
(1) 成年後見制度利用促進計画について	48
1) 成年後見制度について	48
2) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あすてらす）と成年後見制度	48
3) 国の動向	49
4) 市貝町における計画の位置付け	49
(2) 本町の現状	49
1) 認知症高齢者の将来推計	49
2) 知的障害者・精神障害者の推移	51
3) 生活保護受給者の現状	51
4) 成年後見制度利用者の数	52
5) 町長申立て件数の推移	52
6) 日常生活自立支援事業の利用者数	52
7) 法人後見受任者数	53
8) 成年後見制度の認知度	53
(3) 課題	53
(4) 今後の取組内容	54
◎町の主な取組	56
1) 中核機関の設置	56
2) 協議会の設置	56
3) 成年後見制度の周知・啓発	57
4) 相談体制の充実	57
5) 成年後見制度利用支援事業の利用促進	57
6) 他機関との連携	57
◎社会福祉協議会の主な取組	59
1) 日常生活自立支援事業の推進	59
2) 権利擁護人材の発掘・育成	59
3) 制度の普及啓発	59

4) 制度の狭間の人への支援	59
6. 計画目標	60
社会福祉協議会の体制強化	
◎社会福祉協議会の主な取組	60
(1) 相談支援業務の戦略的展開	60
(2) スーパービジョンの実施	60
(3) 社会資源情報の集約化	61
(4) 社会福祉協議会の認知度の向上・スローガン構築	61
(5) 自主財源の確保	61
(6) 社会福祉協議会の会員制度の強化	61
資料編	62

第1編

地域福祉総合計画の策定にあたって



市貝町地域福祉総合計画

第1編 地域福祉総合計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わたしたちの地域福祉についての基本的な考え方は、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、地域に在る人は、地域を構成する一人の人間として尊重され、その住み慣れた地域において顔の見える家族や友人、近隣住民に支えられながら、あるいは他人を助け、自分も必要とされながら、最期まで暮らし、生きていけることだと考えています。このためには、地域にある様々な助け合いの力を掘り起こし、無ければこれを創り出し、必要な福祉サービスをいつでも誰でも地域内において利用できるような体制をつくり、社会とのつながりを維持、回復していくことが求められています。

市貝町では第1期市貝町地域福祉計画で掲げた総合相談窓口を、平成29年4月に町保健福祉センター内に「市貝町総合相談支援センター」として開設し計画に沿って実行しています。今後は本人や世帯の属性にかかわらず受け止める断らない相談支援を通じて把握された生活課題に対し、関係機関をつなげるケアマネジメント機能の強化や、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関設置など、権利擁護の仕組みづくりが求められます。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画の位置付け等

（1）地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らしていくために、福祉サービスなどを利用しながら、地域での人と人のつながりを大切にし、支え合いの関係を築いて、地域全体を明るく元気にしていくこうという取組です。

また、地域福祉は、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力しながら、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、社会保障制度や、対象者別の福祉施策だけでは解決が難しい生活課題を解決し、その人を取り巻く人の関係を豊かにしていく取組でもあります。



自助・互助・共助・公助とは？

解説

自助…自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する

互助…インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

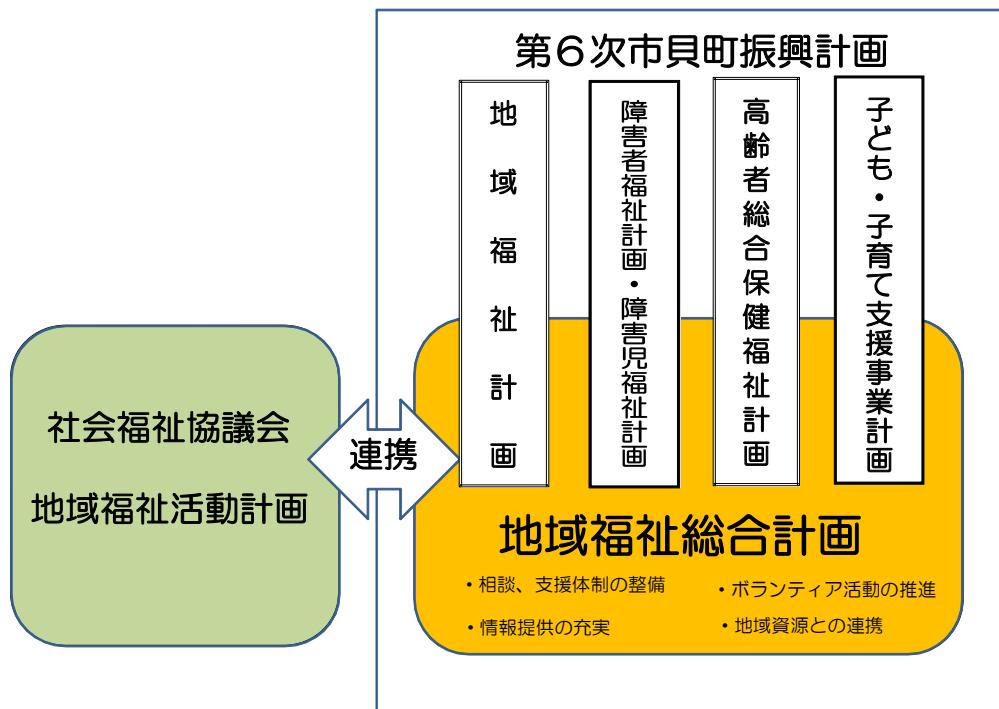
共助…社会保険のような制度化された相互扶助

公助…自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

（2）計画の位置付け

地域福祉総合計画は町政全体の指針となる、第6次市貝町振興計画の部門別計画のうちの一つであり、上位計画である全体計画および他の計画との整合性を図ることが求められています。

また地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。単なる既存の計画を寄せ集めた計画ではなく、それぞれの計画の特徴を生かしながら、地域福祉という横断的な視点から町における総合的な福祉の施策・政策として再構築されることが必要となるため、各部門計画との調和を図ります。また町社会福祉協議会が策定する住民が主体となって自分達の地域の課題に対しどのように関わり解決していくか、その支援を社会福祉協議会はどのように進めしていくか方策をまとめた地域福祉活動計画を地域福祉計画と一体的に策定することで連携を図ります。



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

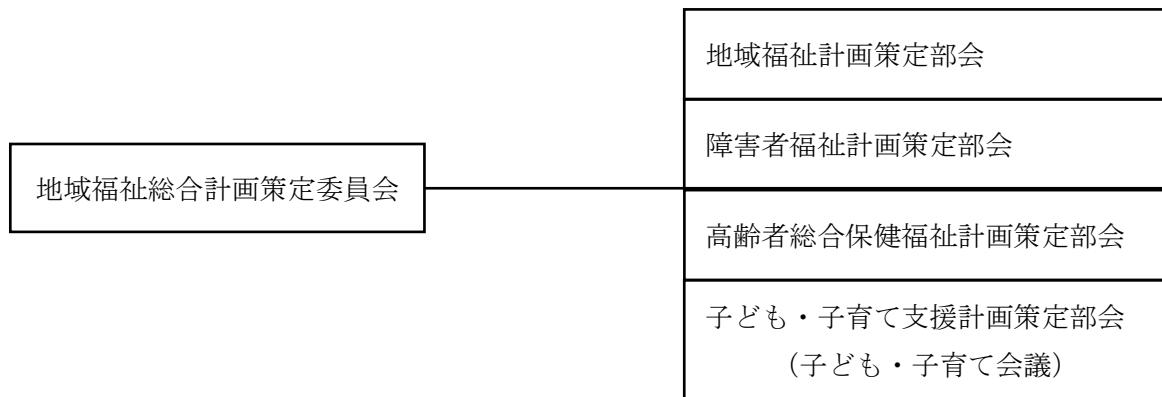
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

（3）計画の策定体制

計画策定にあたっては、学識経験者、各種団体の代表、社会福祉活動従事者および公募委員で構成される全体的な組織である地域福祉総合計画策定委員会と、住民、町職員並びにシンクタンクの日本地域福祉研究所からなる実践的な組織である策定部会の2つの機関において行われました。このうち、策定部会は、地域福祉計画策定部会、障害者福祉計画策定部会、高齢者総合保健福祉計画策定部会、そして、子ども・子育て支援計画策定部会（子ども・子育て支援会議）の4つの組織からなっています。

さらに、地域の生活課題を明確にし、これを住民に共有してもらうために、アンケート調査、関係者のヒアリング、地域座談会などを行い、第1期計画からの変化や、現在の地域にある生活課題を把握することができました。



(4) 地域福祉の圏域

市貝町は、かつての行政合併の名残から、市塙・小貝・赤羽の3地区に分けられます。

地域福祉を進めるためには、区域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。このことから、本計画では、この3地区を地域福祉推進のための中心的小地域の圏域として位置付けるとともに、各圏域に応じた施策の展開を図っていきます。

大圏域---芳賀郡市圏域----郡内各市町と児童相談所、県福祉事務所等専門機関と連携

中圏域---市貝町圏域-----町全体の福祉施策を推進し、総合相談支援センターなどの専門機関を整備する圏域。

小圏域----3 地 区-----地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う範囲。住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を高める仕組づくりをする地域福祉計画を推進するうえでの中心的な圏域。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、地域福祉計画を町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで「市貝町振興計画」との整合を図ります。6年間計画とするのは、高齢者総合保健福祉計画、障害者福祉計画の国の示す期間と整合性を図るためです。6年間の計画期間の最初の3年間を前期計画と位置付け、後半の3年間を後期計画と位置付けます。

また、社会情勢の変化や法改正の影響などを勘案し、必要に応じて見直します。

計画の期間 令和3年度から令和8年度までの6年間計画

令和3年度から令和5年度までの3年間を前期計画

令和6年度から令和8年度までの3年間を後期計画

計画期間

計画の名称	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
市貝町振興計画	第6次 (前期)	第6次(後期)					第7次 (前期)
市貝町地域福祉計画	第1期	第2期(前期)	第2期(後期)				
市貝町障害者福祉計画	第5期	第6期(前期)	第6期(後期)				
市貝町高齢者総合保健福祉計画	第7期	第8期	第9期				
市貝町子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期		
地域福祉活動計画	第1期	第2期(前期)	第2期(後期)				

※地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的に策定。

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい

2. 基本目標

- 地域福祉を進めるためには、住民が主体的に参加し、相互に連携を図ることにより、「地域の力」を高めることが必要です。
- 地域福祉の担い手は住民自身であり、同時に住民は地域福祉の受け手でもあります。地域福祉の中心は「人」です。
- みんなが一人のために、一人がみんなのために動き、互いに支えあうことが、「地域の力」となり、わたしたちが暮らす「人にやさしいまち いちかい」を育みます。
- 福祉は、特別なものではなく、みんなのしあわせのためにあるものです。わたしたちは、自ら進んで参加・連携し、自分が、そしてみんながしあわせに暮らすまち「いちかい」を支えます。

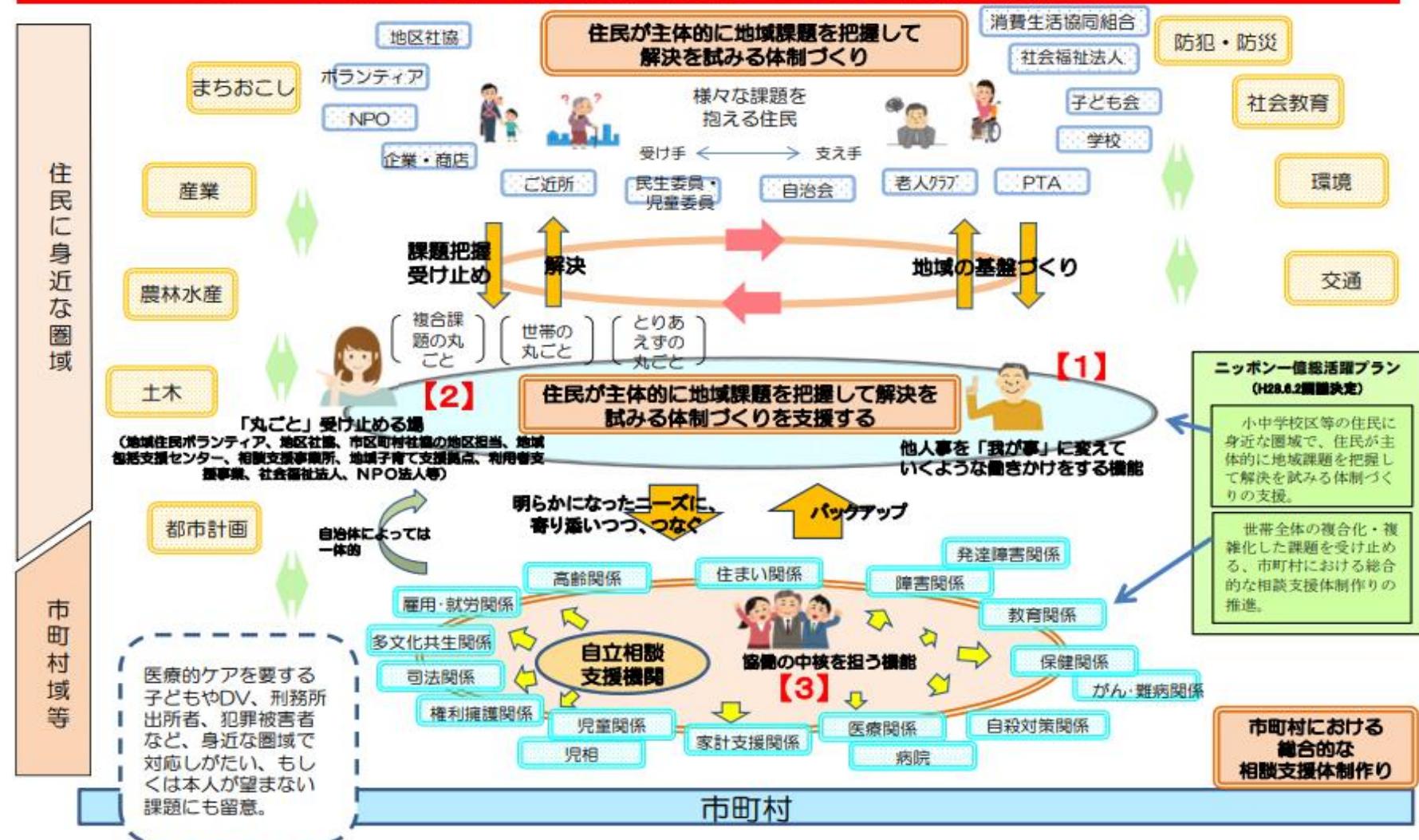
3. 目指す姿

本計画では、住み慣れた地域でだれもがいきいきと安心して暮らしていくよう、地域住民、自治会、事業者、学校、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、N P O、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政などが手を携え、相互に協力しながら、地域全体を包摂する相談支援体制の構築をめざします。

また、市貝町第2次地域福祉総合計画では、SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称)を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすまちづくりを進めます。SDGsには17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

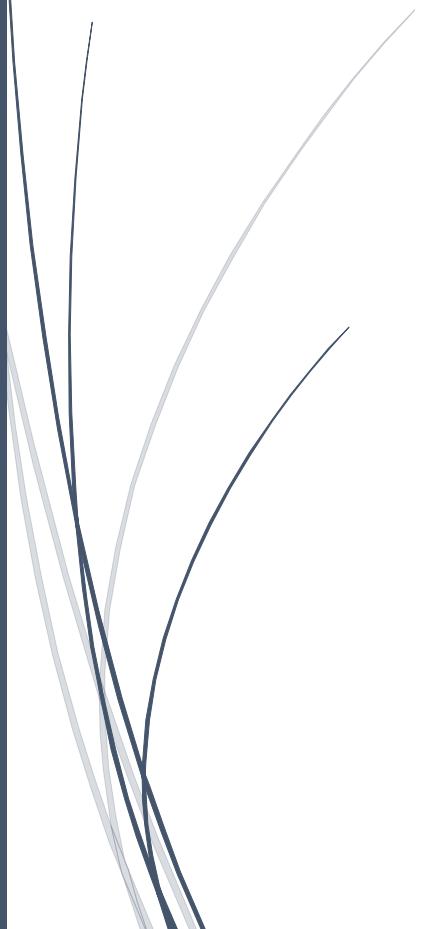


出典：厚生労働省

第2編

地域福祉の推進

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)



第2編 地域福祉の推進（地域福祉計画・地域福祉活動計画）

第1章 地域福祉を取り巻く状況

1. 市貝町の概要

(1) 地勢

町内には、絶滅危惧種第II類のサシバが飛来する美しい里地里山が広がり、多田羅沼には貴重な湿生植物が自生しており、北部には那珂川県立自然公園があるなど豊かな自然に恵まれています。また、国指定の入野家住宅、古墳、城跡など数々の史跡が残り、日本で唯一といわれる武者絵資料館は歴史と文化の町を象徴しています。

また芝ざくらまつりや観音山梅の里の梅まつりでは、都市と農村の交流が行われています。平成29年10月にはサシバが縁で、沖縄県宮古島市と交流都市の協定を締結しました。

(2) 位置

市貝町は東西9.9km、南北15.6kmの長方形をしており、県都宇都宮から東へ約24kmに位置し、東は茂木町、西は芳賀町、南は真岡市、益子町、北は那須烏山市の2市3町に接しています。

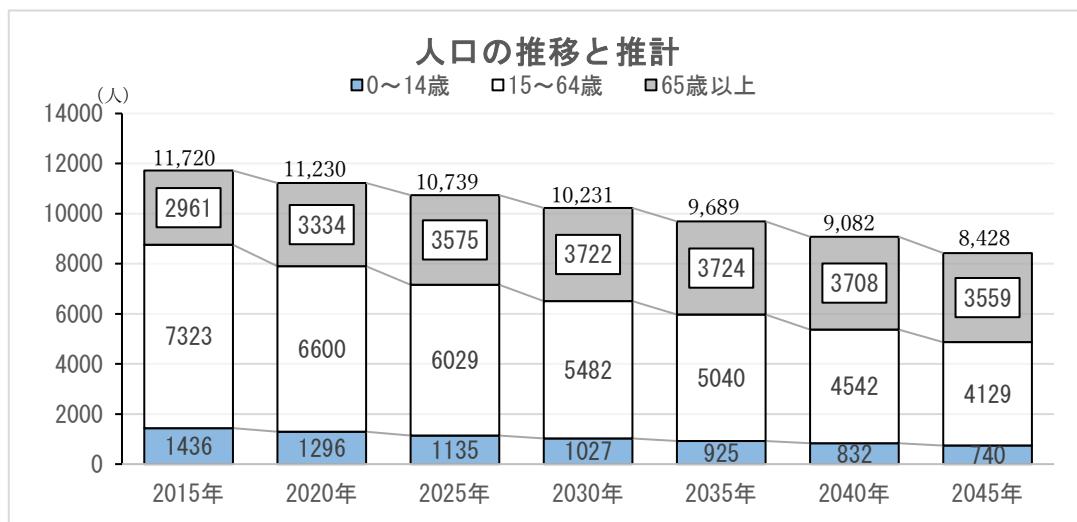
自動車では、北関東自動車道真岡ICから宇都宮茂木バイパスに乗り約30分、鉄道では、小山から水戸線で下館へ、下館からSLで有名な真岡鐵道に乗り換えて約60分で到着します。

2. 市貝町の現状

(1) 人口の推移と予測

市貝町の人口は、平成27年実施の国勢調査を基に推計すると、平成7年から始まった人口減少が今後も続き、第6次振興計画の目標年次である平成37年（2025年）には、年少人口（15歳未満の子どもの人口）比率が10.6%、高齢化率は33.3%になると推測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）には総人口が8,428人になるとことです。この年の高齢化率は42%に達すると見込まれています。



（資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」）

(2) 高齢者の現状

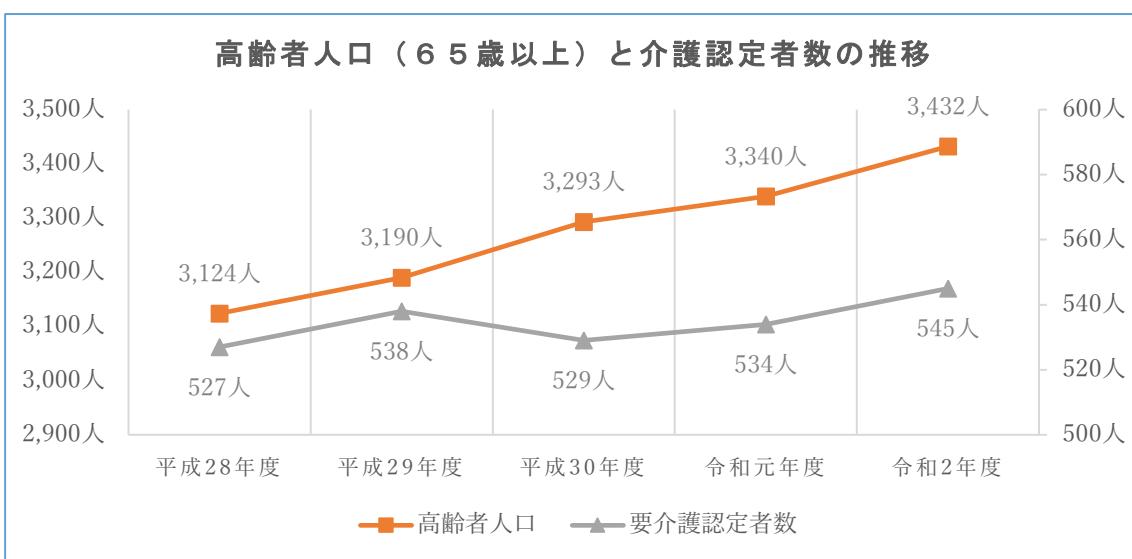
要介護者の推移をみると、平成28年度には527人で要介護認定率は16.8%となっていましたが、令和2年度には545人となり、高齢者人口に占める認定率は15.9%で、認定者数は平成28年と比較し概ね横ばいで推移しています。

要介護等の状況（各年9月末現在）

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区 分						
第1号被保険者数		3,124人	3,190人	3,293人	3,340人	3,432人
年齢別	前期高齢者	1,525人	1,596人	1,729人	1,760人	1,857人
	後期高齢者	1,599人	1,594人	1,564人	1,579人	1,567人
要介護認定者数合計		527人	538人	529人	534人	545人
要介護認定率		16.8%	16.9%	16.1%	16.0%	15.9%
要支援1	55人	53人	57人	56人	58人	
	10.4%	9.9%	10.8%	10.5%	10.6%	
要支援2	47人	56人	49人	47人	45人	
	8.9%	10.4%	9.3%	8.8%	8.3%	
要介護1	101人	108人	112人	106人	105人	
	19.2%	20.1%	21.2%	19.9%	19.3%	
要介護2	96人	91人	90人	101人	94人	
	18.2%	16.9%	17.0%	18.9%	17.2%	
要介護3	88人	84人	93人	82人	100人	
	16.7%	15.6%	17.6%	15.4%	18.3%	
要介護4	65人	74人	71人	75人	89人	
	12.3%	13.8%	13.4%	14.0%	16.3%	
要介護5	75人	72人	57人	67人	54人	
	14.2%	13.4%	10.8%	12.5%	9.9%	

※第1号被保険者：65歳以上の町民

※要介護認定率：被保険者に占める要介護認定者数の比率



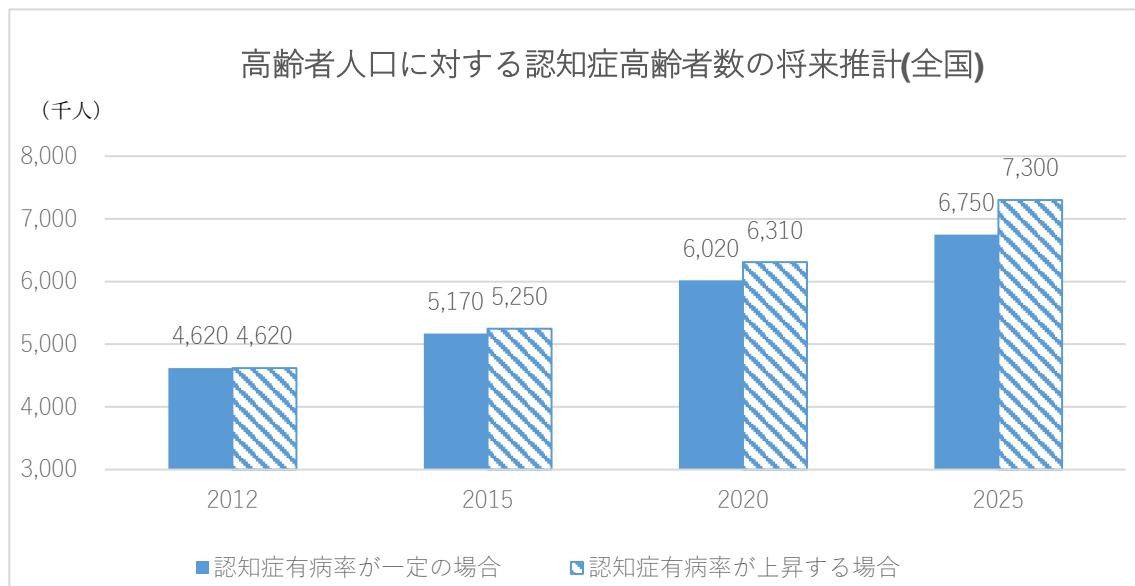
(健康福祉課調べ)

(3) 認知症高齢者数の将来推計

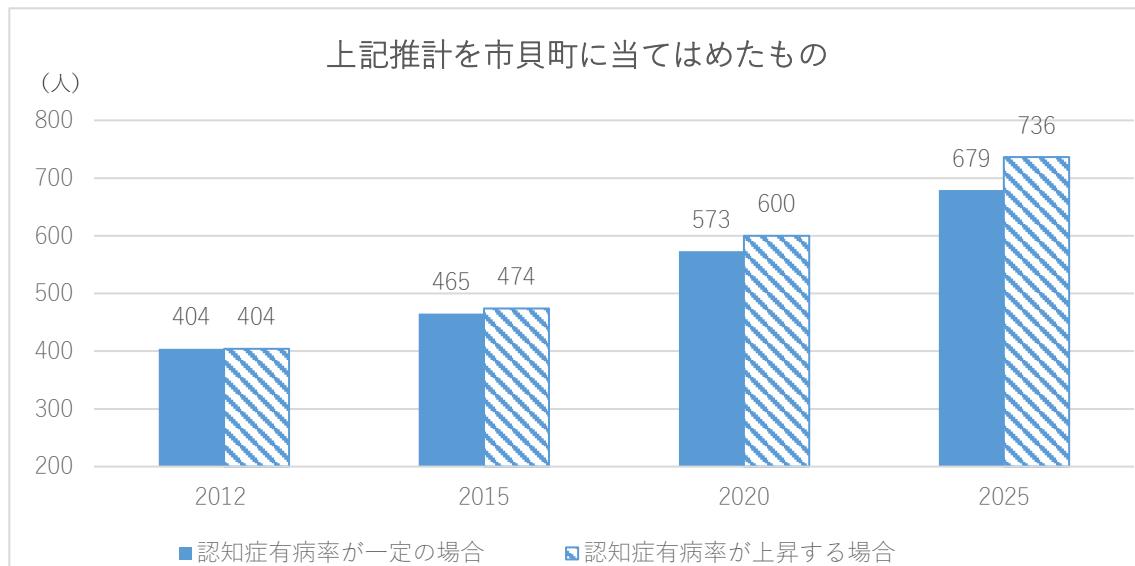
認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、全国で、平成27（2015）年には517万人～525万人と推計されており、令和7（2025）年には675万人～730万人になると予測されています。この推計を本町に当てはめると、平成27（2015）年には465人～474人に、令和7（2025）年には679人～736人になると推計されます。

高齢者人口に対する認知症高齢者の出現率〔全国〕

	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
認知症有病率が一定の場合	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%
認知症有病率が上昇する場合	15.0%	16.0%	18.0%	20.6%



（厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[参考]認知症の人の将来推計について」（2015））



（厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[参考]認知症の人の将来推計について」（2015）及び市貝町の高齢者数推計に基づき推計）

(4) 障害者の現状

令和2年4月1日現在で町内における身体障害者等の合計の人数は769人であり、身体障害者を除き、知的障害者、精神障害者ともに増加傾向にあり、町の人口に占める割合は5年前の6.05%から6.59%に増えてきています。

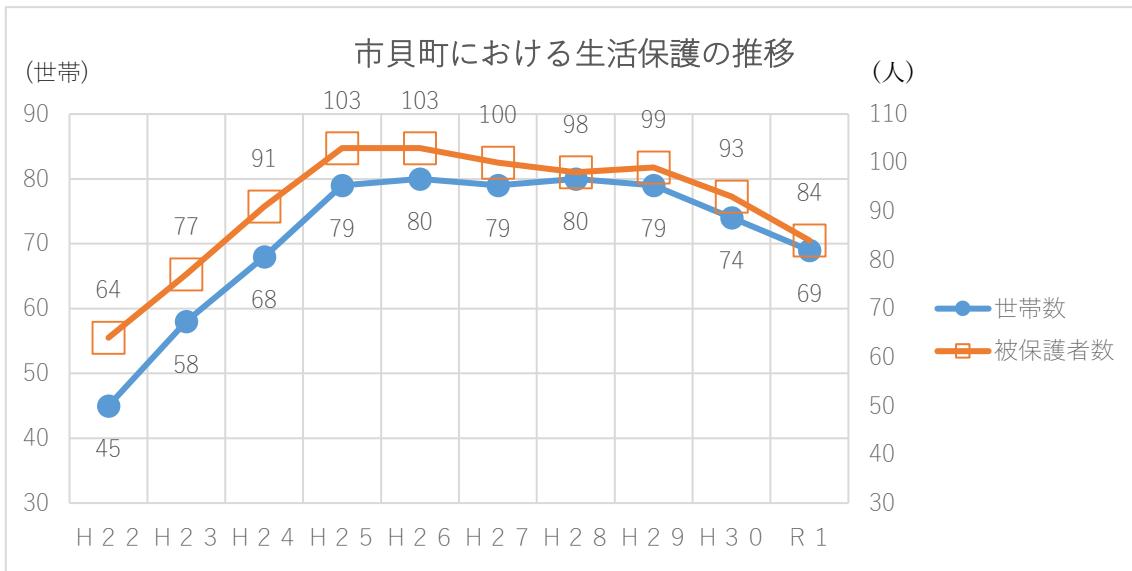
障害者等の推移（各年4月1日）

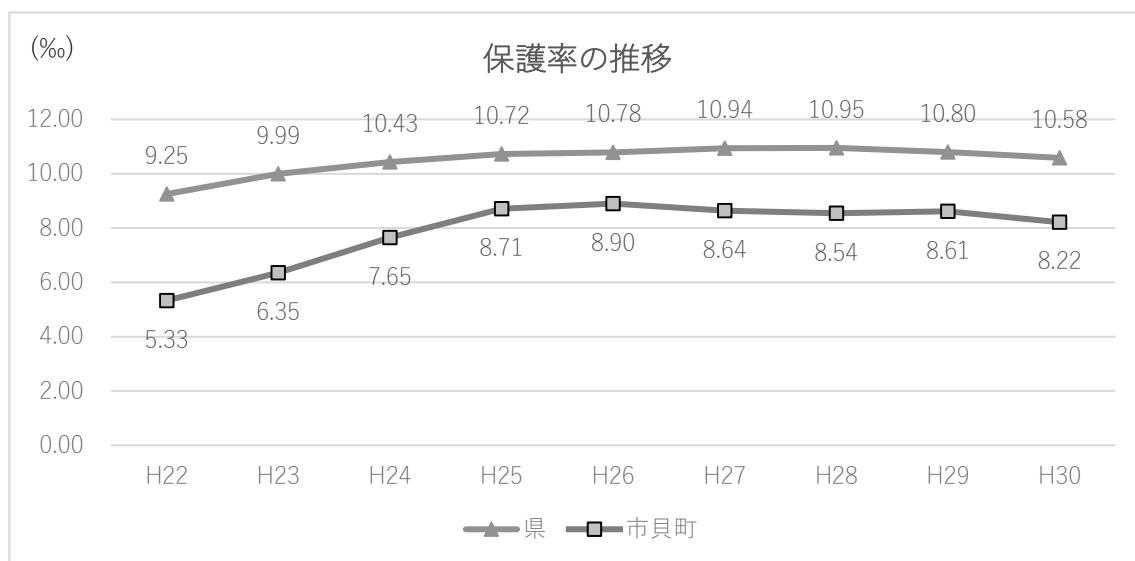
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者	430人	429人	426人	402人	386人	384人
知的障害者	98人	98人	101人	103人	99人	100人
精神障害者	49人	53人	58人	58人	63人	69人
自立支援医療受給者	93人	105人	114人	108人	114人	123人
難病患者	63人	64人	68人	90人	94人	93人
合計	733人	749人	767人	761人	756人	769人
総人口	12,120人	12,058人	11,955人	11,821人	11,769人	11,671人
対人口比	6.05%	6.21%	6.42%	6.44%	6.42%	6.59%

（健康福祉課調べ）

(5) 生活保護受給者の現状

生活保護世帯の数は、平成25年まで増加を続け、それ以降は保護世帯80世帯、受給者数100人ほどで概ね横ばいで推移しています。保護率についても、平成25年以降、8‰（パーミル：1000分の1）台で推移しています。

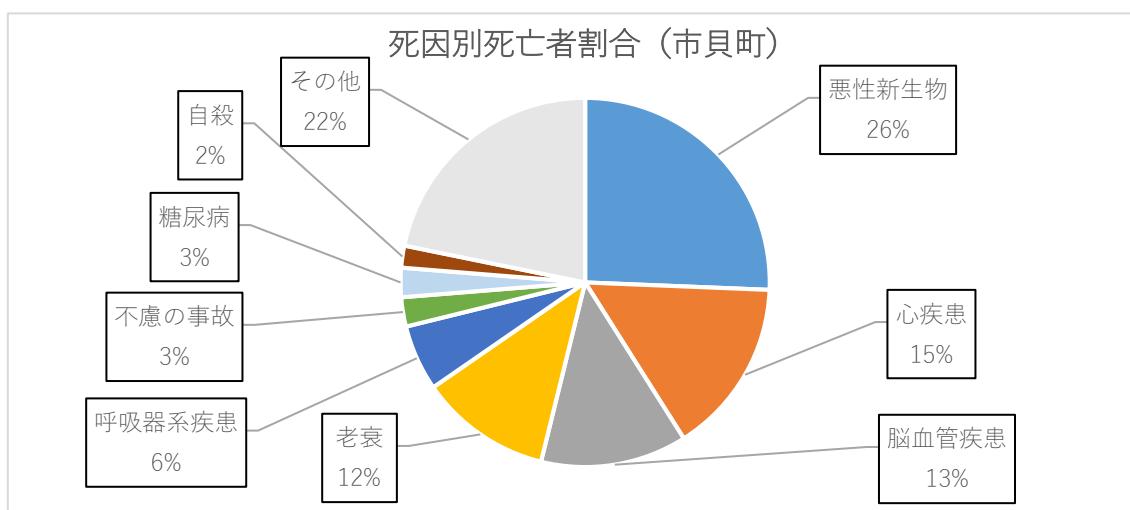




※年度平均

(6) 健康状態

平成30年度の死亡状況の構成比をみると、悪性新生物が26%と最も高く、心疾患、脳血管疾患が続きます。一人当たりにおける、ひと月あたりの医療費は、県平均を若干下回っています。



(資料 人口動態)

1人当たりの医療費の推移 (ひと月あたり)

単位：円

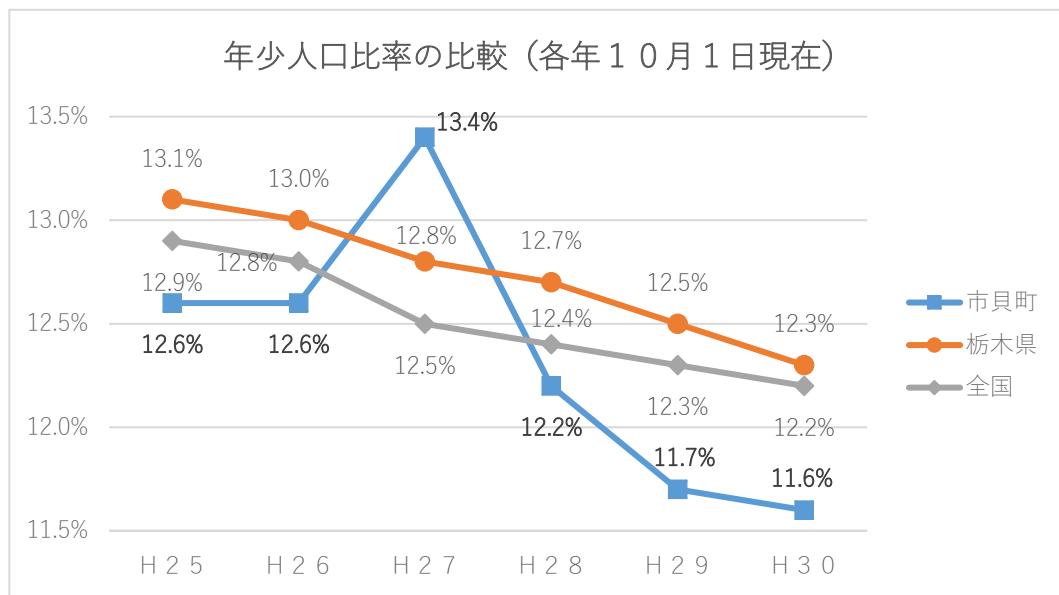
年 度	町		県	
	外来	入院	外来	入院
H26	14,013	7,752	15,009	8,139
H27	14,180	8,153	16,407	8,649
H28	15,137	8,093	16,137	8,854
H29	15,401	8,782	16,707	9,347
H30	15,257	8,553	16,946	9,716

(資料 国保連HP 目で見る国保)

(7) 子どもの現状

1) 年少人口の割合

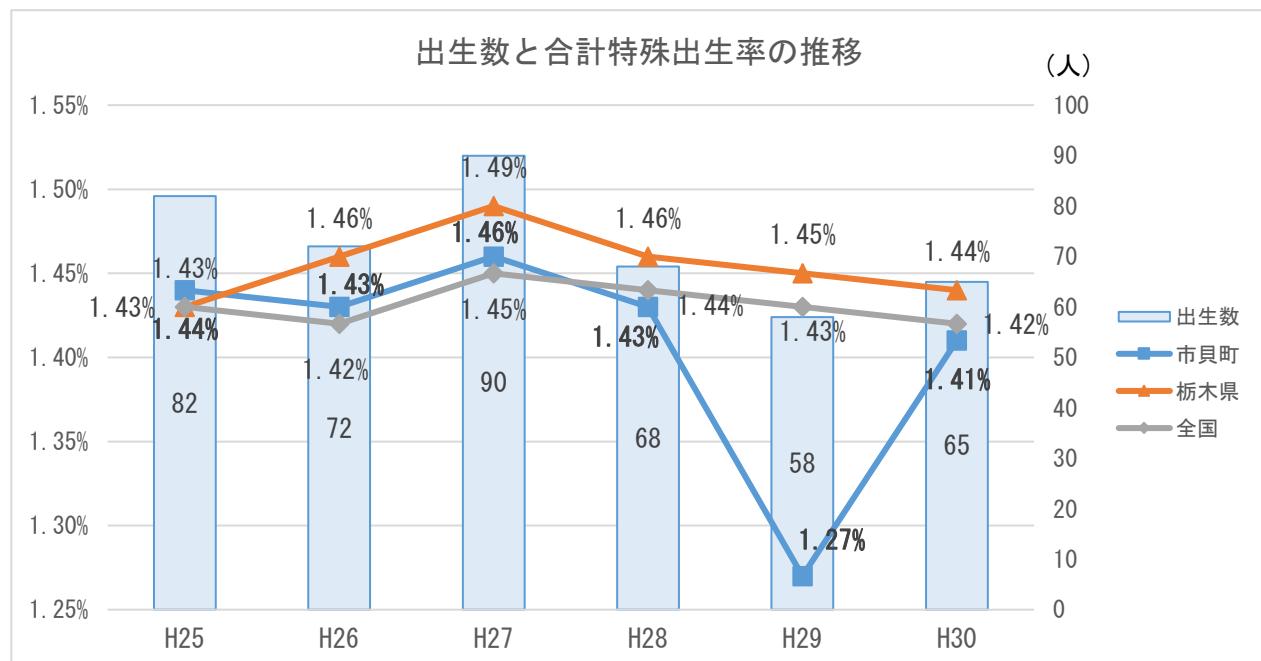
市貝町の15歳未満の子どもの人口（年少人口）は、全国及び栃木県と同様に昭和60年頃から減少に転じており、平成27年にいったん増加したものの翌年から再び減少し全国・栃木県を下回っています。



(資料：国勢調査・栃木県毎月人口調査)

2) 出生数と合計特殊出生率の推移

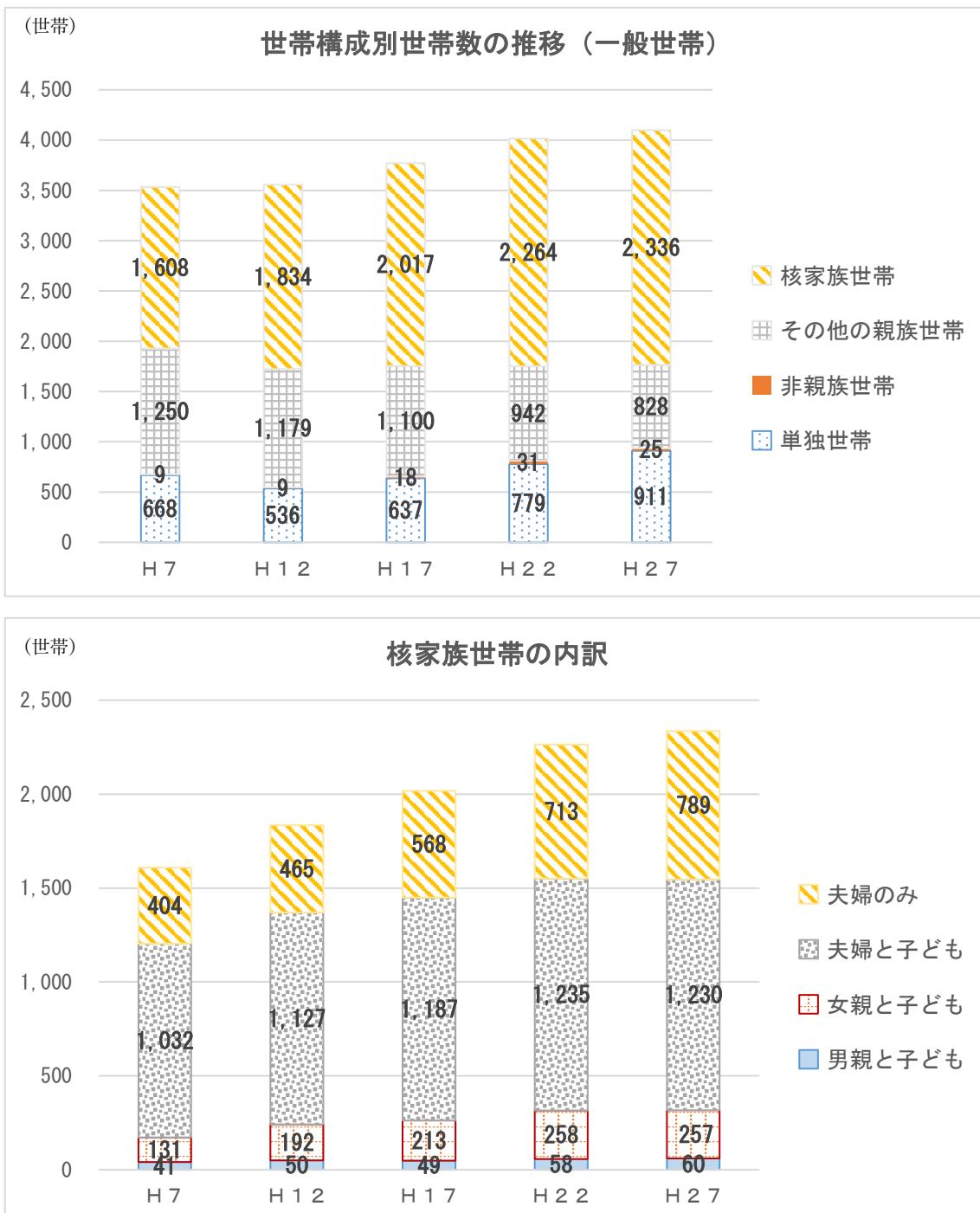
合計特殊出生率は、平成25年は県や全国を上回りましたが翌年以降は県より低い状況にあり、平成30年度は全国平均と同程度となっています。



(資料：人口動態統計)

3) 世帯構成別世帯数の推移

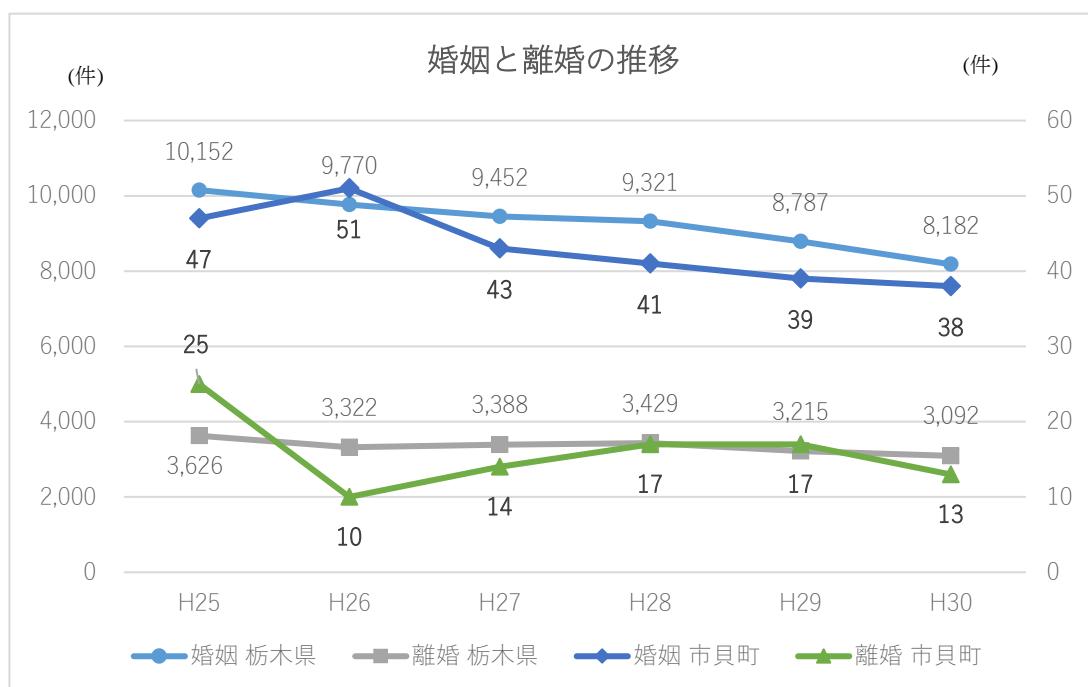
世帯構成別の推移をみると、核家族世帯の占める割合は高い割合を示しており、核家族世帯のうち、夫婦のみの世帯やひとり親世帯についても年々増加しています。



(資料：国勢調査)

(8) 婚姻・離婚の状況

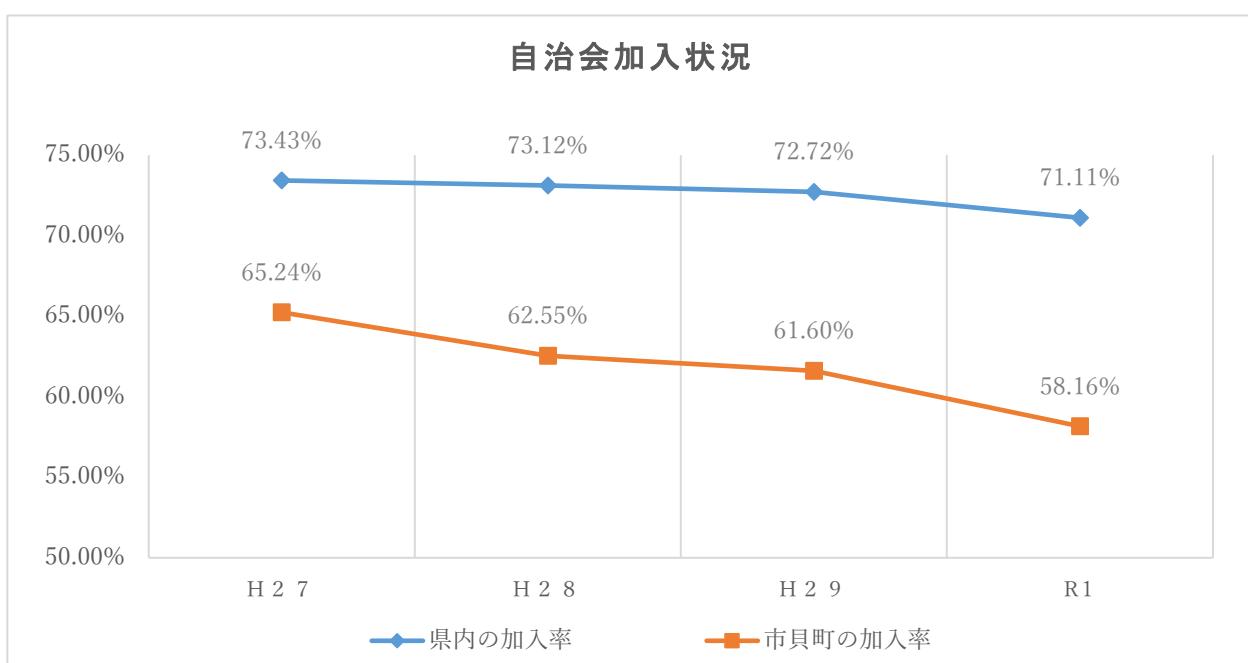
婚姻数、離婚数共に栃木県と同様に減少傾向にあります。



(栃木県保健統計年報)

(9) 自治会の加入状況

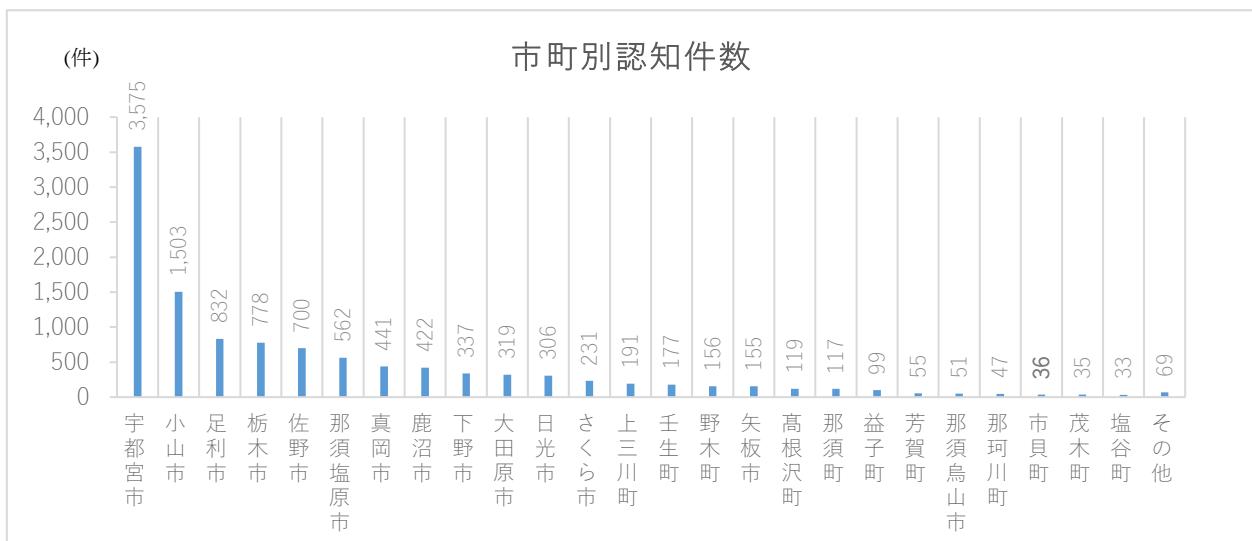
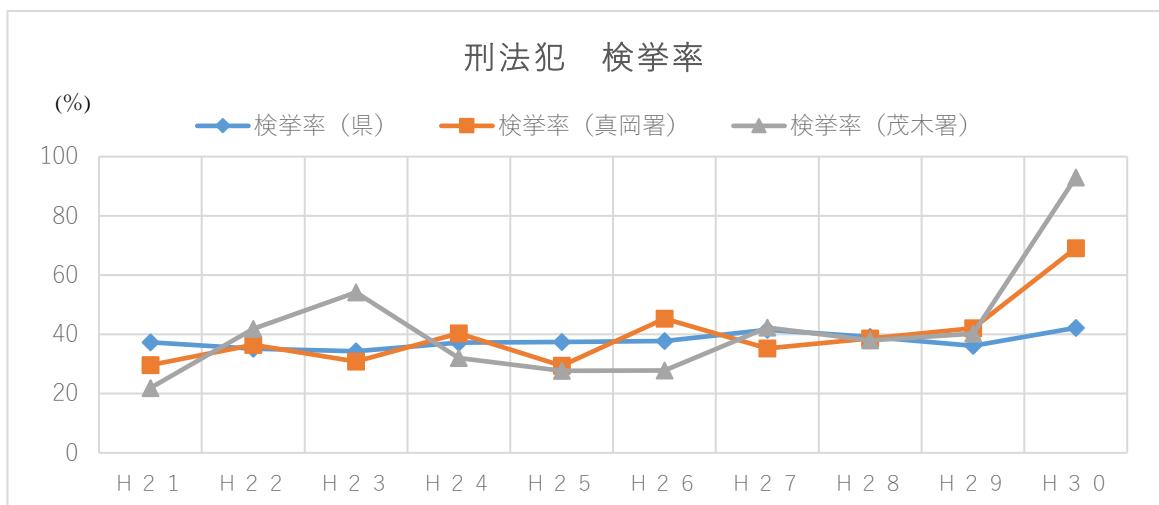
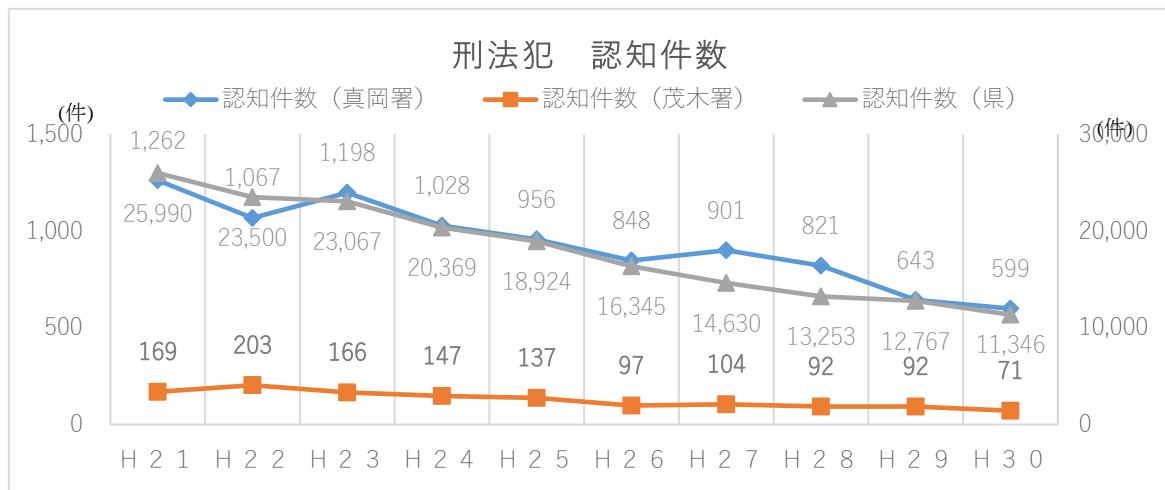
市貝町および県全体の自治会加入率は年々減少しており、町の減少幅は県全体よりも大きくなっています。

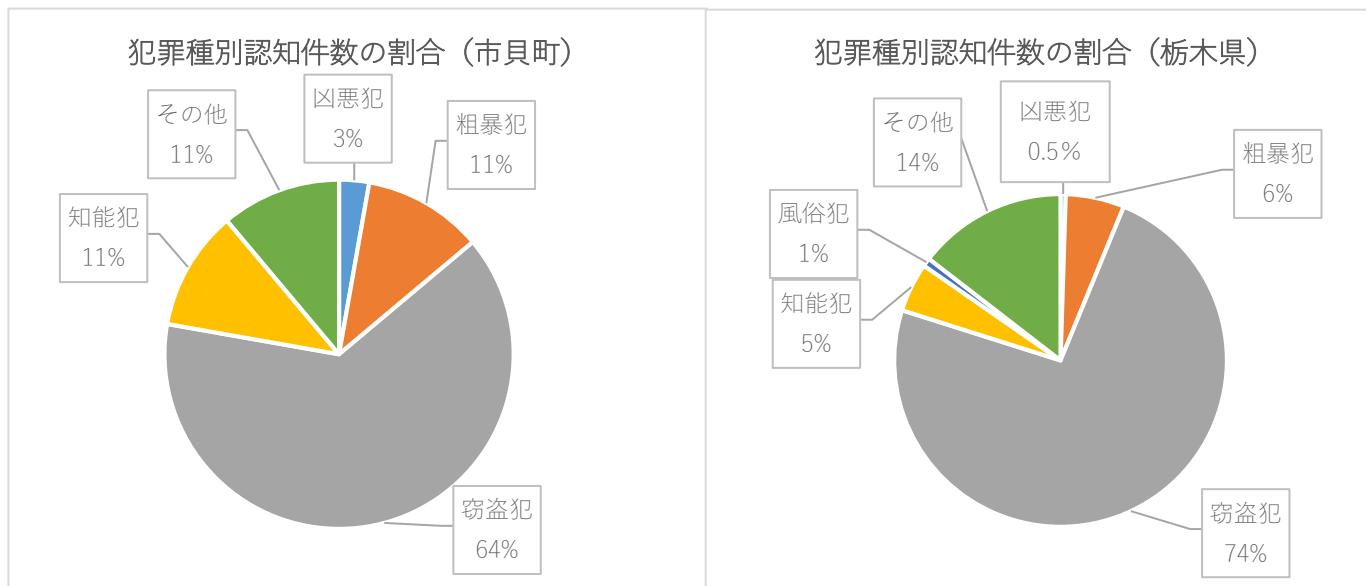


(10) 犯罪の発生状況と再犯者の推移

1) 犯罪の発生状況

刑法犯の認知件数は、県、芳賀地区とも減少しており、検挙率は県、芳賀地区ともに35%程度で推移しています。市町別の認知件数では、県内で3番目に少ない状況です。犯罪種別認知件数では、町、県とともに窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯、知能犯となっています。





(資料：栃木県警察「平成 30 年 犯罪概況書」)

2) 再犯者の推移

県内の再犯者率は平成 27 年と比べ増加しており、平成 30 年は全国平均を下回っていますが、検挙人数の約半数にあたる 47.55% が再犯者です。また県内の新受刑者のうち入所が 2 度以上の受刑者は 6 割を超えており、再入所者率は全国平均を上回っています。

県内の検挙者中の再犯者率の推移

	検挙人数	内) 再犯者数	再犯者率 (%)	全国平均 (%)
平成 27 年	3,102	1,417	45.68	48.02
平成 28 年	2,841	1,370	48.22	48.73
平成 29 年	2,673	1,308	48.93	48.73
平成 30 年	2,551	1,213	47.55	48.81

(法務省調べ)

犯罪時の居住地が県内の新受刑者中の再入者（入所度数が 2 度以上）率の推移

	新受刑者数	内) 再入者数	再入者率 (%)	全国平均 (%)
平成 27 年	324	201	62.04	59.45
平成 28 年	276	182	65.94	59.51
平成 29 年	291	191	65.64	59.35
平成 30 年	259	161	62.16	59.67

(法務省調べ)

（11）保護司等の更生支援に向けた活動状況

1) 保護司等の活動状況

市貝町で保護司として活動されている方は 8 名おり、県内の保護司の数は減少してきており、平成 27 年と比べ約 50 人減少しています。更生保護女性会で活動されている方は 31 人おり、県全

体では活動者が年々減少しています。芳賀地区内では36人の保護観察対象者があり、6人が刑務所からの仮釈放者です。

保護司の現員数 (人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市貝町	7	7	8	8	8	8
芳賀保護区	78	77	78	78	79	74
栃木県	852	854	841	833	826	805

更生保護女性会会員数 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市貝町	31	31	31	31	31
栃木県	2,701	2,660	2,643	2,644	2,552

保護観察対象者数 (人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
芳賀保護区	28	26	26	41	44	36
うち仮釈放者	3	5	0	6	4	6
栃木県	461	412	431	469	492	488
うち仮釈放者	102	108	76	79	87	85

(宇都宮保護観察所調べ)

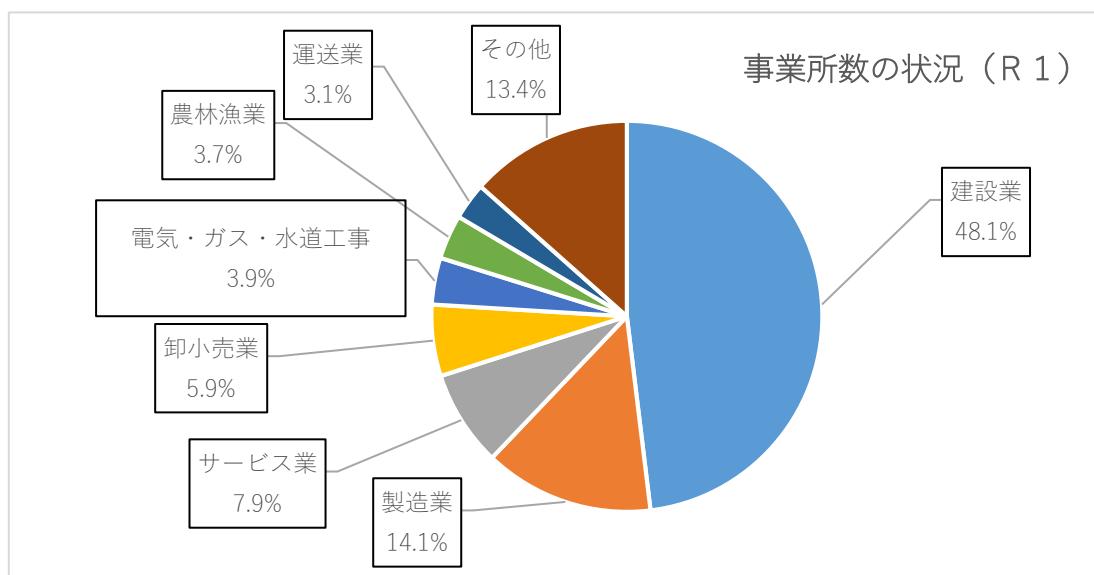
2) 協力雇用主の状況

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する協力雇用主の事業所数は年々増加しており、自立更生者の就労の場の確保が進んでいます。職業別にみると令和元年では建設業が約半数を占め、次いで製造業、サービス業となっています。芳賀保護区内の協力雇用主の登録数は令和2年9月現在で14社あり、市貝町は2社の登録があります。業種別では9社が建設業で64%を占めています。

栃木県内の協力雇用主の状況（過去5年間）

(業種別協力雇用主数)

職業	年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	事業所数	率	事業所数	率	事業所数	率	事業所数	率	事業所数	率	事業所数	率
製造業	51	16.6%	51	15.5%	65	15.7%	69	15.5%	69	14.1%		
建設業	151	49.2%	162	49.1%	193	46.6%	207	46.6%	236	48.1%		
サービス業	41	13.4%	46	13.9%	61	14.7%	57	12.8%	39	7.9%		
卸小売業	14	4.6%	15	4.5%	16	3.9%	16	3.6%	29	5.9%		
運送業	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%	10	2.3%	15	3.1%		
電気・ガス・水道工事	5	1.6%	7	2.1%	15	3.6%	17	3.8%	19	3.9%		
農林漁業	8	2.6%	9	2.7%	14	3.4%	17	3.8%	18	3.7%		
鉱業	1	0.3%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
その他	36	11.7%	39	11.8%	46	11.1%	51	11.5%	66	13.4%		
計	307	100.0%	330	99.9%	414	100.0%	444	99.9%	491	100.0%		



(統計で見る栃木県の更生保護より)

芳賀保護区内の協力雇用主登録数（令和2年9月4日現在）

市町別内訳	
市貝町	2社
真岡市	3社
益子町	4社
芳賀町	4社
茂木町	1社

業種別内訳	
建設業	9社
製造業	1社
運送業	1社
農林漁業	1社
医療福祉業	1社
その他	1社

(宇都宮保護観察所調べ)

(12) 総合相談支援センター実績

1) 相談実人数

	H 2 9	H 3 0	R 1
新規相談対応実人数	24人	27人	93人

2) 支援終結件数

	H 2 9	H 3 0	R 1
相談対応終結件数	19件	37件	62件

3) 支援調整会議及び包括化推進会議開催回数

	H 2 9	H 3 0	R 1
支援調整会議	7回	10回	17回
包括化推進会議	0回	2回	10回
合 計	7回	12回	27回

4) 連携機関名

年 度	連携機関名
H 2 9 12 機関	社会福祉協議会（5）・生活困窮者自立相談支援員（3）・芳賀郡障害児者相談支援センター（2）・福祉係（2）・本人・家族（2）・地域包括支援センター（1）・TBC福祉境域センター（1）・医師（1）・看護師（1）・メディカルソーシャルワーカー（MSW）（1）・県東健康福祉センター（1）・障害者事業所（1）
H 3 0 8 機関	社会福祉協議会（15）・生活困窮者自立相談支援員（9）・スクールソーシャルワーカー（SSW）（3）・地域包括支援センター（3）・芳賀郡障害児者相談支援センター（2）・民生委員（2）・福祉係（2）・訪問看護ステーション（1）
R 1 15 機関	福祉係（17）・地域包括支援センター（12）・社会福祉協議会（11）・芳賀郡障害児者相談支援センター（10）・健康づくり係（10）・生活困窮者自立相談支援員（5）・スクールソーシャルワーカー（SSW）（5）・高齢介護係（5）・介護保険事業所（3）・障害福祉事業所（2）・こども未来課（2）・相談支援専門員（2）・農林課（1）・県東健康福祉センター（1）・中学校（1）

※ () 内は支援調整会議等に参加した回数

5) 年代で見た課題の数別の人数

年代別の課題の数 (単位 : 人)

年代 課題の数	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
1つ	1	3	6	2	5	24	41
2つ	1	3	6	8	10	13	41
3つ	2	3	1	0	1	8	15
4つ	0	1	1	0	2	1	5
5つ	0	0	2	0	1	2	5
6つ	0	0	2	1	0	0	3
計	4	10	18	11	19	48	110

※課題を抱えた数別に人数を記載しています。(例: 20代で3つの課題を抱えている方 ⇒ 2人)

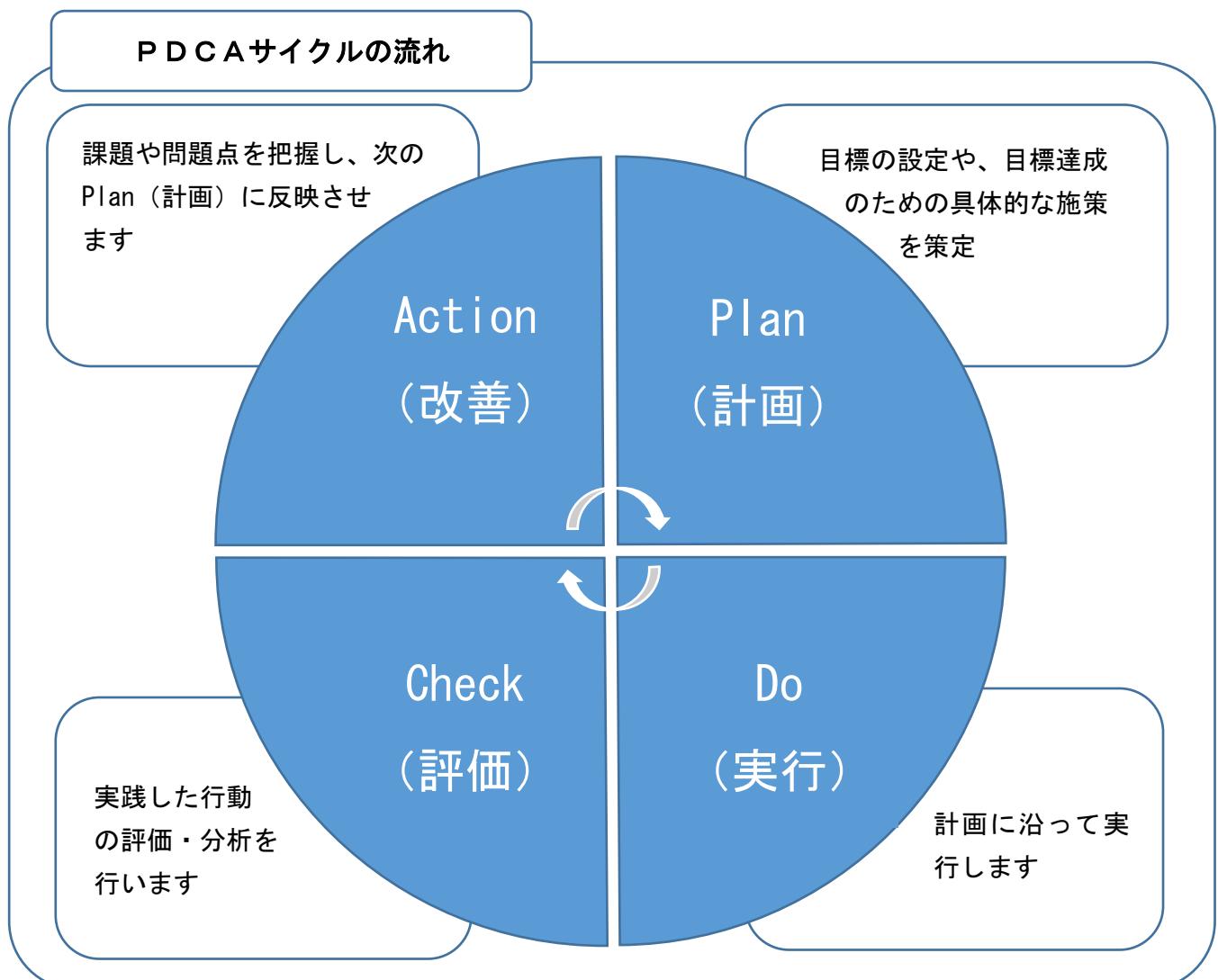
3. 前期計画における進捗状況

計画の確実な推進を図るため、年1回P D C Aサイクルによる進行管理委員会を開催し、計画の進捗を管理しています。進行管理委員会で第1期地域福祉計画での施策に対して実施し取組について評価を行っています。

第1期地域福祉計画における進捗状況の概要は次のとおりとなっています。

(各年度の進行管理（P D C A）の詳細については町ホームページでご覧になれます。

URL: https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=44731)



計画目標 1 「相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます」に係る評価

施 策	(1) 総合地域生活支援体制の構築（総合相談支援センターの設置）
実施内容	課題
平成29年に総合相談支援センターを設置し、設置当初の24件から令和元年度は93件の新規相談を受け付けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って全国的にも先駆けて総合相談支援センターを設置し、相談件数も年々増加している。 ・町民への周知が十分でないため、積極的にPRをしていく。
施 策	(2) 早期のニーズキャッチ体制の構築
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年対象を変えながら高齢者への訪問調査を実施。延べ709名の訪問調査を実施した。 ・出前講座で権利擁護や防災・減災、認知症サポート養成講座などの講座を行い、令和元年度は16回開催した。 ・民生委員との情報交換や102の団体・企業から協力をいただき地域見守りネットワークを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査等で把握した、不足していると思われる社会資源について多機関と検討していく。 ・町民に対しての相談機関の周知と、共助の方法についての学習会を引き続き実施する。
施 策	(3) 民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉協力員として主に民生委員OBで構成される「おもいやりサポート制度」を組織し、令和元年度は36人が民生委員と連携し見守り等を行った。 ・相談支援包括化推進員が民生委員へ個別訪問を行い、担当地区の課題の共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやりサポートが主に民生委員OBで構成されているため、若い世代の参加を呼びかけ、今後の民生委員の担い手を目指す。 ・副担当制も含め民生委員の業務負担軽減に関する施策を検討する。
施 策	(4) 町民に対する福祉サービスの情報提供体制
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援センターのチラシの全戸配付や相談支援包括化推進員による訪問調査、支援機関の会議等から推進員が相談を受け、必要な福祉サービス等の情報提供を行った。 ・地域企業の独自サービス等をまとめた「くらしの応援ガイドいちなび」を町の北部・中部93店舗から協力を得て作成した。 ・社会福祉協議会のホームページを当事者団体と協議しながら開設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入者や新聞未購読者などに対しての情報提供について検討が必要。

計画目標2 「町民参加による福祉のまちづくりをすすめます」に係る評価

施 策	(1) 福祉コミュニティ形成モデル事業
実施内容	課題
<p>(行政の実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動に対しての交付金制度の周知を行い、令和元年度の交付金交付実績は88自治会中83自治会へ交付（交付率94.3%）した。 ・地域の自治会以外の活動団体も利用できる助成金制度を新設した。 <p>(社会福祉協議会の実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向け講座を、地域活動が開催される時間帯に合わせるなど参加しやすい配慮を行った。 ・地域サロン活動と共同で自治会住民向けの講座を行い、住民の外出の機会の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動のモデル地区として行ってきた取組を、今後町内の他自治会へ紹介する機会を作り、他自治会に積極的に周知する必要がある。 ・新たな助成制度について周知していく。 ・モデル地区の活動などについての情報をまとめ、活動普及に関する取組が必要である。 ・新たな生活様式下での地域活動の在り方を検討する必要がある。
施 策	(2) 住民交流・住民活動拠点整備事業
実施内容	課題
<p>(行政の実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における行政の関わりによる支援事業として、令和元年度は27事業を実施。その中の元気づくり体験は19箇所（17自治会、2拠点）で行っている。 <p>(社会福祉協議会の実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の居場所づくり事業や、地域サロン活動を実施したことにより、地域の近い場所に集まる場所が出来た。運営サポートーや福祉施設関係者などを巻き込んだ運営体制を構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流の居場所を紹介しながら、居場所の運営に協力してもらえるサポートーを養成し、持続できる地域の居場所づくりを支援する必要がある。 ・元気づくり体験を活用して、住民同士の交流、見守りにつながるように取り組む。 ・地域商店関係者と協議をした移動販売について、実施場所の問題などの調整を行っていく。 ・自治会未加入者のサロン活動時、公民館利用等の課題について協議を進めていく。
施 策	(3) ボランティア活動の振興
実施内容	課題
<p>(行政の実施内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援として、社会参加の機会提供のため、地域の居場所等の取組について検討を始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の把握や助成制度の周知を行う。 ・認知症サポートーやゲートキーパー養成講座等を受講された方が活動できる機会を検討していく必要がある。 ・自発的なボランティア活動に繋がるための

(社会福祉協議会の実施内容) ・町外のボランティア関係者とも連携を行い、町内で活動をする団体と繋がりをもった。個々の自主活動の幅を広げ、ボランティア活動の体験の機会を増やした。		啓発が必要。 ・福祉に関するボランティアの育成。
施 策	(4) 住民の福祉理解の促進（福祉教育）	
実施内容 (行政の実施内容) ・自治公民館への出前講座を実施し、令和元年度は出前健康教室などの講座を23回行った。 ・町職員に対し自殺対策計画に基づきゲートキーパー養成研修を行い、18名が受講した。		課題 ・出前講座事業をPRし開催自治公民館数の増加を目指す。 ・福祉教育によって共感が得られた方や、認知症サポートーやゲートキーパー養成講座等を受講された方が活動できる機会を検討していく必要がある。
(社会福祉協議会の実施内容) ・小中学校で実施する出前福祉講座や、福祉にふれる機会としてソーシャルフェスを実施し、幅広い世代に向けて福祉のPR活動を行った。 ・福祉に触れる機会を新規事業として取組、福祉以外の、企業や団体との繋がりをもった。		
施 策	(5) 子ども福社会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進	
実施内容 (行政の実施内容) ・学校と高齢者、福祉施設等との交流活動として、各小中学校と障害者理解や障害スポーツ、戦争体験伝承、福祉活動等についての学習や、シニアクラブと協力しての環境整備（剪定・除草）を実施し、環境整備には延べ183名が参加した。		課題 ・学校や社会福祉協議会などと調整・連携を取りながら交流活動の機会を今後も企画する。 ・高校生とはイベントでのみの交流になっているため、定期的な交流の場を創出する。
(社会福祉協議会の実施内容) ・小学生を対象とした福祉教育、中学生を対象とした地域福祉の理解、高校生を対象としたボランティア活動に対して事業支援を行った。 ・校長会などに福祉教育への協力理解を求め、各小中学校において社会福祉協議会の事業を活用した取組が定期的に行われるようになった。		

計画目標3 「町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます」に係る評価

施 策	(1) 避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や地域見守りネットワークを通じて、支援が必要と思われる方の情報を得られる体制を整備し、避難行動要支援者台帳へ令和元年度は新規登録者71名、全部で371名が登録された。 ・避難行動要支援者台帳は警察や消防、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会に提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳の行動支援に関して民生委員をはじめ各自治会へ理解促進のための研修会や周知を行い、自主防災組織にも提供していく必要がある。 ・避難行動要支援者台帳の情報について、定期的な更新方法について検討が必要。
施 策	(2) 避難行動要支援者の避難計画の策定
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳について民生委員児童委員協議会で周知を行った。 ・民生委員や地域見守りネットワークを通じて、支援が必要と思われる方の情報を得られる体制を整備し、避難行動要支援者台帳へ令和元年度は新規登録者71名、全部で371名が登録された。（再掲） ・社会福祉協議会は防災や減災、避難行動に関する学習会を自治公民館や社会福祉施設を活用して実施。広報啓発のため、町民祭など多くの人が集う場において広報活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者台帳の活用方法を自治会や自主防災組織へ周知していくことが必要。 ・要支援者と避難支援者での災害時における具体的な避難行動を平時から確認し合う必要がある。 ・要支援者も含めた防災訓練や福祉避難所開設時の受入体制の確認等が必要。 ・防災学習等が単発の事業になってしまっているため、継続的な事業を目指す。 ・新たな生活様式下での避難方法等についても検討が必要。
施 策	(3) 災害時支援体制と福祉避難所の設定
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として町内の社会福祉法人（2法人）と協定を締結した。 ・保健福祉センターの福祉避難所としての運用について検討を進めることができなかった。 ・座談会などにおいて社会福祉協議会が備蓄する資材についての意見等の集約を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の受入体制について、当事者も交えて流れを確認しておく必要がある。 ・福祉避難所の受入人数が限られるため、町外の法人とも福祉避難所の協定を締結する。 ・感染症対策も含めた福祉避難所の開設や受入体制の整備。
施 策	(4) 中学校と連携した災害時避難体制の構築
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生対象のボランティア学習の機会に、中学校を避難場所として想定したグループワークを行ったが、避難体制の構築について話し合いを持つ機会は十分に確保できなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校を避難所としたグループワークのみしかできていない。仮説の話合いになってしまっているため、防災に関する担当課も交えての協議が必要である

計画目標4 「社会福祉協議会の機能強化をすすめます」に係る評価

施 策	(1) 日常生活自立支援事業の充実と法人後見	
実施内容	・令和元年7月より社会福祉協議会で法人後見の受任を開始し、4件を受任した。 ・座談会や出前講座で権利擁護や法人後見についての啓発を令和元年度4回行った。 ・日常生活自立支援事業についても基幹型から全市町方式への移行についての協議を進め、令和3年度より市町方式での実施を取り決めた。	課題 ・成年後見制度と権利擁護についての周知啓発を継続して行っていく。 ・中核機関設置に向けた体制整備が必要。 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業などに該当しない方への制度の狭間問題の対応を検討する。
施 策	(2) 社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置	
実施内容	・4名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置。地域の事業所と支援体制を構築し、令和元年度は148名延べ660件の相談対応を行った。 ・自治公民館等で開催した13地区的地域福祉座談会で地域課題を集約し、早期介入を行った。	課題 ・住民同士が地域課題を発見できる関係性づくりや、学習の機会を継続して実施する必要がある。 ・身元保証人制度などの保証人問題解決に向けた事業の検討。
施 策	(3) 社会福祉協議会が総合相談支援センターの一部を担当	
実施内容	・福祉協力員養成講座を開催し、ゲートキーパー養成講座や精神障害者の支援等について学習した。報告体制を整備し、令和元年度は地域からの相談を受けた。 ・障害児者の計画相談事業・法人後見事業など新規事業を実施した。 ・制度の狭間の課題に対応するため、社会福祉協議会独自の事業を構築し、金銭管理や生活の援助を実施した。	課題 ・包括化推進員と関係機関が連携し支援に当たれるよう、周知を行いながら福祉協力員などの地域の支援者の育成を継続して行く必要がある。 ・既存の制度では対応できない課題に対し、地域の協力を得ながら新たな社会資源について検討する。 ・外出困難者、地域住民との交流が無い方から相談を受けるための手段の検討。
施 策	(4) 住民交流・住民活動拠点の運営	
実施内容	・多世代交流事業として、学校の授業支援等にシニア世代や講師になり得る住民のマッチングを行い、町内小中学校に対し令和元年度は21件行った。 ・小地域サロン関係者、ボランティア活動者に福	課題 ・サークル活動の発足支援が必要。 ・定期的にサロン活動する自治会を増やし、相談会をとおして地域の実態を把握する。 ・地域の自主的な住民活動（趣味のグループ、お茶会仲間など）は、交流の場として機能して

祉制度に関する学習会を開催し、地域内で課題を見つけ解決する仕組みづくりに取り組んだ。	いると考えられるため、その様な地域活動を情報提供できるよう、活動を把握することが必要。
施 策	(5) 福祉教育、ボランティア活動の推進
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・企業・地域・当事者組織と共同での福祉教育プログラムを6項目構築した。 ・認知用サポーター やゲートキーパー養成研修を実施し啓発に努めた。 ・ソーシャルフェスや障害者の居場所づくり事業をとおして住民が活動する機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各養成研修を受講した方の活動する機会が少ない。 ・新型コロナウイルスによる新しい生活様式下で、自治会単位で開催する、研修事業の開催に関するマニュアル等の作成をする必要がある。

計画目標5 「福祉人材の養成・確保をすすめます」に係る評価

施 策	(1) 福祉人材の養成・確保
実施内容	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の地域看護学習について、3校から各校3名の受入を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各養成講座受講者の活用を検討する。 ・県で行っている福祉資格取得への助成制度を周知する。

第2章 地域福祉推進の基本目標と計画の体系

1. 町の基本目標

町民と町が協働して築く 福祉のまち いちかい

- 法律や制度にもとづく福祉サービスでは、住民の福祉の問題を全ては解決できません。そこでは、町民の力が大切になります。町民と町、公私協働制が必要です。

2. 社会福祉協議会の基本目標

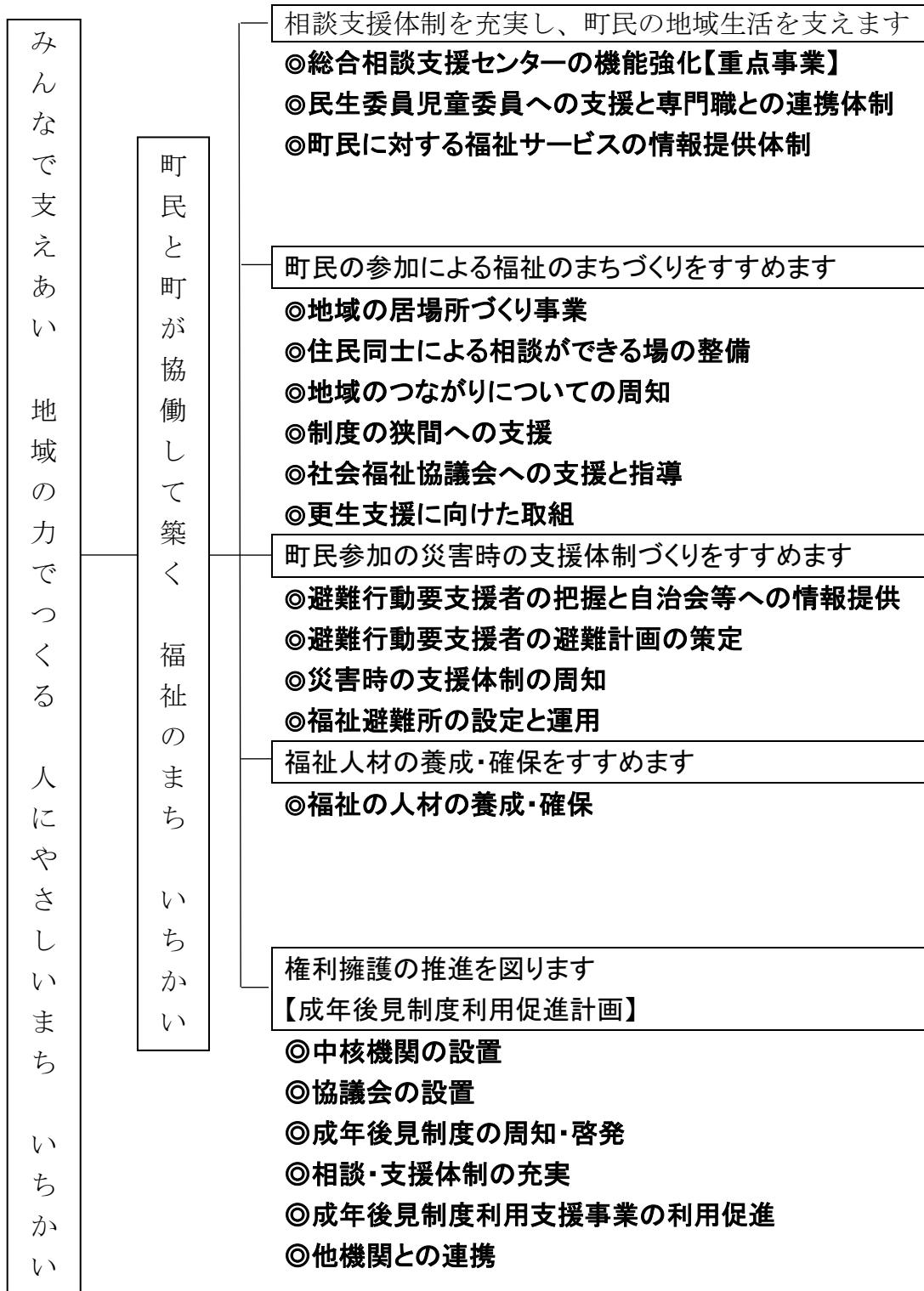
学び合い 遊び合い 支え合う 関係づくり

* 協働 同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

3. 計画目標

- 1. 相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます**
(ニーズに対応した解決する仕組みづくり)
- 2. 町民の参加による福祉のまちづくりをすすめます**
(地域福祉の推進を促進する人材育成と身近な拠点の整備)
- 3. 町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます**
(災害に対応できる支援体制づくり)
- 4. 福祉人材の養成・確保をすすめます**
(福祉人材の養成・地域福祉基盤強化)
- 5. 権利擁護の推進を図ります【成年後見制度利用促進計画】**
(成年後見制度利用促進にかかる事業の促進)
- 6. 社会福祉協議会の体制強化**

○地域福祉計画の体系



○地域福祉活動計画の体系

ニーズに対応した解決する仕組みづくり

- ◎コミュニティソーシャルワーカーの配置
- ◎学校区相談窓口の構築
- ◎個別ニーズ対応の拡充
- ◎福祉相談窓口の機能の周知と利用促進
- ◎福祉に関する情報発信体制の強化
- ◎サービス利用につながりにくい人への支援

地域福祉の推進を促進する人材育成と身近な拠点の整備

- ◎地域福祉を推進する人材育成
- ◎小地域福祉活動ネットワークの構築
- ◎他分野関心の養成講座の開催
- ◎身近な拠点の整備
- ◎権利擁護の取組の推進

災害に対応できる支援体制づくり

- ◎被災生活支援体制の整備
- ◎防災学習会の実施
- ◎災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備

福祉人材の養成・地域福祉基盤強化

- ◎当事者・学校・地域・社協が一体となった福祉教育
- ◎ボランティアコーディネート機能の充実
- ◎イベントでの他分野連携
- ◎社会福祉士実習指導者の取得

成年後見制度利用促進にかかる事業の促進

- ◎日常生活自立支援事業の推進
- ◎権利擁護人材の発掘・育成
- ◎制度の普及啓発
- ◎制度の狭間の人への支援

社会福祉協議会の体制強化

- ◎相談支援業務の戦略的展開
- ◎スーパービジョンの実施
- ◎社会資源情報の集約化
- ◎社会福祉協議会の認知度の向上・スローガン構築
- ◎自主財源の確保
- ◎社会福祉協議会の会員制度の強化

学び合い 遊び合い 支え合う 関係づくり

第3章 地域福祉推進の施策の展開

計画目標

1

相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます
(ニーズに対応した解決する仕組みづくり)

町民の相談・ニーズを素早く正確に把握し、必要な支援が受けられるよう取組ます

【アンケート調査より】

- ・複数の課題を抱えた世帯が増えていることが読み取れ、課題解決に向け民生委員や福祉関係者等との多機関による情報共有や連携が必要となります。
- ・住民の孤独死を防ぐために有効と思われる方法として、隣近所などの安否確認や民生委員の訪問が有効と挙げています。
- ・保健や福祉の情報は広報や自治会の回覧から得ると答えた方が全体の47%、一方で行政のサービスについて情報が無く分からぬという意見も多く有り、自治会加入率の低下や、様々な生活スタイルがある中で、今後町民全てに行き渡る情報提供の方法を検討していく必要があります。
- ・相談の場を求める意見があり、ワンストップ窓口の総合相談支援センターが平成29年に保健福祉センターに開設されましたが、その認知度は約26%程度と低い状況です。

【現状と課題】

- ・福祉のワンストップ窓口である総合相談支援センターを町保健福祉センター内に設置し、複合的な課題を抱えた世帯や制度上のサービスだけでは対応できない問題に対し、多機関とのコーディネートを行い、支援を行っています。福祉に関する相談窓口となっていますが認知度が低く、町民への周知が必要となります。
- ・積極的にアウトリーチ(訪問)することで複合的な課題を抱えた世帯の発見に繋がっていますが、ひきこもり支援には長期的に関わる必要があり、社会参加等の支援となる新たな社会資源も必要となっています。
- ・民生委員の担い手が少なく、福祉協力員(おもいやりサポートー)の活動をとおして今後の民生委員の担い手となるよう参加を呼びかけていく必要があります。また民生委員の負担軽減のため福祉協力員と役割の分散を検討していきます。

(地域からのヒアリング)

- ・個人でできる活動については、3小学校区の地域性を問わず、「声かけ、見守り、自宅訪問」が上位意見にあります。
- ・利用できるサービスを回覧のみでなく、訪問周知などの体制構築を望む声があります。

- ・相談窓口が開いている時間が限られているため、電話相談 や SNS を活用した相談、ケーブルテレビによる情報を発信してほしいという声があります。

町の主な取組

(1) 総合相談支援センターの機能強化【重点事業】

- ・次ページの重点事業参照

(2) 民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制

- ・民生委員児童委員の役割分散のための検討
- ・民生委員児童委員とおもいやりサポーターとの協働体制
- ・民生委員児童委員と専門職の協働体制
- ・民生委員児童委員への研修の充実

(3) 町民に対する福祉サービスの情報提供体制

- ・町の広報や自治会回覧を通じての情報発信
- ・必要な情報が得やすいホームページの運用
- ・医療・福祉等の関係機関から住民へ福祉サービスの情報が伝わるよう、関係機関へ町福祉サービスの情報提供

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①相談対応件数	651件	1,200件
②民生委員児童委員と連携した支援件数	15件	27件
③総合相談支援センターの広報回数	25回	36回



総合相談支援センターとは？

福祉に関する初期相談窓口として市貝町保健福祉センター（市塙1720-1）に設置されています。生活の中で「困ったこと」「どこに相談したら良いのか」とお悩みの方は是非ご相談下さい。相談員がお話を聞き、関係する窓口の紹介や手続のお手伝い、解決に向け一緒に考えていきます。

重 点 事 業

総合相談支援センターの機能強化

(1) 機能強化の必要性

総合相談支援センターは、第1期地域福祉計画に基づき、平成29年4月に開設してから、相談件数も増加しています。相談対応実人数は、平成29年度24人から令和元年度93人と当初より4倍近くに増加し、その実績も着実に延ばしつつあります。この総合相談支援センターは、一か所で住民の全ての生活課題の相談を受け支援にあたっていこうとする体制であり、特に、一世帯で複数の福祉課題を抱える世帯からの相談・支援や、法制度では対応できない課題、制度の狭間の生活課題への対応体制でもあります。従来の相談・支援は、高齢者に関する相談は健康福祉課高齢介護係・地域包括支援センター、障害者に関する相談は健康福祉課福祉係や芳賀郡障害児者相談支援センター、子ども・子育てに関する相談は教育委員会こども未来課、生活困窮問題に関する相談は健康福祉課を通じ県福祉事務所と、法律ごとの縦割りでした。総合相談支援センターは、あらゆる福祉相談をワンストップで、一括で相談を受け、断らずに支援する体制です。いわば、現在、国がすすめている全世代・全対象型支援体制を先行して取り組んだものです。

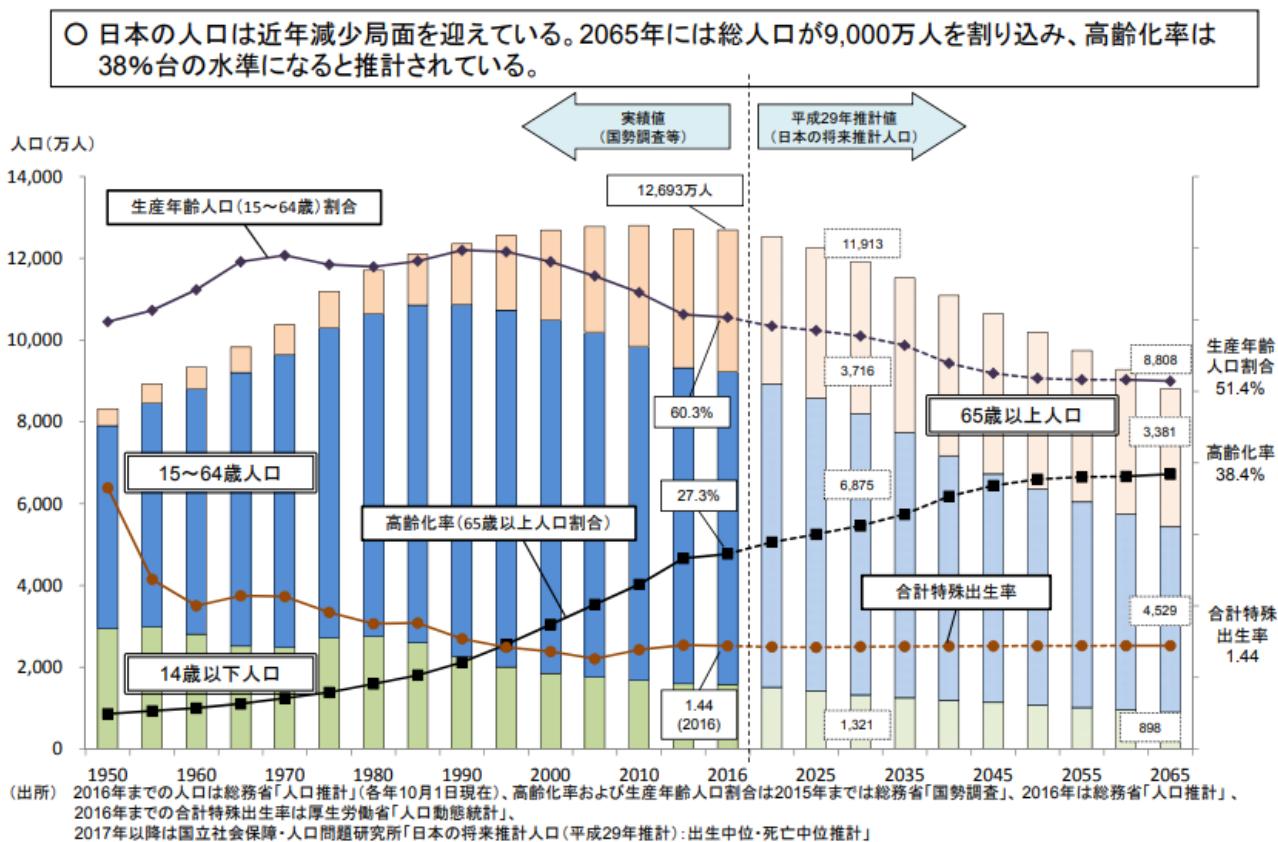
平成30年、国の総務省は「自治体戦略2040構想研究会報告」公表しました。この報告書は、少子高齢社会となっている状況で、特に、2040年頃には、高齢化のピークとなり、人口の多い団塊ジュニア世代も高齢域に達します。この資料によると、市貝町は2015年から2040年までに人口は30%と減少するとなっています。町の人口の推移と予測では、2040年の人口は9082人となっていますが、この報告書にある30%減で計算すると、8207人となり、町の予測数値よりも厳しいものになっています。この様な人口減少がすすんぐると、この報告書では、「地方公務員数は、2040年頃には、団塊ジュニア世代65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者（公務員）の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる」と自治体職員数の減少を予測しています。こうした人口減少・自治体職員の減少に対処していくべく、この報告書では、AI等を活用し職員の事務処理を自動化やシステムの標準化により効率的なサービスを提供したりする「スマート自治体」への転換が必要であるとしています。具体的には、「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」として、「AIやロボティクスが処理できる事務作業は、全て自動処理することにより、職員は企画立案業務や直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力するスマート自治体に転換する必要がある。」としています。さらに、「公共私による暮らしの維持」のところでは、「放置すれば深刻化し、社会問題となる潜在的な危機に対応し、住民生活の維

持に不可欠なニーズをより持続的、かつ、安定的に充足するためには、ソーシャルワーカーなどの技能を習得したスタッフが隨時対応する組織的な仲介機能が求められる。」と述べられています。このことが意味するのは、少ない自治体職員で、行政の機能が果たせるように、AI やロボティクスを駆使して事務を処理しても、住民の生活ニーズに対する相談・支援は、AI やロボティクスで自動処理できないため、そこではソーシャルワーカー等の専門的知識を持つ職員による対応が必要であるということです。

市貝町は、全国的にも早く、総合相談支援センターを設置し、ソーシャルワーカー等が住民に寄り添い、支援する専門職を確保してきました。町の将来を見据えて、さらに総合相談支援センターの体制を強化し、ソーシャルワーカー等の専門職を増員していく必要があります。

また、住民アンケートなどによると、まだ総合相談支援センターの存在が住民に知れわたっていないという大きな課題があります。

図 日本の人口の推移



(出典：厚生労働省「日本の人口の推移」)

(2) 総合相談支援センターの機能強化

1) 徹底した総合相談支援センターPRの広報活動

- ・住民、小・中・高校生からのわかりやすいセンターの愛称募集
- ・町の封筒の裏面にセンターのPR掲載
- ・その他町が出す印刷物にセンターのPR掲載
- ・その他あらゆる機会を使い、センターのPRを行う
- ・医療・保健・福祉の関係者や専門職に対して、センターの周知を図っていく

2) 重層的支援への継続的取組

国の社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の包括的支援体制整備のための重層的支援体制整備事業については、市貝町は、従来から取り組んできているところですが、より一層すすめていきます。

- ・相談者や援助が必要な人・生きづらさを抱えている人などには、断らない相談支援を総合相談支援センターを中心に関係機関と連携して継続してすすめていきます。また、相談・支援については、積極的にアウトリーチ体制ですすめていきます。
- ・参加支援は、社会福祉協議会と連携し、ひきこもり・社会的つながりが少ない人などに対して、農業者や商店等の町の社会資源を活用し、協力を得てすすめていきます。
- ・地域づくりに向けた支援は、社会福祉協議会がすすめている住民による地域の交流・活動と連携して取り組んでいきます。

3) センター専門職による相談機能の強化と役場内各課との連携の推進

- ・現状での相談件数の増加傾向、さらにセンターのPRにより、相談件数も増大すると予測され、相談内容も複雑多岐にわたるものも増えていることから、センターの専門職による相談機能の強化を図ります。
- ・センターへの相談者の相談内容が多岐にわたることがあるため、役場内各課との情報共有と連携を図ります。
- ・センター職員のスーパービジョンの体制と職員の研修を行います。

4) 医療との連携

- ・平成30年度から協力をいただいている訪問看護ステーションとの連携を続けながら、町内の開業医、町に新設された病院、町外の医療機関との連携のためのネットワーク構築を行います。特に、介護保険サービス利用者が退院するにあたっては、担当介護支援専門員に病院から退院の連絡があり、介護保険利用の高齢者以外の町民についても、退院連絡がセンターに入るようなシステムを構築します。

社会福祉協議会の主な取組

(重点的指針)

住民の困りごとは、ライフステージに応じて顕現化してくるため、多機関協働による重層的支援の仕組みを行政と共に構築します。

地域における困りごとに速やかに対応できるよう、コミュニティソーシャルワーカー（※1）、地域福祉推進員（おもいやりサポート）を配置し、自治会関係者なども巻き込んだ、全世代をカバーする包括相談支援体制を構築し、早期の相談介入に取組ます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それの人々が暮らす生活の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をする者

重点的取組	指標目標
<p>①コミュニティソーシャルワーカーの配置</p> <p>町民の日常生活上での相談対応にあたり、地域住民を巻き込んだ相談支援機能を強化します。小学校区域にコミュニティソーシャルワーカーを配置して、町民の生活課題を地域活動内で把握する体制を整えます。</p> <p>また、個別支援とともに、地域支援を行い小地域福祉活動の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・自治公民館単位出前福祉講座形式の学習会の実施・小学校区及び町域開設形式の学習会の実施
<p>②学校区相談窓口の構築</p> <p>町の相談窓口が、市貝小学校区に集約されていることから、赤羽・小貝小学校区に特設の相談窓口を設置し、町民の利用しやすさ等を考慮して、関係機関とも協議して進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・小学校区単位公民館（ふれあい館・きらり館）で、社会福祉士・精神保健福祉士による相談会の実施・自治公民館などを活用した、専門職による相談会の実施
<p>③個別ニーズへの対応の拡充</p> <p>個々のニーズに対してのマッチング機能を充実し、小さな困りごとから日常生活上でのサポートまで、幅広い個々のニーズをボランティアと協力して支えあい機能を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・リサイクルマッチング事業の推進・不動産管理者との空き部屋情報共有・町内企業、農業者間での就労情報の収集・フードバンク事業の推進

<p>④福祉相談窓口の機能の周知と利用促進</p> <p>社会福祉協議会は、地域の福祉相談窓口の一つとして町民に利用を呼び掛けるとともに、町民の方が利用しやすい窓口運営に努めます。住民の悩みや不安を受け止めて、適切な窓口やサービスに繋ぐため、問題等を整理しながら町民に寄り添い、多機関と連携して解決を目指します。</p> <p>⑤福祉に関する情報発信体制の強化</p> <p>市貝町の福祉に関する情報拠点として、保健福祉センターの相談体制を広く周知するため、各自治会の集会時などに積極的に訪問し、ワンストップの相談機能の啓発を行います。</p> <p>また、広報誌以外にも SNS など様々なツールを活用します。</p> <p>⑥サービス利用につながりにくい人への支援</p> <p>自尊感情や自己肯定感が低い人などが、生活困窮になりやすいため、相談があった場合に、寄り添える支援に努め、成功体験の積み重ねを図り地域での「つながる」の再構築を推進します。サービス利用を拒む人や地域事業に参加しない人などが孤立しないよう、福祉団体やボランティア団体とも連携しながら、人との関わりや成功体験を重ねるなどの支援を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談窓口としての利用促進 ・民生児童委員協議会との連携の強化 ・自治公民館出前講座の実施 ・情報提供ツールの有効活用 ・ボランティア活動の体験参加の推進 ・アウトリーチを基本とした、住民の見守り声かけの推進及び支援体制の構築 ・地域サロン活動への訪問支援の実施
--	---

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
① 福祉講座等の開催数、参加者数	13か所	20か所
② 出張相談会の相談回数（エリア別）	0	36回
③ 社会資源情報制度活用に関する事業数	5事業	8事業
④ 社会福祉協議会への相談件数 （通常）660件 (権利) 201件	(通常) 660件 (権利) 201件	(通常) 660件以上 (権利) 201件以上
⑤ 情報発信ツールの発信数	3回	12回
⑥ ボランティア活動者からの相談件数	3件	3件以上

計画目標

2

町民の参加による福祉のまちづくりをすすめます
(地域福祉の推進を促進する人材育成と身近な拠点の整備)

町民による活動を通して地域で様々な課題を解決できるよう取組ます

【アンケート調査より】

- ・普段から地域との交流の必要性を感じている方は約 56%と高く、交流の場を希望する声が挙げられています。一方で地域活動に参加したことが無い方は 21.7%います。
- ・自治会を退会又は加入していない方は約 34%で、理由として 36.2%の方が特に不便を感じていないと答えています。
- ・地域の問題として、防犯防災や一人暮らしの高齢者、高齢者に関する問題の回答が多く、支援の中でも、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者、身寄りの無い方や家族の支援が望めない方が増加しており、近所とのつきあいも無く孤立しがちになってしまっており、地域の見守りが必要となっています。
- ・町民が取り組むべきこととして、助け合い意識の向上や家族以外での相談できる人の増加や、情報交換の場づくりが多く回答されています。
- ・行政が取り組むべきこととして、福祉サービスの評価やサービスが利用できない方への対応、情報提供や相談の場づくりが挙げられています。

【現状と課題】

- ・高齢化が進み、自治会の加入率も年々減少している中で、地域活動に参加することで地域との交流が可能となっているが、自治会未加入の一人暮らしや老々世帯の高齢者は徐々に参加の機会を失い、地域で孤立してしまう恐れがあります。
- ・地域活動を通して交流し、お互いを理解し、相談し合い、助け合うことができる関係性の構築をするため、居場所の紹介や活動に協力してもらえる方、地域のリーダーとして活動してもらえる方の養成が必要です。
- ・地域づくりには社会福祉協議会の活動が必要不可欠であり、町は地域づくりをすすめていくため積極的に社会福祉協議会の取組に対し必要な支援を行います。
- ・地域には様々な方が生活し、犯罪をした者等が更正に向け安心して地域生活できるよう、就労や、医療、福祉等の様々な分野の支援との連携を図ります。
- ・地域には様々な方が共に生活していることを再認識し、お互いに理解し認めあえるよう、学習の機会を提供していきます。

(地域からのヒアリング)

- ・地域で取り組んだほうがいいと思う事業に、3小学校区ともに「居場所づくり」があがっています。また「協力隊制度」があることで、「居場所づくり支援、買い物支援、外出支援」など今後の生活課題の解決に繋がると考えています。
- ・移動支援については、座談会全ての会場において、行政に取り組んでもらいたい重要事項としての意見があります。土日祝にデマンドバスが運行していないため不便という声があります。
- ・同居家族の考えにもよるため、“見守り活動”を良く思われないこともあるため、「見守りの仕方」について、どのような見守り方が良いか学習会や助言を受けたいという声があります。

町の主な取組

(1) 地域の居場所づくり事業

- ・活動する団体に対しての助成等を検討
- ・既存の地域活動の把握と情報提供

(2) 住民同士による相談ができる場の整備

- ・民生委員児童委員の活動内容の周知
- ・居場所の情報提供と支援
- ・福祉の側からの自治会役割について周知

(3) 地域のつながりについての周知

- ・福祉に関する学習会の開催
- ・先駆的な取組の情報発信

(4) 制度の狭間への支援

- ・新たな地域資源の検討
- ・町独自の福祉サービスについて内容の再検討

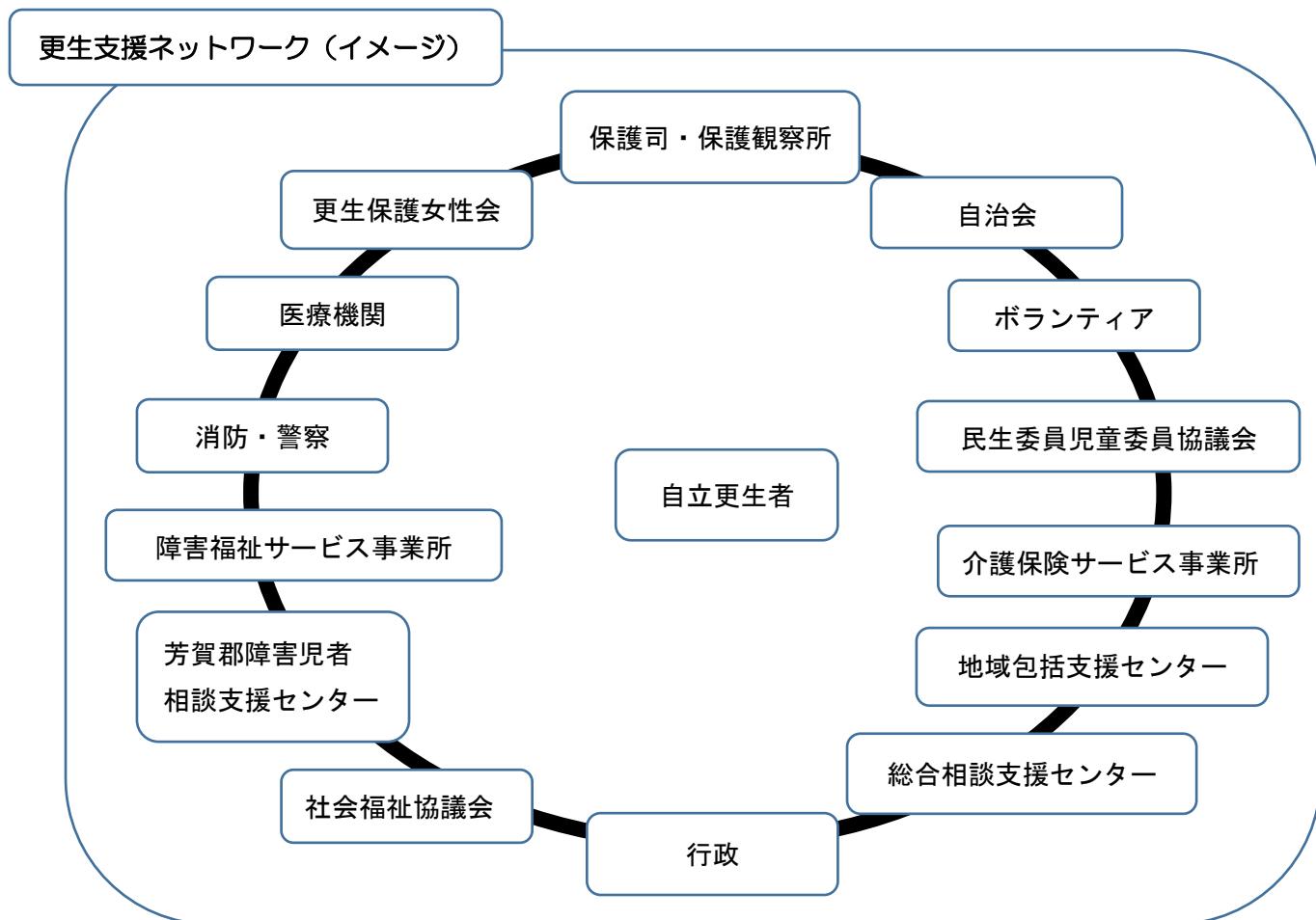
(5) 社会福祉協議会への支援

- ・社会福祉協議会による地域づくりへの積極的な支援
- ・自主財源による運営の推進
- ・地域づくりに必要な取組への町と社会福祉協議会との連携の検討
- ・地域福祉座談会への協力

(6) 更生支援に向けた取組

- ・社会を明るくする運動の周知及び理解
- ・「自立更生者」についての理解啓発
- ・更生保護に係る自立支援関連事業の活用
- ・障害者も含めた自立更生者に対する更生支援ネットワークの構築

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①町施設を利用し活動する自主活動団体の把握	35団体	50団体
②民生委員からの情報提供数	15件	27件
③支援会議開催回数	27回	40回
④相談件数（再掲）	651件	1,200件



社会福祉協議会の主な取組

(重点的指針)

住民一人ひとりに寄り添う支援体制を構築するため、自発的活動者の福祉人材バンク（※2）制度を構築し、地域で実施されている居場所づくり事業などへ福祉に関する知識をもつ活動者を配置するため定期的な研修会を実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを支援します。

福祉に興味関心がある住民向けに福祉連携コーディネーター養成講座として、段階的に社会福祉援助技術や、ゲートキーパー養成講座など受講したのち、いわゆるゴミ屋敷問題などのフィールドワークから、そこに居住する“人や生活”を理解し、町民一人ひとりの権利擁護体制も推進します。また、地域福祉推進員（※3）を配置して小地域によるネットワークづくりを推進します。

※2 福祉人材バンク

福祉分野で活動したい方（活動者）と人材を求める団体等を結びつける、人材のマッチングを中心としながらも定期的な研修を行い、活動者のスキルアップなどを展開する制度。

※3 地域福祉推進員

社会福祉協議会長が委嘱する、住民相互の支え助け合い活動を支援する委員名称。愛称「おもいやりサポーター」として、定期的見守りやいわゆるゴミ屋敷問題への片付け支援など自発的な意思によるボランティア活動。

重点的取組	指標目標
<p>①地域福祉を推進する人材育成</p> <p>住民が担い手となり、地域福祉活動力を高める必要があり、地域福祉活動に関心を持つ人々、積極的に取り組む人々を増やすため、出前型や町域開催型の養成講座を開催する支援をします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・福祉人材バンク制度の構築・情勢・出前福祉講座の実施
<p>②小地域福祉活動ネットワークの構築</p> <p>小学校区等の小地域ごとに、住民主体の相談支援活動のための組織づくりについて、単位シニア層を中心に働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・モデル地区での定期的居場所づくりの実施回数、参加者数・シニアクラブ組織数、会員数

<p>③他分野関心の養成講座の開催</p> <p>ボランティア活動者及び団体にも、主たる活動分野があるため、分野共通のテーマや地域の助け合い活動に繋がる、コーディネーター養成講座を実施し、“地域関係者との連携・分野を超えたネットワークの形成・利用者や制度への総合的な働きかけ”を分野別の特性を知ることから始めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催 ・ゲートキーパー養成講座の開催 ・権利擁護学習会の開催 ・終章学理解講座の開催
<p>④身近な拠点の整備</p> <p>地域の拠点が住民の居場所や役割発揮の場面になるとともに、住民同士の身近な相談窓口になる、居場所の確保とともに、居場所の活動内容の多機能化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動支援数 ・サロン活動への社会資源の協力数
<p>⑤権利擁護の取組の推進</p> <p>権利擁護の基本は、「誰もが安心して地域で暮らし続ける仕組み」を構築することとなるため、町民が不利益を被ることなく、安心して地域で暮らしていくために、日常生活自立支援事業、法人後見事業、安心サポート事業などで、バックアップ体制を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の周知回数、制度利用者数 ・成年後見制度の周知、法人後見利用者数 ・安心サポート事業利用者数

指標目標	現状値(令和元年)	目標値(令和8年)
① 福祉人材バンクへの登録者	0名	80名
② 小地域福祉活動団体数	18クラブ	20クラブ
③ 養成講座の実施回数	10回	20回
④ 社会資源の情報数	4か所	32か所
⑤ 権利擁護の取組の推進	3事業	6事業

計画目標

3

市民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます (災害に対応できる支援体制づくり)

災害時の支援体制やそれぞれの役割を理解し、町民みんなで防災に取組ます

【アンケート調査より】

- ・災害発生時には、多くの方が家族や親戚の安否確認、避難行動の確認をするという回答をしています。
- ・防災や防犯のために個人情報を共有することには73%の方が理解を示しています。
- ・災害時の情報収集について課題があるという意見があります。

【現状と課題】

- ・避難行動要支援者台帳の理解と活用方法について自治会や自主防災組織へ周知する必要があります。また、日頃からの要支援者と避難支援者による意思疎通が重要と考えています。
- ・新型コロナウイルス等の感染症による避難所や福祉避難所でのクラスター発生を防ぐため、感染症予防への取組が必要となっています。
- ・福祉避難所の運用に関して、利用が予想される当事者も含めた防災訓練を検討し実施します。また福祉避難所の利用が必要な要支援者の把握と、その人数に対応するための新たな福祉避難所の確保に取組ます。

(地域からのヒアリング)

- ・3小学校区ともに災害が発生した際の個人の不安については、「ライフライン（13地区）・移動手段（12地区）・健康状態、医療（11地区）」で上位をしめています。
- ・居住世帯に要介護者等がいる場合は、家庭の生活問題、避難問題と家族に関係することが多くなっています。
- ・地域の災害発生時の不安については、大字単位で赤羽地区を除くほぼ全ての地区で“道路（避難経路）”に不安があることの意見があります。また、倒木や土砂災害に関しては小貝小・市貝小学校区が不安を感じており、川・水害については、赤羽小学校区・市貝小学校区が不安を感じています。3小学校で共通する地域の不安は、“地域住民（高齢者）”の避難について手立てが必要な状況になっているという認識を持っています。
- ・地域防災、減災に必要な地域での取組については、避難訓練（12地区）炊き出し訓練（11地区）となっており訓練の必要性は認識していますが、訓練の企画立案についての課題がありました。

- ・その他多くの意見として、“災害時は自助を伸ばす”ことを求めると、自治会役員の方から意見が挙がっていました。災害時に、自治会役員・福祉委員・民生委員に要望を求められても十分な対応が出来ないため、備蓄品の確保や連絡体制など事前にできることも平時から取り組んでおく必要があります。

町の主な取組

(1) 避難行動要支援者の把握と自治会等への情報提供

- ・民生委員や地域見守りネットワークなどを通しての要支援者の把握
- ・避難行動要支援者台帳の活用方法を、自治会や自主防災組織へ周知

(2) 避難行動要支援者の避難計画の策定

- ・避難行動要支援者対応マニュアルの周知
- ・当事者も参加しての防災訓練の実施
- ・地域ぐるみで要支援者の把握と日常的な交流の場の整備

(3) 災害時の支援体制の周知

- ・災害時の情報の集め方について周知
- ・避難行動要支援者台帳の活用方法を、自治会や自主防災組織へ周知

(4) 福祉避難所の設定と運用

- ・町内外を含めた福祉避難所の確保
- ・福祉避難所運用の具体的手順の検討
- ・福祉避難所に対しての災害備蓄品や支援物資の充実

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①避難行動要支援者台帳の登録者数	371人	410人
②個別プラン作成者数	260人	410人
③避難行動要支援者台帳新規登録者数	71人	80人
④福祉避難所協定箇所	2箇所	5箇所

社会福祉協議会の主な取組

(重点的指針)

日頃からお互いが声をかけ合い、災害時にも対応できる体制づくりを進めます。

避難行動要支援体制の推進を図るとともに、平常時及び災害時に対応した災害ボランティア設置・運営マニュアルの更新を行います。

重点的取組	指標目標
①被災生活支援体制の整備 <p>災害直後の混乱期に、一時的に専門的相談が殺到することも予想されることから、災害支援団体等と連携し災害時の相談支援体制推進のため、災害時におけるスキル学習（グリーフケア・ピアカウンセリング）や、生活再建に関する学ぶ機会を創出し、被災現地住民の寄り添い支援体制を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的スキル学習会の実施 ・災害支援関係者との平時における会議等の開催 ・生活再建に関する情報の発信 ・災害時備蓄品の整備
②防災学習会の実施 <p>社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、災害時の支援活動者の育成を目的とした防災学習会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア養成講座の実施 ・地域防災学習会の実施
③災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備 <p>災害発生時の対応について、「災害対応マニュアル」の見直しを随時実施します。また、災害時に備えるため町及び関係機関・団体と協議する場を設けるとともに、日頃からの情報連携体制の促進に努めます。</p> <p>有事の際の職員の役割を認識し必要な行動がとれるよう、ボランティア関係者を交えた運営訓練の実施を行うため、幅広く住民等にも呼びかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の社会福祉協議会、社会福祉法人との災害時の連携に関する協定の推進 ・県内外の社会福祉協議会との災害支援体制の構築に関する連携の推進 ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施

指標目標	現状値(令和元年)	目標値(令和8年)
① 被災生活支援体制に関する理解の創出	3回	6回
② 防災学習会の実施	5回	7回
③ 近隣社会福祉協議会との連携・協定	1社	5社



避難行動要支援者台帳とは？

解説 災害発生時一人では避難することが困難な方について希望される方の情報をあらかじめ把握し、自治会や自主防災組織、消防団等(避難支援関係者)へ情報提供することで、周囲の方が避難をする際などに声かけや避難のお手伝い、安否確認に活用していただくものです。登録される方にはそれぞれ避難時の個別プランを作っていただき、避難が必要な場合にお手伝いをして下さる方も決めていただいている。

災害に備えたワンポイント

非常時に備え家庭で準備しておくと良い物

＜非常時の持ち出し品チェックリスト 日本赤十字社資料より＞

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① リュックサック | ⑯ 包帯 |
| ② 非常食 | ⑰ 三角巾(バンダナ・手ぬぐい) |
| ③ ペットボトル入り飲料水(500ml×3本) | ⑱ マスク |
| ④ 懐中電灯 | ⑲ 常備薬・持病薬 |
| ⑤ ろうそく | ⑳ レジャーシート |
| ⑥ ライター | ㉑ サバイバルプランケット |
| ⑦ 携帯ラジオ | ㉒ 簡易トイレ |
| ⑧ 万能はさみ | ㉓ タオル(2枚) |
| ⑨ 軍手 | ㉔ ポリ袋(大小5枚) |
| ⑩ ロープ | ㉕ トイレットペーパー |
| ⑪ 毛抜き | ㉖ ウェットティッシュ |
| ⑫ 消毒液 | ㉗ 現金(10円玉×25枚) |
| ⑬ 脱脂綿 | ㉘ ガムテープ |
| ⑭ ガーゼ | ㉙ 油性マジック(太字) |
| ⑮ 絆創膏 | ㉚ 筆記用具(メモ帳、油性ボールペン) |

計画目標
4

福祉人材の養成・確保をすすめます
(福祉人材の養成・地域福祉基盤強化)

市貝町で活動する福祉専門職の確保やボランティアの養成に向け取組ます

【アンケート調査より】

- ・家庭生活の中の不安として、自身の身の回りのことや、介護が必要になった家族について不安を感じています。
- ・介護が必要になった場合、家族による介護よりも、介護サービス利用や施設への入所を考えている割合が高くなっています。

【現状と課題】

- ・少子高齢化により介護サービスの需要が増加していくことが予想されます。
- ・各養成講座を受講し地域での理解を進めながら、活動する場を確保し地域に浸透できるような取組が必要です。

(地域からのヒアリング)

- ・ボランティアポイント制度を見直し、幅広い活動（声掛け・買い物）も対象にしたい。
- ・自治会の見守り活動や、支援が必要な世帯への除草作業などに金銭的支援があるといい。
- ・地域で活動する専門員（民生委員）などの質の向上を行う。

町の主な取組

(1) 福祉の人材の養成・確保

- ・医療系からの学校から看護実習生の受入を行います
- ・認知症サポートーやゲートキーパー、ひきこもりサポートー等の養成講座等の開催や受講を勧めます
- ・養成したサポートーの活動する場を確保します
- ・介護職員初任者研修（ヘルパー研修）の助成制度を周知します。

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①認知症サポートー養成数	966人	1,900人
②ゲートキーパー受講者数	77人	260人
③ひきこもりサポートー受講者数	4人	8人

社会福祉協議会の主な取組	
(重点的指針)	
重点的取組	指標目標
<p>①当事者・学校・地域・社協が一体となった福祉教育</p> <p>小中学校への福祉教育を地域関係者と推進し、福祉に対する理解を身近な場所で深められる機会をつくり、次世代の地域福祉の担い手になるよう充実に努めます。</p> <p>②ボランティアコーディネート機能の充実</p> <p>町や自治会関係者と連携して、小地域ごとの生活課題や潜在的なボランティアニーズの把握に努め、個別的なニーズへの対応を充実させていきます。</p> <p>③イベントでの他分野連携</p> <p>町イベントや事業イベントへ法人として参加を行い、福祉分野への理解促進に努めます。</p> <p>④社会福祉士実習指導者の取得</p> <p>社会福祉協議会職員で社会福祉士保持者に実習指導者研修へ参加させ指導資格取得に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での福祉教育の実施回数 ・学校連携事業の実施回数 ・地域福祉人材の発掘 ・ボランティア活動者への登録 ・ボランティア活動保険の推奨 ・他分野事業への参加数 ・企業、団体等との連携数 ・社会福祉士取得者の研修受講

指標目標	現状値(令和元年)	目標値(令和8年)
①福祉教育の実施回数	7回	12回
②ボランティア登録者数	395名	450名
③他分野イベントへの参画	2回	6回
④社会福祉士実習指導者の取得	0名	3名

権利擁護の推進を図ります

【成年後見制度利用促進計画】

(成年後見制度利用促進にかかる事業の促進)

(1) 成年後見制度利用促進計画について

1) 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分になった方に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産等の財産の管理などを行い、本人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

この制度の利用促進が必要となる背景としては、少子高齢化の進行により、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加している中、認知症高齢者の数も年々増加しており、判断能力が不十分な状態で、支援を要する方も増えていると推測されます。特に、将来、認知症高齢者の増大に伴い後見人不足が予測されています。また、知的障害者、精神障害者のご家族も、親の高齢化が進む中、親亡き後の障害者の生活について、不安を抱えている方がいるという背景もあります。

2) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あすてらす）と成年後見制度

全国の社会福祉協議会が取り組んでいる日常生活自立支援事業（あすてらす）は、福祉サービスの利用等援助の他、判断能力が不十分な状態の高齢者や障害者を対象とし、日常的金銭管理や公共料金・家賃・福祉サービス利用料の支払い等を行っています。本人がこの事業の利用を理解して、契約できることが利用条件となっています。市貝町社会福祉協議会も実施しています。

この事業を利用している方が、判断能力を次第に失うと、この事業の対象にはならなくなり、成年後見制度に移行することになります。市貝町社会福祉協議会では法人として後見業務を受任しており、日常生活自立支援事業から成年後見制度までの権利擁護についての支援を行っています。

3) 国の動向

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。同法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

4) 市貝町における計画の位置付け

平成29年6月に改正、平成30年4月1日に施行された改正社会福祉法では、市町村が定める地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項として、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加わり、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」が項目の一つとしてあげられています。成年後見制度の利用促進は、判断能力が不十分になった高齢の方や障害のある方が、地域で安心して暮らしていくために必要な取組であり、地域福祉計画に位置付ける、地域福祉の推進に関する事項に該当することから、今回策定する第2期市貝町地域福祉計画においては、権利擁護支援のためのネットワークの構築や、その中核となる機関の在り方、権利擁護の活動支援等、成年後見制度利用促進計画の内容を盛り込むこととしました。

(2) 本町の現況

市貝町における、成年後見制度の利用促進に関する現況は次のとおりです。

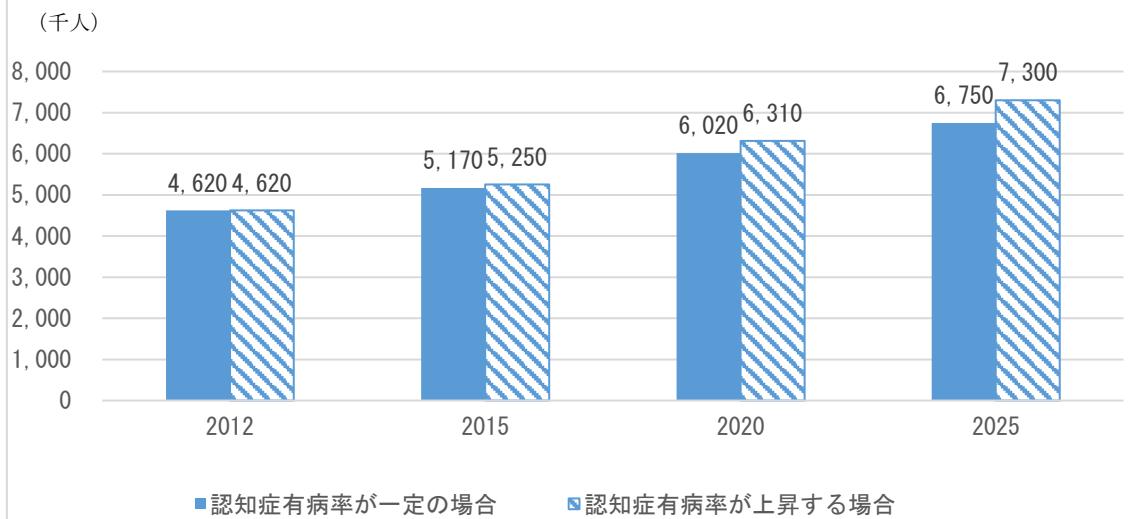
1) 認知症高齢者数の将来推計

認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、全国で、平成27(2015)年には517万人～525万人と推計されており、令和7(2025)年には675万人～730万人になると予測されています。この推計を本町に当てはめると、平成27(2015)年には465人～474人に、令和7(2025)年には679人～736人になると推計されます。

高齢者人口に対する認知症高齢者の出現率〔全国〕

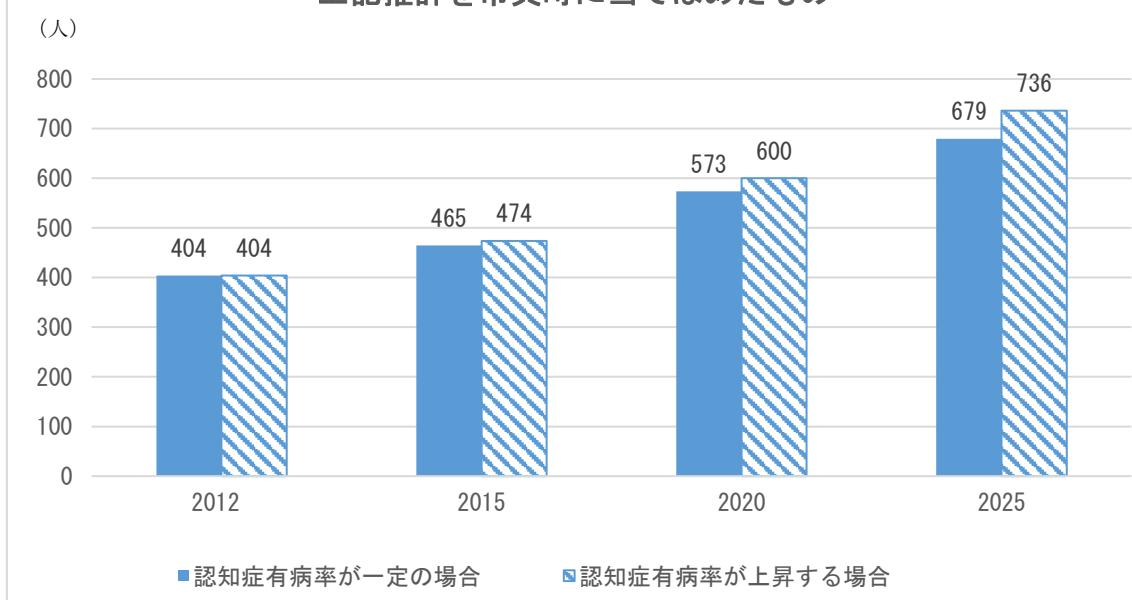
	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
認知症有病率が一定の場合	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%
認知症有病率が上昇する場合	15.0%	16.0%	18.0%	20.6%

高齢者人口に対する認知症高齢者数の将来推計(全国)



【厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[参考]認知症の人の将来推計について」（2015）より】

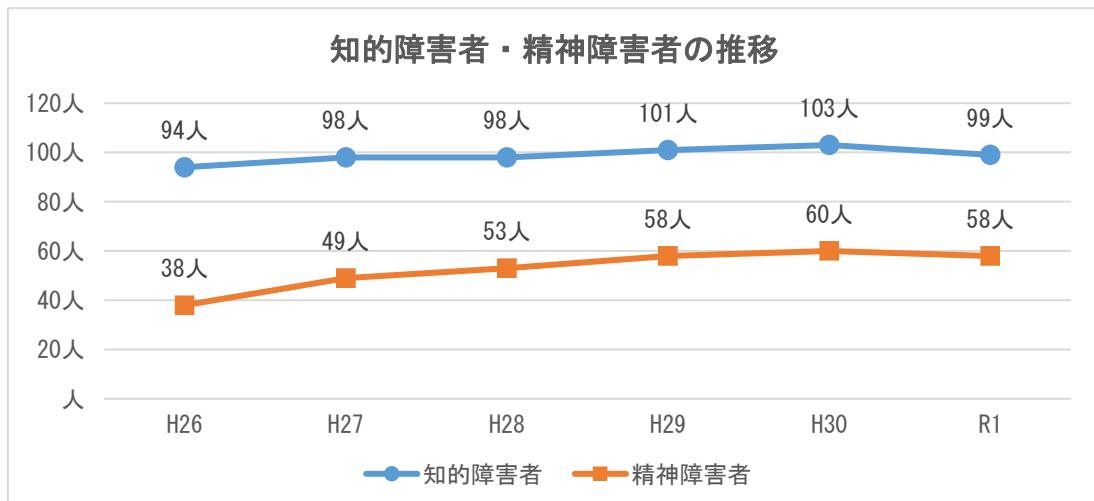
上記推計を市貝町に当てはめたもの



【厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[参考]認知症の人の将来推計について」（2015）及び市貝町の高齢者数推計に基づき推計】

2) 知的障害者、精神障害者の推移

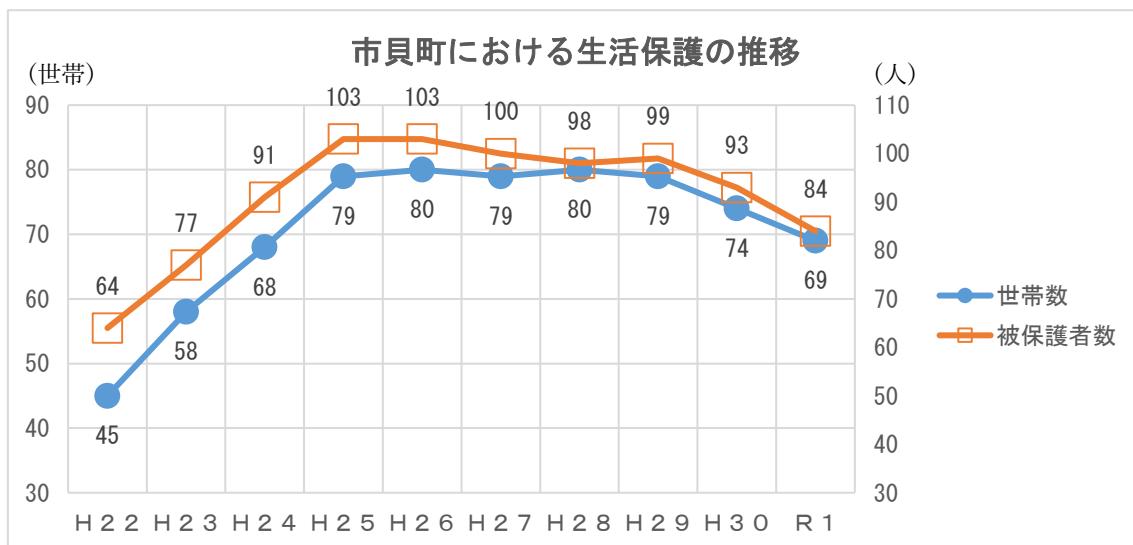
本町における知的障害者の数は、平成 26 年からほぼ横ばいで推移しています。精神障害者数は平成 26 年から平成 29 年にかけては増加傾向にありますが、平成 29 年からは横ばいで推移しています。



【健康福祉課調べ】

3) 生活保護受給者の現状

家族や親類からの支援が得られず生活保護受給者となっている世帯の数は、平成 25 年まで増加を続け、それ以降は保護世帯 80 世帯、受給者数 100 人ほどで概ね横ばいで推移しています。



4) 成年後見制度利用者数

本町の成年後見制度利用者数は、10人で栃木県内では6番目に少ない数となっており、潜在的なニーズ数に対して制度利用が進んでいないことがうかがえます。

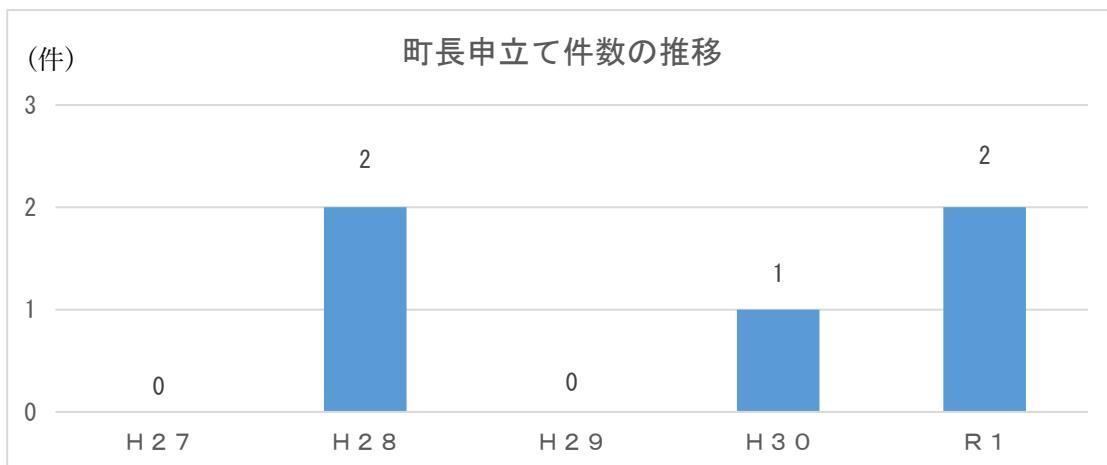
成年後見の概況(H30.11.1時点)

	後見制度利用者数内訳				合計	潜在的ニーズ数	うち第三者後見人等必要者数
	後見	保佐	補助	任意後見			
市貝町	7	3	0	0	10	72	1
栃木県	1,744	237	86	26	2,093	7,504	1,227

【「市町別成年後見の概況」栃木県保健福祉課より】

5) 町長申立ての件数の推移

本町の町長申立て件数は年平均で1件となっており、過去5年間は全て高齢者の申立てとなっています。



【健康福祉課調べ】

《社会福祉協議会の取組》

6) 日常生活自立支援事業の利用者数

日常生活自立支援事業利用者

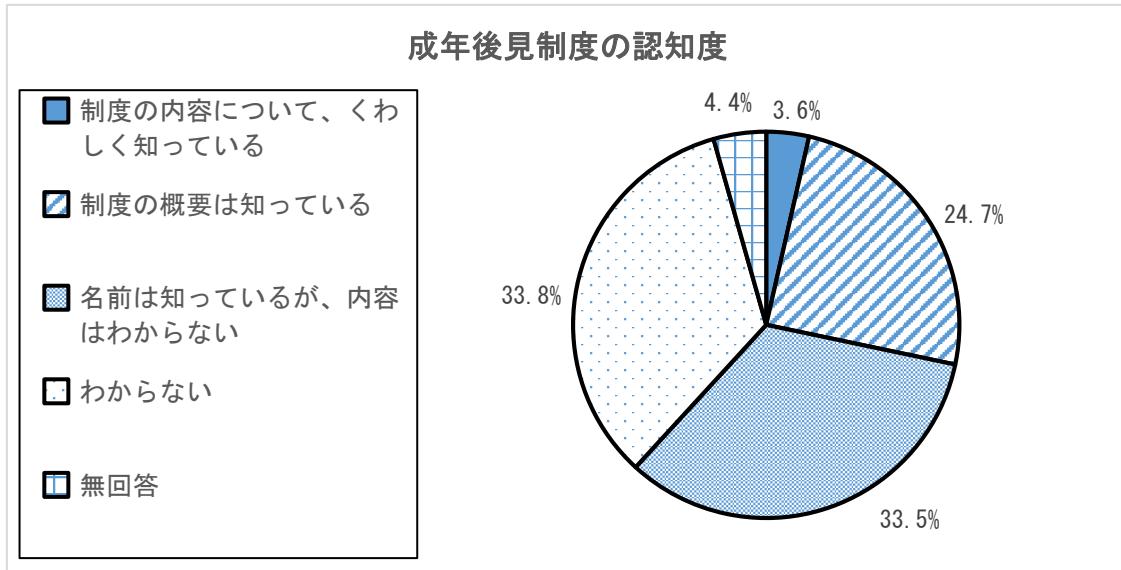
	H27	H28	H29	H30	R1
高齢者	2	2	5	3	4
障害者	6	6	5	7	7
計	8	8	10	10	11

7) 法人後見受任者数

7件（高齢者6件、障害者1件）（R2.7月末時点）

8) 成年後見制度の認知度

町民（20歳から64歳）を対象とした、成年後見制度の認知度についてのアンケートでは、「制度の内容について、くわしく知っている」または「制度の概要は知っている」と回答した人が28.3%と半数に満たない状況でした。



【地域福祉計画アンケートより】

（3）課題

成年後見制度の利用促進に当たっては、以下の項目についての課題があると考えます。

1) 成年後見制度についての認知度が低い

町民アンケート調査での「成年後見制度」の認知度では、「制度の内容について、くわしく知っている」、「制度の概要は知っている」と回答した人は全体の28.3%、一方「名前は知っているが、内容はわからない」、「わからない」と回答した人は67.3%でした。このことからも分かるように、「成年後見制度」はその性質上、誰もが人生において必要になる可能性が高いものであるにもかかわらず、制度についての認知度が低いことが課題となっています。

2) 成年後見制度を必要としている人の早期発見

少子高齢化や一人暮らしの高齢者世帯が増え、地域とのつながりが希薄化してきている中で、悩みを相談できない方や、認知症や障害等の理由により、金銭管理等の日常生活に支障をきたしている現状を認識することができないため、自ら支援を求めることが

できず、地域でも気づきにくく、制度を必要としている人の早期発見が難しいことが課題となっています。

3) 成年後見制度を必要と思われる方が、制度の利用に結びついていない

成年後見制度の利用対象者と想定している、市貝町の認知症高齢者数は推計では令和2年度に573人～600人が見込まれ、今後も増加することが予想されます。また、知的障害のある方、精神障害のある方も横ばいで推移しており、制度利用の必要性が出てくると考えられます。しかし、本町における成年後見制度の利用者数は10人（平成30年11月）となっており、認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方の全てが成年後見制度を利用するわけではないものの、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、自身の状況に合わせて、必要に応じて成年後見制度の利用が必要と思われる方々が、制度の利用に結びついていないことが課題となっています。

4) 成年後見制度についての相談窓口の連携

成年後見制度に関する相談は、地域包括支援センター、芳賀郡障害児者相談支援センターのほか、法人後見業務を行っている市貝町社会福祉協議会で受け付けており、支援を必要とする方の相談を受ける体制は整備されている状況ですが、どの窓口に相談しても必要な支援に結びつくよう、各相談窓口で連携することが必要となっています。

（4）今後の取組内容

国の基本的な考え方は以下の3点です。

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する
- ②意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

町では国の基本理念に基づき、現状の課題を踏まえながら、以下の「地域連携ネットワーク」の3つの役割を実現することで、成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を続けていけるため必要なときに利用できることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制整備に取組ます。

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度運用に資する支援体制の構築
(成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果)

これらの役割を果たすため、地域連携ネットワーク整備に向けた6つの取組を実施します。

- ①中核機関の体制整備
- ②協議会の設置
- ③成年後見制度の周知・啓発
- ④相談・支援体制の充実
- ⑤成年後見制度利用支援事業の利用促進
- ⑥他機関との連携

○課題に対しての取組

課題	取組
1) 成年後見制度についての認知度が低い	①中核機関の体制整備 ②成年後見制度の周知・啓発
2) 成年後見制度を必要としている人の早期発見	①中核機関の体制整備 ②協議会の設置 ③成年後見制度の周知・啓発
3) 成年後見制度を必要と思われる方が、制度の利用に結びついていない	③成年後見制度の周知・啓発 ④相談・支援体制の充実 ⑤成年後見制度利用支援事業の利用促進
4) 成年後見制度についての相談窓口の連携	④相談・支援体制の充実 ⑥他機関との連携



権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

町の主な取組

1) 中核機関の設置

①中核機関の概要

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。成年後見制度利用促進基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の機関も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。

中核機関には「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が求められています。また副次的効果として「不正防止効果」が期待されます。

②設置の方向性

市貝町では、保健福祉センター内に高齢者の権利擁護を担当する「地域包括支援センター」、障害者の権利擁護を担当する「芳賀郡障害児者相談支援センター」、法人後見業務を受任している「社会福祉協議会」、医療に関する「訪問看護ステーション」が集まり、成年後見制度に関する取組を進めるため連携の強化や意見交換を日常的に行うことが可能な環境があります。

それぞれの相談ケースについては、総合相談支援センターが多機関との連携をコーディネートすることで課題解決に向けた専門職も含めた相談体制が構築されており、この体制を活かした形で後見人等の審判確定後における支援者間の情報共有等を実施する体制を整備できるよう検討を進めます。

2) 協議会の設置

①協議会の概要

後見等開始の前後を問わず、成年被後見人を支援する者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において連携体制を強化し自発的に協力する体制作りを進める合議体です。なお、中核機関が協議会の事務局機能を担います。

②設置の方向性

市貝町では、総合相談支援センターが多機関協働による包括的な支援体制を構築するため、相談ケースに応じて関係者を集め支援調整会議を後見等開始の前後を問わず開催

しています。また保健福祉センター内には地域包括支援センター、芳賀郡障害児者相談支援センター、社会福祉協議会、訪問看護ステーションが集まり、課題解決に向けた取組を進めるため、連携の強化や意見交換を行うことが可能な環境があります。

それぞれの相談ケースに対して支援を検討する場としての、「地域ケア会議」、「包括化推進会議」等既存の会議を活用して協議会の整備について検討を進めています。

3) 成年後見制度の周知・啓発

○わかりやすいチラシの作成

成年後見制度利用について、高齢者や障害者の方でも理解しやすい内容でまとめたチラシを作成し、住民や民間企業に対し制度の理解促進や相談窓口の周知を図ります。

○地域座談会等への出前講座

地域座談会等へ出向き、権利擁護についての講座を開き、地域住民に制度理解促進を図ると共に、住民から支援が必要な方への情報提供や、制度利用が必要と思われる方の早期発見ができるように周知・啓発を行います。

4) 相談・支援体制の充実

○断らない相談支援

それぞれの権利擁護に関する相談窓口において、関係者からの相談に応じ中核機関が中心となって、情報を集約しながら必要に応じ弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の意見を得ながら相談者に対し必要な支援を提供します。

○法人後見受任機関の確保

今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、N P O や社会福祉法人による法人後見受任団体の確保に向けて、福祉関係団体に対し、法人後見実施に当たっての研修会開催や支援事例の発信をします。

5) 成年後見制度利用支援事業の利用促進

町では町長申立てや選任された当該後見人等に対する報酬等の費用負担について、生活保護受給者や活用できる資産、貯蓄等が無く助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対し、申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施しています。成年後見制度利用支援実施要綱に基づき活用してもらうことで、成年後見制度を必要とする方が不安なく制度利用できるよう、助成制度の利用を図ります。また利用者のニーズを踏まえ必要に応じ助成制度の見直しを検討します。

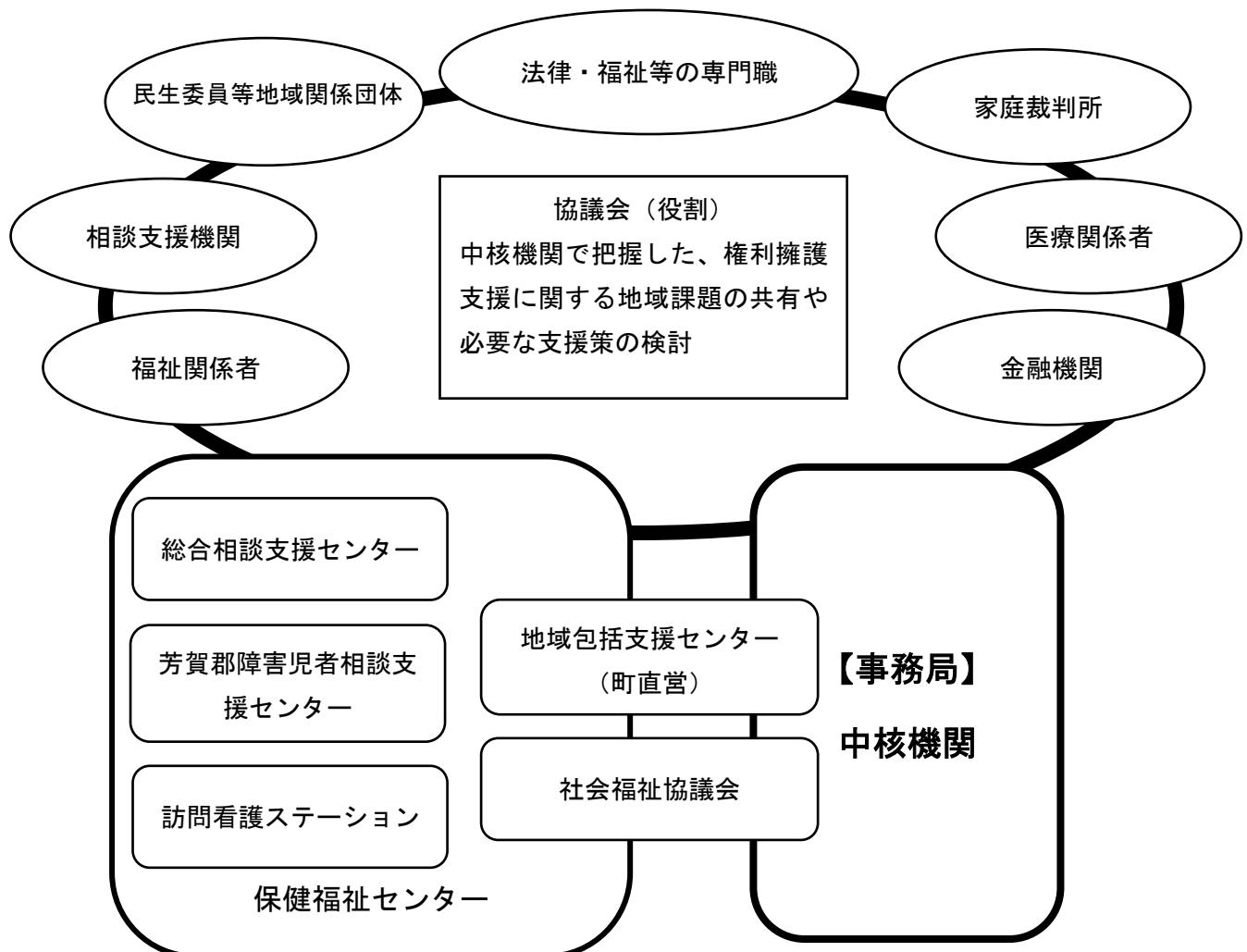
6) 他機関との連携

専門職が参加しての会議や市民後見人の育成などに対し、単独、広域での取組、県や県社協による県内統一しての取組など、限られた社会資源を有効活用・効果的な事業展

開ができるよう、他の自治体や団体と意見交換を行える体制を検討し、そのような場に積極的に参加します。

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①市貝町に住民票がある被後見人等の人数	15人	25人
②権利擁護相談件数（地域包括分）	91件	140件
③町長申立件数	2件	6件
④報酬助成制度利用者数	2件	6件
⑤協議会開催回数	—	2回/年
⑥権利擁護に関する周知啓発の取組	3回/年	9回/年

【協議会のイメージ】



社会福祉協議会の主な取組

(重点的指針)

社会福祉協議会が窓口となって、判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護するために、権利擁護事業の推進に取組ます。

重点的取組	指標目標
①日常生活自立支援事業の推進 県社会福祉協議会より受託している日常生活自立支援事業（あすてらす）の普及・利用促進に努め、受任件数の増を目指します。 (※ 基幹社協方式から全市町方式への移行)	日常生活自立支援事業の相談受任件数
②権利擁護人材の発掘・育成 日常生活自立支援事業（あすてらす）の生活支援員の人材の発掘・育成に努め、地域の権利擁護人材の活動を支援します。 権利擁護関係の研修の充実	権利擁護事業に関わる人材発掘・育成 法人後見支援員養成研修の受講
③制度の普及啓発 出前福祉講座、広報、ホームページ、SNSを活用して権利擁護にかかる制度の普及に努めます。	権利擁護事業の広報等による啓発
④制度の狭間の人への支援 制度の狭間にいる人への支援について、地域住民・支援関係者・福祉専門職・関係機関と連携して取組ます。	制度の狭間の人への支援体制の構築

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①日常生活自立支援事業の相談件数	120件	180件
②権利擁護事業に関わる地域人材発掘・育成	1名	3名
③権利擁護事業の広報等による啓発	3回	9回
④制度の狭間の人への支援体制の構築	1事業	3事業
⑤司法関係者による専門相談回数	24回/年	26回/年

計画目標

6

社会福祉協議会の体制強化

地域福祉を推進する中核的な団体としての機能強化を目指し、社会福祉協議会は次のこととに重点的に取組ます

【アンケート調査より】

- ・保健や福祉に関する困った時の相談先として、「役場（39.5%）」、次いで「特にない（25.6%）」となっています。ワンストップの相談窓口として保健福祉センターに事務所を構える地域包括支援センター（10.9%）、総合相談支援センター（10.1%）、社会福祉協議会（8.5%）の比率を集約しても29.5%となっていますが、「特にない」と回答した方々の相談先が保健福祉センターになるよう、地域との関わりがある社会福祉協議会が情報発信や機能紹介など、周知と必要に応じた相談対応を行う必要があります。

社会福祉協議会の主な取組

（重点的指針）

社会福祉法に基づき、地域の福祉課題の解決に取組、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指すと位置づけがあり、地域福祉総合計画においても社会福祉協議会の機能的役割が重要になってきていることから、地域福祉活動計画に即して、体制強化に努めます。

重点的取組	指標目標
<p>①相談支援業務の戦略的展開</p> <p>町民一人ひとりの多様な福祉ニーズに応えるため、地域特性や社会資源を活用した、独自の相談事業に取組ます。</p> <p>総合相談窓口体制の強化のため、障害児者計画相談事業、権利擁護事業（法人後見事業・日常生活自立支援事業）などの周知啓発にも取組、町全体の相談支援体制強化のため積極的事業展開を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ “人”への支援に対する対応力の研鑽・ 社会福祉協議会の独自事業の展開
<p>②スーパービジョンの実施</p> <p>相談支援機能の強化及び、相談の効果的対応の</p>	<ul style="list-style-type: none">・ スーパービジョンの実施回数

<p>ため機関内外の専門者を招いて、職員個々の相談対応能力の向上に努めます。</p> <p>③社会資源情報の集約化</p> <p>アウトリーチによる、地域社会資源の情報を集約化し小学校区単位の社会資源情報と町域の福祉に関する生活情報の情報シートを作成します。</p> <p>④社会福祉協議会の認知度の向上・スローガン構築</p> <p>法人活動周知を強化するため、住民向けの講演会や啓発活動に取組、地域のイベント等に積極的に参加します。</p> <p>社会福祉協議会のスローガンや愛称を検討し、住民に身近な組織になるための活動を行います。</p> <p>⑤自主財源の確保</p> <p>法人運営費を町に依存している状況であり、民間としての自由な活動を推進するため自主財源による運営強化に努めます。</p> <p>⑥社会福祉協議会の会員制度の強化</p> <p>法人会費（普通会費・特別会費・賛助会費）への協力を求めるにあたり、法人の事業説明を地域に出向いて行うため、自治会事業に積極的に参加します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源情報シートの作成 (就労情報、住居情報等) 町イベントへのブース出展 自治会の集会時の説明訪問 出前講座等の対応 スローガンの設置 広報誌の発行回数の増 自主財源額 会員数、会費額
---	---

指標目標	現状値（令和元年）	目標値（令和8年）
①相談支援の独自事業の展開	1事業	3事業
②スーパービジョンの実施	随時/年	2回/年
③社会資源の情報集約	12項目	20項目
④認知度向上のための情報発信数	3回	12回
⑤社会福祉協議会の自主財源額	4, 151, 335円	6, 600, 000円
⑥社会福祉協議会の会員数	普通 2, 371戸 特別 134名 賛助 39社	普通 2, 500戸 特別 150名 賛助 50社

資料編

- ・市貝町地域福祉計画策定に係るアンケート調査
- ・地域座談会まとめ
- ・策定委員会設置要綱
- ・策定委員会等名簿
- ・福祉計画策定経過
- ・用語説明

◎市貝町地域福祉計画策定に係るアンケート調査

調査対象 20歳から64歳 無作為抽出による1,000人

調査期間 令和2年7月中旬発送から令和2年7月31日投函までの約2週間

調査方法 郵送配布・郵送回収。調査票による本人記入方式

回答数 364人(回答率 36.4%)

【1 あなた自身のことについて】

問1 あなたの性別は、どれですか。(1つに○)

	人数	%
男性	164	45.1%
女性	199	54.7%
その他	0	0.0%
無回答	1	0.3%
計	364	100%

問2 あなたの年齢をお答えください。令和2年7月1日現在

	人数	%
20歳代	50	13.7%
30歳代	60	16.5%
40歳代	99	27.2%
50歳代	94	25.8%
60歳代	58	15.9%
70歳代以上	0	0.0%
無回答	3	0.8%
計	364	100%

問3 あなたの職業は、どれですか。(1つに○)

	人数	%
自営業	17	4.7%
会社員	172	47.3%
公務員・団体職員	32	8.8%
農業	9	2.5%
パート・アルバイト	58	15.9%
学生	15	4.1%
家事手伝い	3	0.8%
年金受給者	5	1.4%
無職	39	10.7%
その他	13	3.6%
無回答	1	0.3%
計	364	100%

〈その他〉・無回答・派遣社員・歯科衛生士・主婦・森林組合(林業)・介護職・専業主婦・作業所

問4 あなたは、どの地区にお住まいですか。(1つに○)

	人数	%
小貝小学校地区	68	18.7%
市貝小学校地区	148	40.7%
赤羽小学校地区	146	40.1%
無回答	2	0.5%
計	364	100%

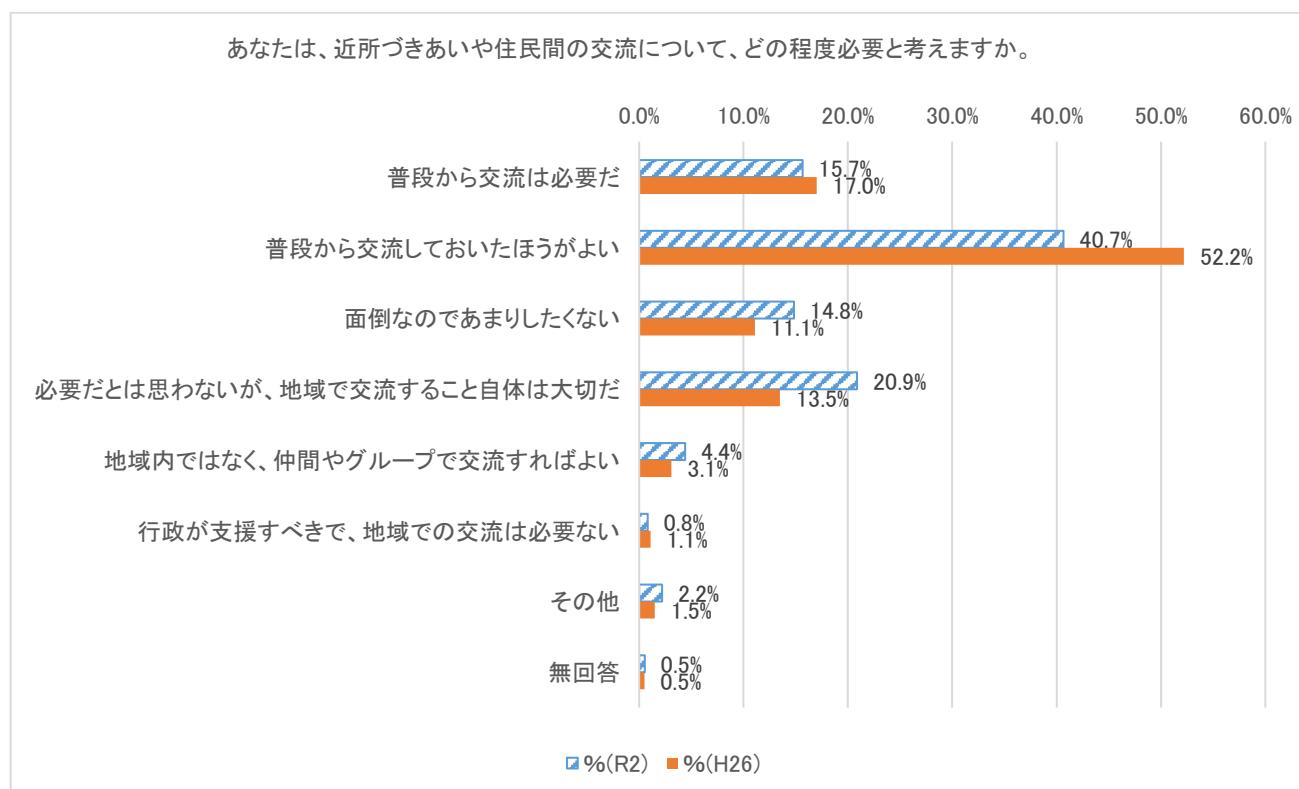
【 2 地域との関わり、地域について 】

問 5 あなたは、近所づきあいや住民間の交流について、どの程度必要と考えますか。(1つに○)

	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
普段から交流は必要だ	57	15.7%	17.0%	△ 1.3
普段から交流しておいたほうがよい	148	40.7%	52.2%	△ 11.5
面倒なのであまりしたくない	54	14.8%	11.1%	3.7
必要だとは思わないが、地域で交流すること自体は大切だ	76	20.9%	13.5%	7.4
地域内ではなく、仲間やグループで交流すればよい	16	4.4%	3.1%	1.3
行政が支援すべきで、地域での交流は必要ない	3	0.8%	1.1%	△ 0.3
その他	8	2.2%	1.5%	0.7
無回答	2	0.5%	0.5%	0.0
計	364	100%	100%	

< その他 >・行政が主体となって地域交流できる機会を増やすべき・1か2だと思いますが、近所付き合いは人間関係がむずかしいと思う・交流は必要だと思うが、時間的にむずかしい・交流は必要だと思うが共働きで小さな子どもを子育て中なので現実は難しい所がある・必要だとは思うが時代や変化に合わせて変えていくべき・2と3の間

あなたは、近所づきあいや住民間の交流について、どの程度必要と考えますか。



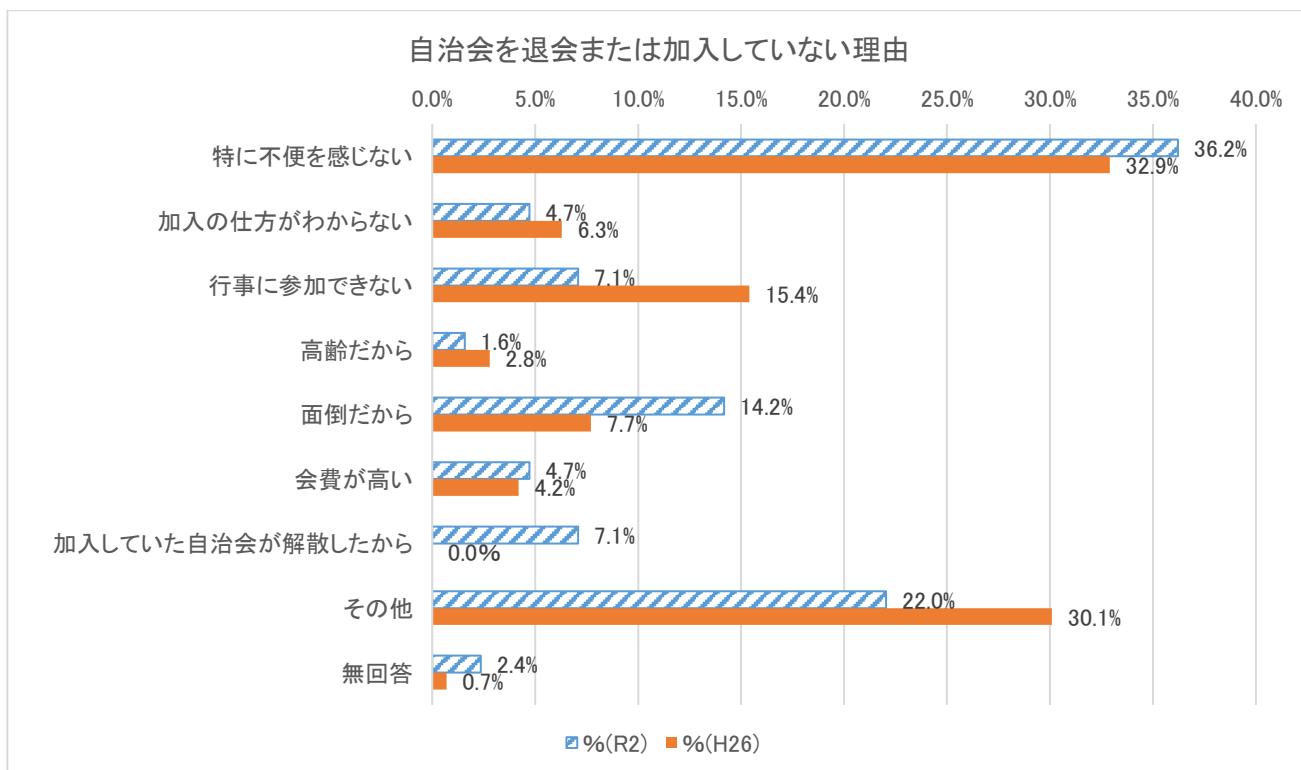
問 6 あなたは、現在自治会に加入していますか。(1つに○)

	人数	%
加入している	236	64.8%
加入していたが退会した	24	6.6%
加入していない	103	28.3%
無回答	1	0.3%
計	364	100%

問6-2 問6で、「2.加入していたが退会した」「3.加入していない」と答えた方におたずねします。その理由はなんですか。(1つに○)

	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
特に不便を感じない	46	36.2%	32.9%	3.3
加入の仕方がわからない	6	4.7%	6.3%	△ 1.6
行事に参加できない	9	7.1%	15.4%	△ 8.3
高齢だから	2	1.6%	2.8%	△ 1.2
面倒だから	18	14.2%	7.7%	6.5
会費が高い	6	4.7%	4.2%	0.5
加入していた自治会が解散したから	9	7.1%	設問無し	7.1
その他	28	22.0%	30.1%	△ 8.1
無回答	3	2.4%	0.7%	1.7
計	127	100%	100%	

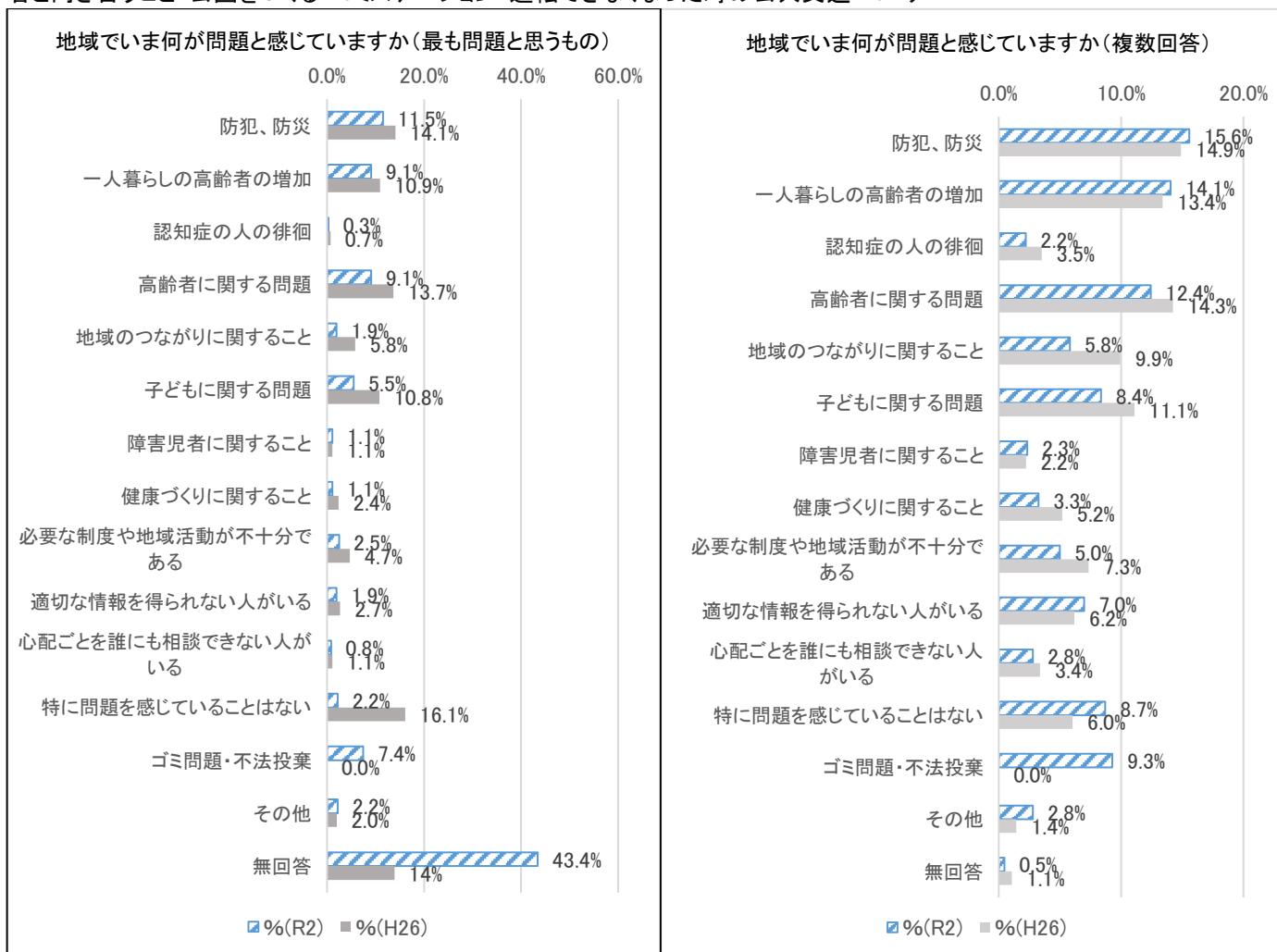
＜その他＞・借家だから・同居する義父が現在やっている・親が入っているから・移転したので・子供達が卒業し高齢夫婦なので・自分勝手な人が多くなってきたから・仕事関係で現在市員に住んでいない為・アパートの方針なので・団地の管理組合に加入しているから・自治会の近くに住んでいない・自治会がない・忙しいから・閉鎖的な印象があるから・入会費が高額と感じたため・タイミングを逃した・越してきた時によそものは入られないと言われた・周辺の自治会より入ると言われた・新しい自治会を作ったらと言われた・同居家族が加入しているため自分もそこに含まれるかどうか分からない



問7 あなたは、地域でいま何が問題と感じていますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も問題だと思うもの1つに◎をしてください)

	最も問題だと思うもの				あてはまるもの			
	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
防犯、防災	42	11.5%	14.1%	△ 2.6	134	15.6%	14.9%	0.7
一人暮らしの高齢者の増加	33	9.1%	10.9%	△ 1.8	121	14.1%	13.4%	0.7
認知症の人の徘徊	1	0.3%	0.7%	△ 0.4	19	2.2%	3.5%	△ 1.3
高齢者に関する問題	33	9.1%	13.7%	△ 4.6	107	12.4%	14.3%	△ 1.8
地域のつながりに関する問題	7	1.9%	5.8%	△ 3.9	50	5.8%	9.9%	△ 4.1
子どもに関する問題	20	5.5%	10.8%	△ 5.3	72	8.4%	11.1%	△ 2.7
障害児者に関する問題	4	1.1%	1.1%	0.0	20	2.3%	2.2%	0.1
健康づくりに関する問題	4	1.1%	2.4%	△ 1.3	28	3.3%	5.2%	△ 1.9
必要な制度や地域活動が不十分である	9	2.5%	4.7%	△ 2.2	43	5.0%	7.3%	△ 2.3
適切な情報を得られない人がいる	7	1.9%	2.7%	△ 0.8	60	7.0%	6.2%	0.8
心配ごとを誰にも相談できない人がいる	3	0.8%	1.1%	△ 0.3	24	2.8%	3.4%	△ 0.6
特に問題を感じていることはない	8	2.2%	16.1%	△ 13.9	75	8.7%	6.0%	2.7
ゴミ問題・不法投棄	27	7.4%	設問無し	7.4	80	9.3%	設問無し	9.3
その他	8	2.2%	2.0%	0.2	24	2.8%	1.4%	1.3
無回答	158	43.4%	14.0%	29.5	4	0.5%	1.1%	△ 0.6
計	364	100%	100%		861	100%	100%	

<その他>・道路の狭さ・小学校のバス停留所・騒音・交通あぶない・空き家の増加・自治会に加入していない方もゴミ(可燃・不燃物)が出せる様に願いたいです・空き家の周囲の環境の悪化・住宅地の違法駐車・住宅街の野焼きの悪臭・廃墟の建物がこわい・公共交通機関・空き地等の雑草・ゴミ対策・灯りが少なく暗い・悪臭がひどい飲食店にとても迷惑している・土地管理・自治会の決め事が合理的でないことがある・住宅地でゴミを燃やす・道路・側道(走りにくい道が多い)・年寄りを気にして若者と向き合うこと・公園をつくる・ゴミステーション・運転できなくなった時の公共交通・コロナ

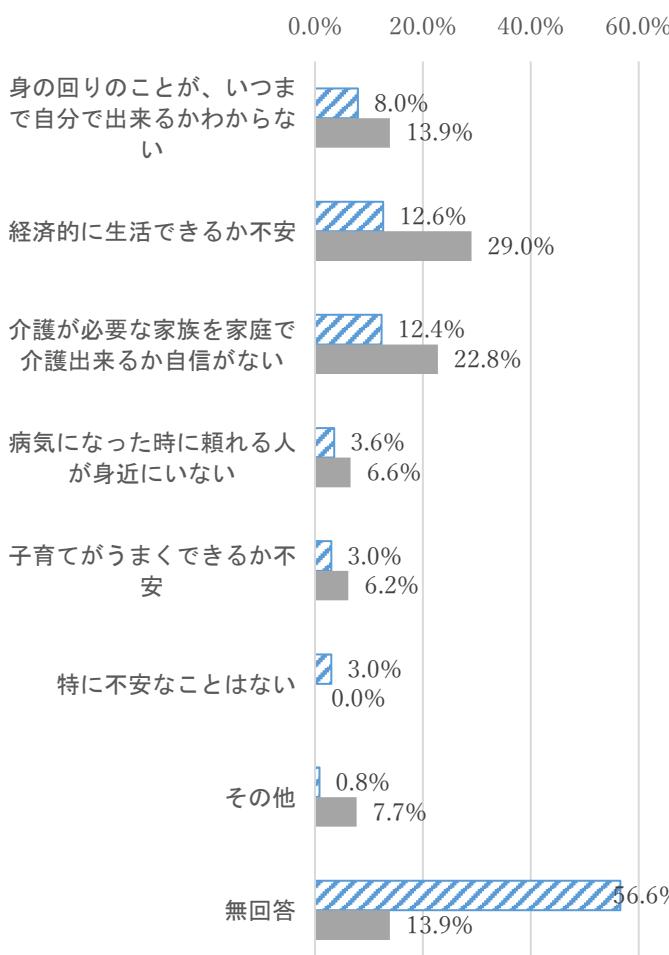


問8 あなたは、家庭生活の中で、不安を感じたことはありますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も不安と感じているもの1つに◎をしてください)

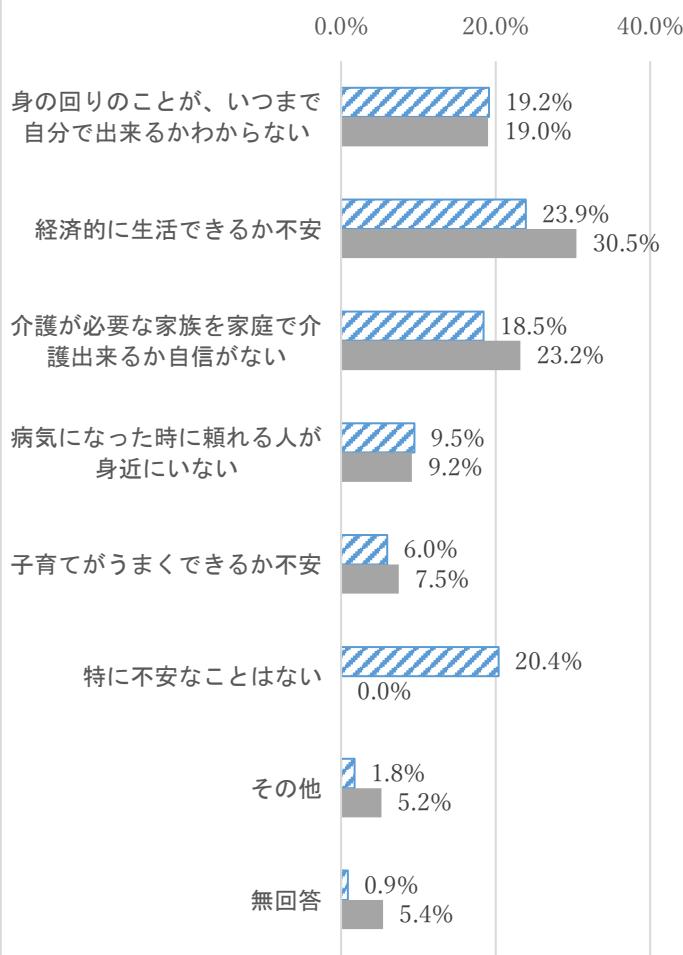
	最も不安だと思うもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
身の回りのことが、いつまで自分で出来るかわからない	29	8.0%	13.9%	△ 5.9	109	19.2%	19.0%	0.1
経済的に生活できるか不安	46	12.6%	29.0%	△ 16.4	136	23.9%	30.5%	△ 6.6
介護が必要な家族を家庭で介護出来るか自信がない	45	12.4%	22.8%	△ 10.4	105	18.5%	23.2%	△ 4.8
病気になった時に頼れる人が身近にいない	13	3.6%	6.6%	△ 3.0	54	9.5%	9.2%	0.3
子育てがうまくできるか不安	11	3.0%	6.2%	△ 3.2	34	6.0%	7.5%	△ 1.5
特に不安なことはない	11	3.0%	設問無し	3.0	116	20.4%	設問無し	20.4
その他	3	0.8%	7.7%	△ 6.9	10	1.8%	5.2%	△ 3.5
無回答	206	56.6%	13.9%	42.7	5	0.9%	5.4%	△ 4.6
計	364	100%	100%		569	100%	100%	

くその他>・地域の活動(自治会)が昔ながらでやりづらい・公共交通が貧弱・スーパー等が遠い・嫁としてやっていく自信がない・免許を返却して車の運転ができなくなった時の日常生活・買い物など・介護が必要な家族が居た場合の仕事と介護の両立・子の自立と親の介護・病人がいるため今後一人でいる時が心配である・今は問題でなくても今後価値観の違う外国人が増えた時の防犯

家庭生活の中で、不安を感じたこと (最も不安だと思うもの)



家庭生活の中で、不安を感じたこと（複数回答）



□ % (R2) ■ % (H26)

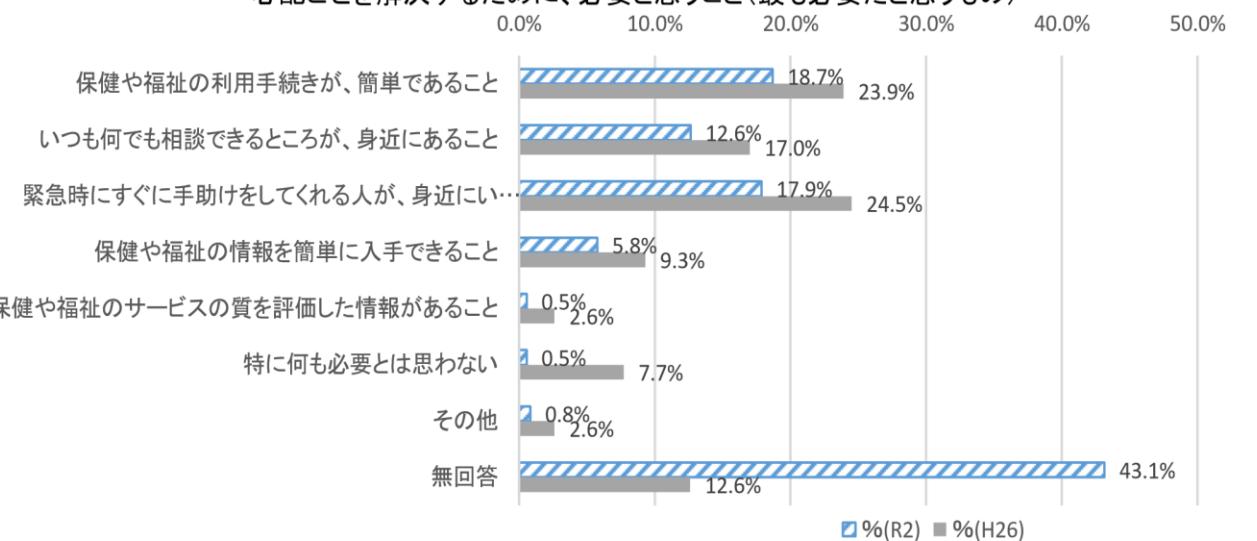
□ % (R2) ■ % (H26)

問9 あなたの心配ごとを解決するために、必要と思うことはどれですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も必要を感じているもの1つに◎をしてください)

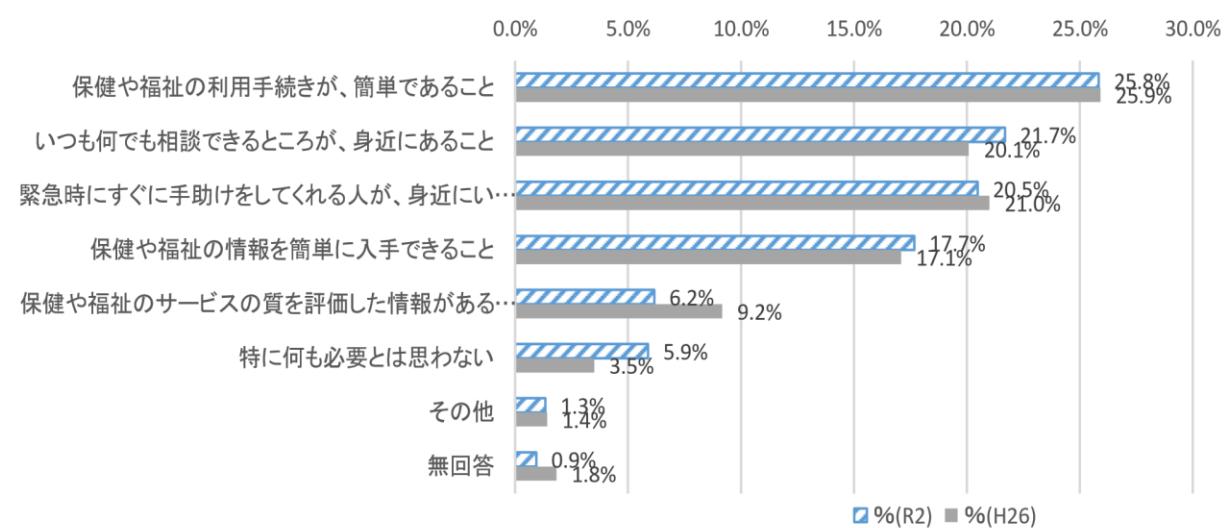
	最も必要だと思うもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	%(%R2)	%(%H26)	増減 (%R2-%H26)	人数	%(%R2)	%(%H26)	増減 (%R2-%H26)
保健や福祉の利用手続きが、簡単であること	68	18.7%	23.9%	△ 5.2	193	25.8%	25.9%	△ 0.1
いつも何でも相談できるところが、身近にあること	46	12.6%	17.0%	△ 4.4	162	21.7%	20.1%	1.6
緊急時にすぐに手助けをしてくれる人が、身近にいること	65	17.9%	24.5%	△ 6.6	153	20.5%	21.0%	△ 0.5
保健や福祉の情報を簡単に入手できること	21	5.8%	9.3%	△ 3.5	132	17.7%	17.1%	0.6
保健や福祉のサービスの質を評価した情報があること	2	0.5%	2.6%	△ 2.1	46	6.2%	9.2%	△ 3.0
特に何も必要とは思わない	2	0.5%	7.7%	△ 7.2	44	5.9%	3.5%	2.4
その他	3	0.8%	2.6%	△ 1.8	10	1.3%	1.4%	△ 0.1
無回答	157	43.1%	12.6%	30.5	7	0.9%	1.8%	△ 0.9
計	364	100%	100%		747	100%	100%	

＜その他＞・町の広報を配達してほしい・バスの本数が多ければいいと思う・今学生で他県に住んでいるのでわからない・車に乗れない高齢者が自立できる環境・コロナで収入減の家庭への補償金

心配ごとを解決するために、必要と思うこと(最も必要だと思うもの)



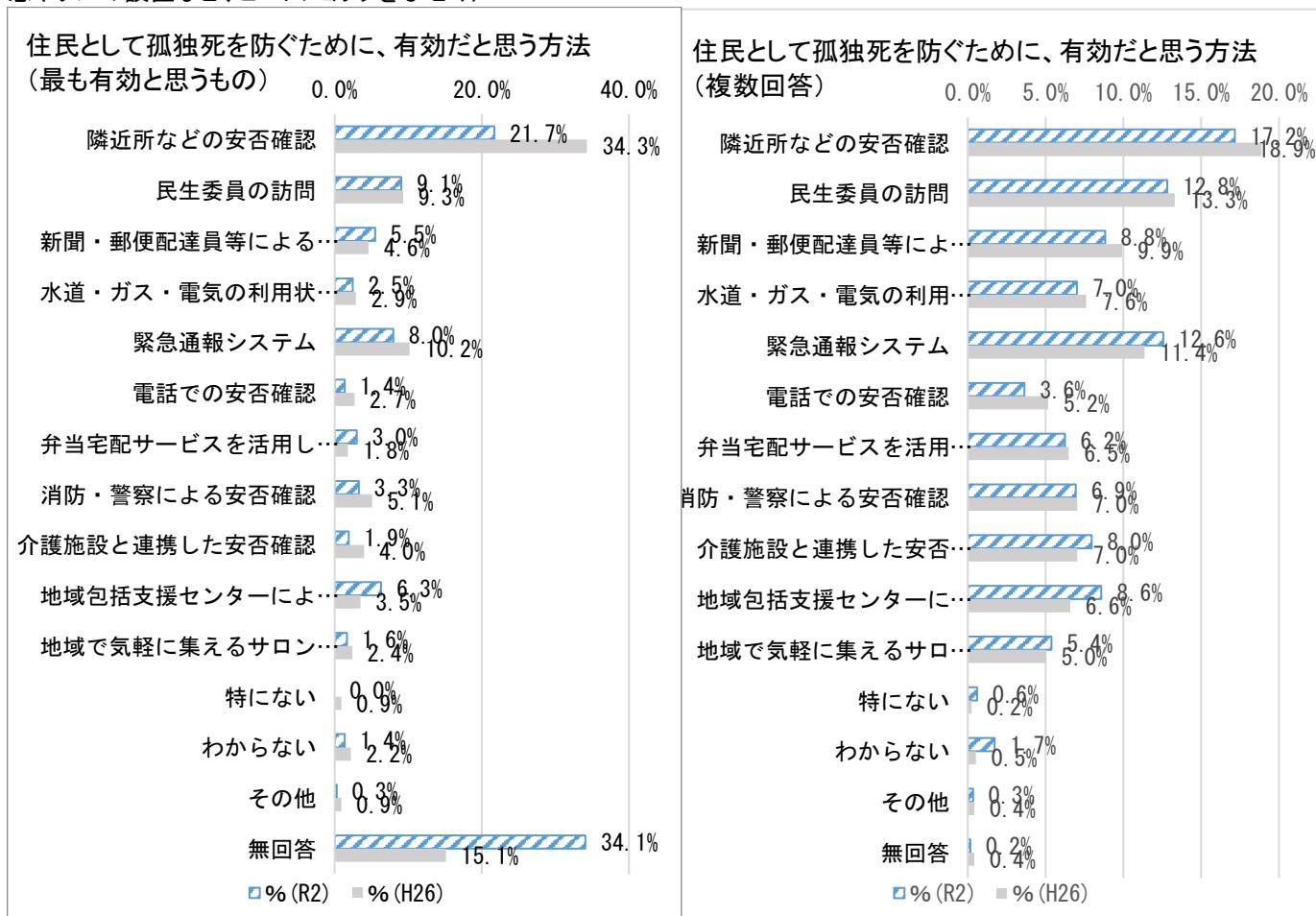
心配ごとを解決するために、必要と思うこと(複数回答)



問10 あなたは、住民として孤独死を防ぐために、有効だと思う方法は何ですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も有効と思うもの1つに◎をしてください)

	最も有効だと思うもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
隣近所などの安否確認	79	21.7%	34.3%	△ 12.6	198	17.2%	18.9%	△ 1.7
民生委員の訪問	33	9.1%	9.3%	△ 0.2	148	12.8%	13.3%	△ 0.5
新聞・郵便配達員等による安否確認	20	5.5%	4.6%	0.9	102	8.8%	9.9%	△ 1.1
水道・ガス・電気の利用状況の共有	9	2.5%	2.9%	△ 0.4	81	7.0%	7.6%	△ 0.6
緊急通報システム	29	8.0%	10.2%	△ 2.2	145	12.6%	11.4%	1.2
電話での安否確認	5	1.4%	2.7%	△ 1.3	42	3.6%	5.2%	△ 1.5
弁当宅配サービスを活用した見守り	11	3.0%	1.8%	1.2	72	6.2%	6.5%	△ 0.2
消防・警察による安否確認	12	3.3%	5.1%	△ 1.8	80	6.9%	7.0%	△ 0.1
介護施設と連携した安否確認	7	1.9%	4.0%	△ 2.1	92	8.0%	7.0%	0.9
地域包括支援センターによる生活実態の把握	23	6.3%	3.5%	2.8	99	8.6%	6.6%	2.0
地域で気軽に集えるサロン活動	6	1.6%	2.4%	△ 0.8	62	5.4%	5.0%	0.3
特ない	0	0.0%	0.9%	△ 0.9	7	0.6%	0.2%	0.4
わからない	5	1.4%	2.2%	△ 0.8	20	1.7%	0.5%	1.2
その他	1	0.3%	0.9%	△ 0.6	4	0.3%	0.4%	△ 0.1
無回答	124	34.1%	15.1%	19.0	2	0.2%	0.4%	△ 0.2
計	364	100%	100%		1154	100%	100%	

くその他>・趣味をもつこと・町職員による訪問・まずは死なない家づくり(老衰はしうがないとして暖かい家・バリアフリー・緊急ボタンの設置など、ヒートショックをふせぐ)



【 3 地域活動やボランティア活動について 】

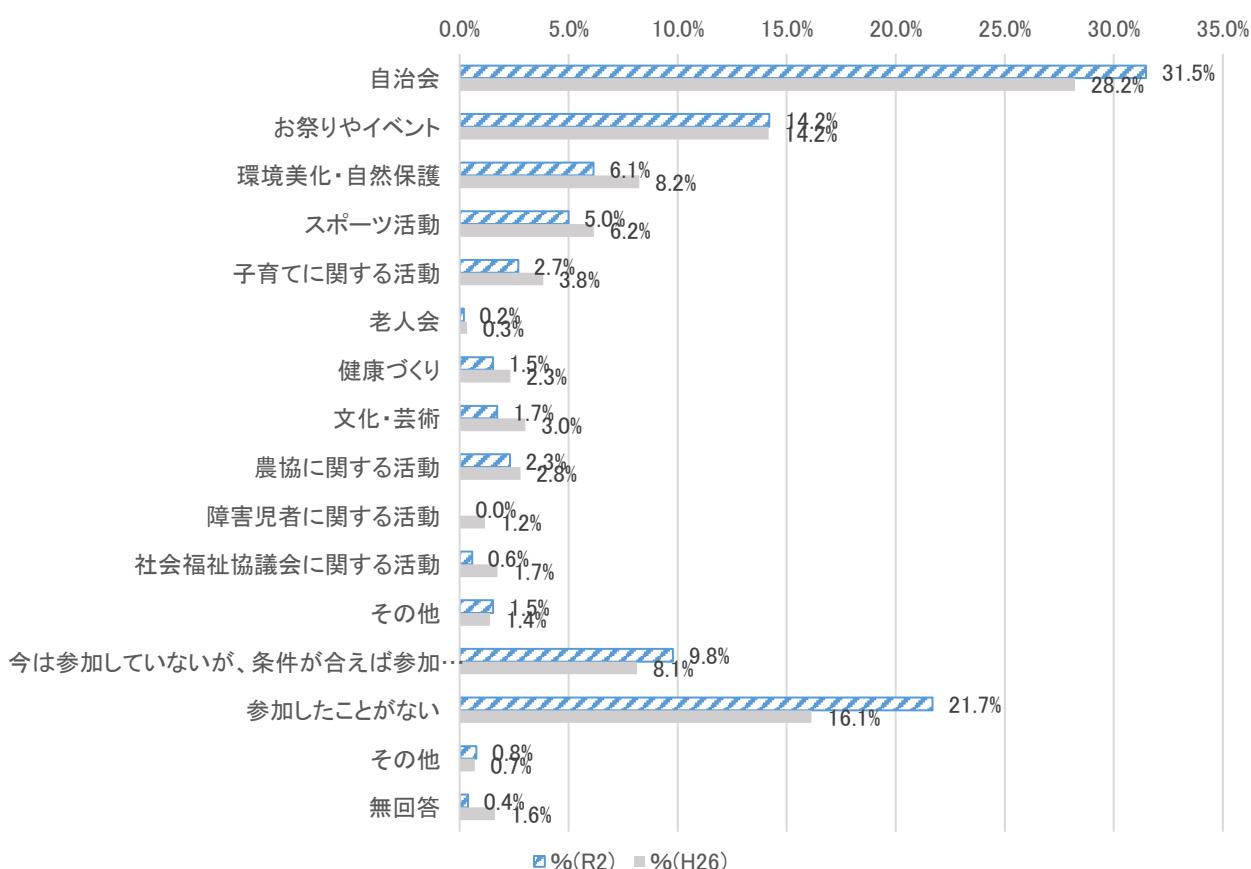
問 11 あなたは、何か地域活動やボランティア活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○をしてください)

	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
自治会	164	31.5%	28.2%	3.3
お祭りやイベント	74	14.2%	14.2%	0.0
環境美化・自然保護	32	6.1%	8.2%	△ 2.1
スポーツ活動	26	5.0%	6.2%	△ 1.2
子育てに関する活動	14	2.7%	3.8%	△ 1.1
老人会	1	0.2%	0.3%	△ 0.2
健康づくり	8	1.5%	2.3%	△ 0.8
文化・芸術	9	1.7%	3.0%	△ 1.3
農協に関する活動	12	2.3%	2.8%	△ 0.5
障害児者に関する活動	0	0.0%	1.2%	△ 1.2
社会福祉協議会に関する活動	3	0.6%	1.7%	△ 1.2
その他	8	1.5%	1.4%	0.1
今は参加していないが、条件が合えば参加したい	51	9.8%	8.1%	1.7
参加したことがない	113	21.7%	16.1%	5.5
その他	4	0.8%	0.7%	0.1
無回答	2	0.4%	1.6%	△ 1.2
計	521	100%	100%	

<12. その他 >・ゴミ拾い・地域の草刈り・消防団・子供会・小学校や学童の読み聞かせ・奉仕活動

<15. その他 >小学校を卒業したら自治会に参加しなくなった

地域活動やボランティア活動に参加していますか(複数回答)



問 12 問 11 で「1~12」と答えた方へ、質問いたします。活動に参加したきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの 1 つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの		あてはまるもの(複数回答)			
	人数	%	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
自分に必要だったから	18	9.3%	43	12.5%	12.0%	0.6
誘われたから	5	2.6%	29	8.5%	12.7%	△ 4.3
人の役に立ちたいから	0	0.0%	11	3.2%	6.1%	△ 2.9
地域の役に立ちたいから	14	7.2%	35	10.2%	12.3%	△ 2.1
つきあいがあるから	35	18.0%	104	30.3%	24.1%	6.2
楽しそうだから	8	4.1%	29	8.5%	9.2%	△ 0.7
友人を作りたかったから	2	1.0%	14	4.1%	3.4%	0.7
趣味や特技を生かしたいから	0	0.0%	14	4.1%	5.4%	△ 1.3
余暇を有効に活用したいから	2	1.0%	8	2.3%	3.4%	△ 1.0
ひとに頼まれたから	7	3.6%	24	7.0%	3.2%	3.8
何となく	1	0.5%	11	3.2%	3.1%	0.1
その他	6	3.1%	15	4.4%	2.6%	1.8
無回答	96	49.5%	6	1.7%	2.6%	△ 0.9
計	194	100%	343	100%	100%	

<その他>・住宅地で結成したから・参加があたりまえだと思ったから・自治体に所属しているので仕方なく・自治会に入っているから・町から助成金をもらう為役員になった年はほぼ強制・子供がいるから・自治会はほぼ強制的だった・子供が在学していたから何か子供が喜ぶことをしたかったから・学校の PTA・ゴミがすてられないから

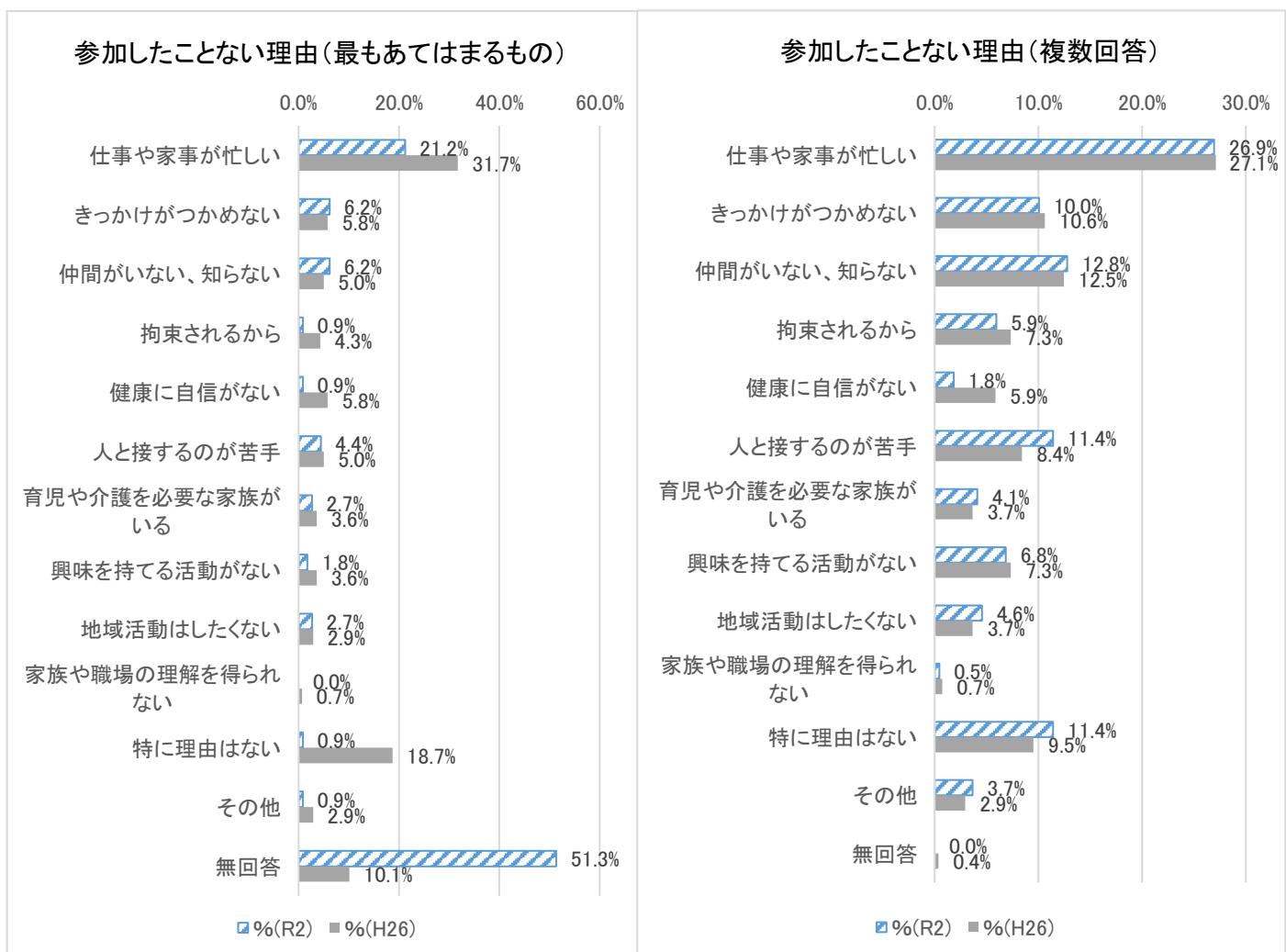
問 13 問 11 で「13 今は参加していないが、条件が合えば参加したい」と答えた方に質問いたします。条件が合えば、どれに参加しますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの 1 つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
自治会	0	0.0%	8.6%	△ 8.6	8	7.1%	8.9%	△ 1.7
お祭りやイベント	8	15.7%	18.6%	△ 2.9	23	20.5%	19.4%	1.1
環境美化・自然保護	4	7.8%	8.6%	△ 0.8	15	13.4%	11.7%	1.7
スポーツ活動	4	7.8%	7.1%	0.7	18	16.1%	11.7%	4.4
子育てに関する活動	1	2.0%	5.7%	△ 3.7	6	5.4%	11.1%	△ 5.8
高齢者の行事	0	0.0%	2.9%	△ 2.9	4	3.6%	4.4%	△ 0.9
健康づくり	3	5.9%	12.9%	△ 7.0	11	9.8%	11.7%	△ 1.8
文化・芸術	0	0.0%	8.6%	△ 8.6	9	8.0%	12.2%	△ 4.2
消防団や防犯	1	2.0%	1.4%	0.6	3	2.7%	1.1%	1.6
農協に関する活動	1	2.0%	-	2.0	2	1.8%	1.1%	0.7
障害児者に関する活動	1	2.0%	-	2.0	5	4.5%	2.2%	2.2
社会福祉協議会に関する活動	2	3.9%	2.9%	1.0	5	4.5%	3.3%	1.1
わからない	1	2.0%	1.4%	0.6	3	2.7%	0.6%	2.1
その他	0	0.0%	1.4%	△ 1.4	0	0.0%	0.6%	△ 0.6
無回答	25	49.0%	20.0%	29.0	0	0.0%	-	0.0
計	51	100%	100%		112	100%	100%	

問14 問11で「14 参加したことない」と答えた方に質問いたします。参加したことない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
仕事や家事が忙しい	24	21.2%	31.7%	△ 10.5	59	26.9%	27.1%	△ 0.2
きっかけがつかめない	7	6.2%	5.8%	0.4	22	10.0%	10.6%	△ 0.6
仲間がいない、知らない	7	6.2%	5.0%	1.2	28	12.8%	12.5%	0.3
拘束されるから	1	0.9%	4.3%	△ 3.4	13	5.9%	7.3%	△ 1.4
健康に自信がない	1	0.9%	5.8%	△ 4.9	4	1.8%	5.9%	△ 4.0
人と接するのが苦手	5	4.4%	5.0%	△ 0.6	25	11.4%	8.4%	3.0
育児や介護を必要な家族がいる	3	2.7%	3.6%	△ 0.9	9	4.1%	3.7%	0.4
興味を持てる活動がない	2	1.8%	3.6%	△ 1.8	15	6.8%	7.3%	△ 0.5
地域活動はしたくない	3	2.7%	2.9%	△ 0.2	10	4.6%	3.7%	0.9
家族や職場の理解を得られない	0	0.0%	0.7%	△ 0.7	1	0.5%	0.7%	△ 0.3
特に理由はない	1	0.9%	18.7%	△ 17.8	25	11.4%	9.5%	1.9
その他	1	0.9%	2.9%	△ 2.0	8	3.7%	2.9%	0.7
無回答	58	51.3%	10.1%	41.2	0	0.0%	0.4%	△ 0.4
計	113	100%	100%		219	100%	100%	

＜その他＞・親が参加しているから・機会がない・近くに住んでいない・情報を得られない・ボランティア活動自体が自費での活動などを知っているので・会社のボランティアに参加・自治会に入れてもらえたかったから参加してはいけないと思っている

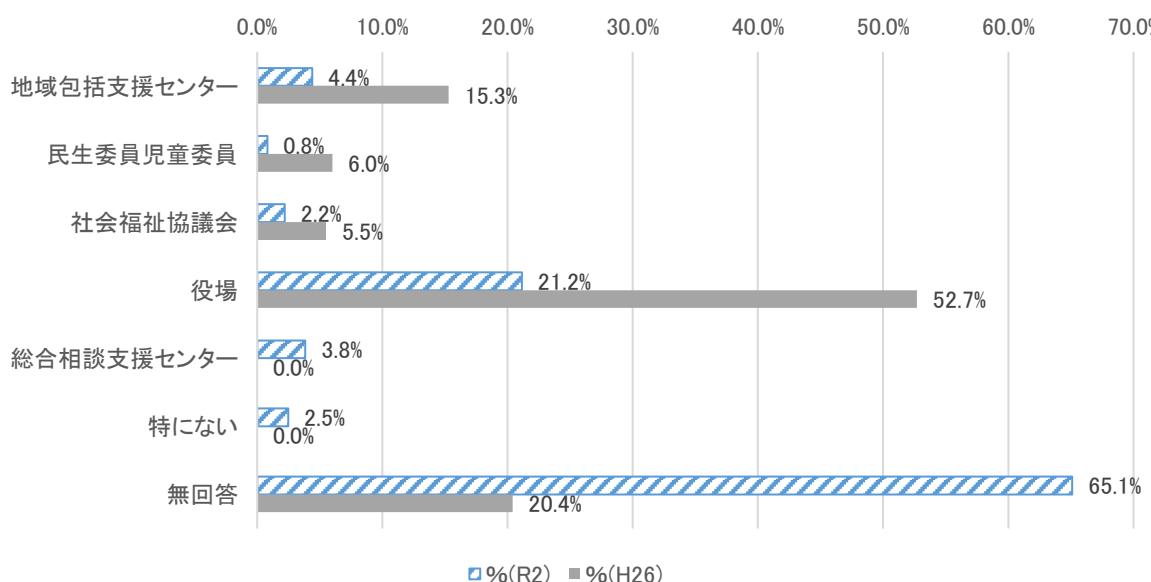


【 4 保健や福祉に関することについて 】

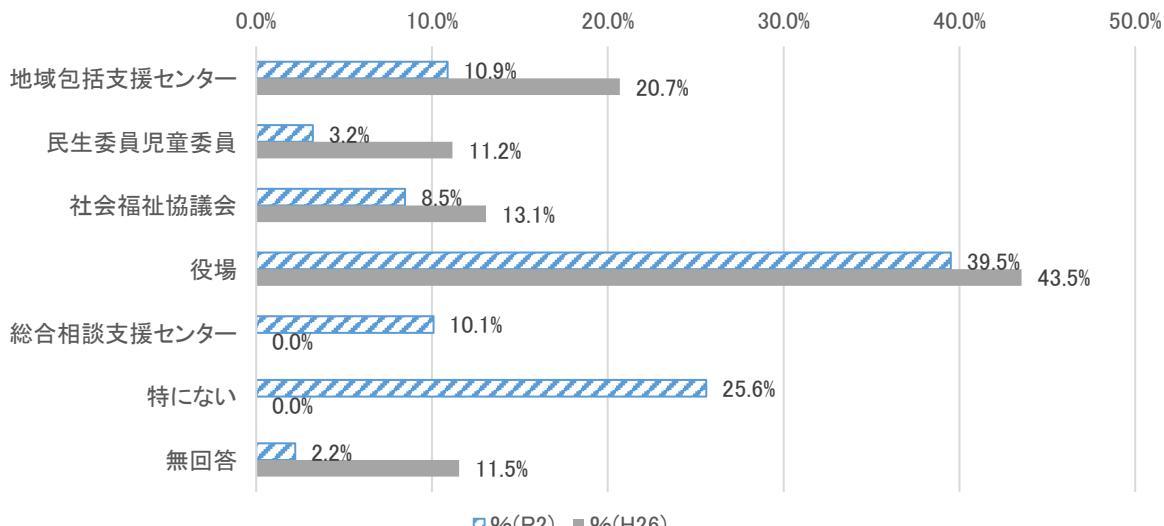
問 15 あなたは、困った時に頼りになるのはどれですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も頼りたいと思うもの 1つに◎をしてください)

	最も頼りたいもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
地域包括支援センター	16	4.4%	15.3%	△ 10.9	54	10.9%	20.7%	△ 9.8
民生委員児童委員	3	0.8%	6.0%	△ 5.2	16	3.2%	11.2%	△ 7.9
社会福祉協議会	8	2.2%	5.5%	△ 3.3	42	8.5%	13.1%	△ 4.6
役場	77	21.2%	52.7%	△ 31.5	196	39.5%	43.5%	△ 4.0
総合相談支援センター	14	3.8%	設問無し	3.8	50	10.1%	設問無し	10.1
特になし	9	2.5%	設問無し	2.5	127	25.6%	設問無し	25.6
無回答	237	65.1%	20.4%	44.7	11	2.2%	11.5%	△ 9.3
計	364	100%	100%		496	100%	100%	

困ったときに頼りたいもの(最も頼りたいもの)



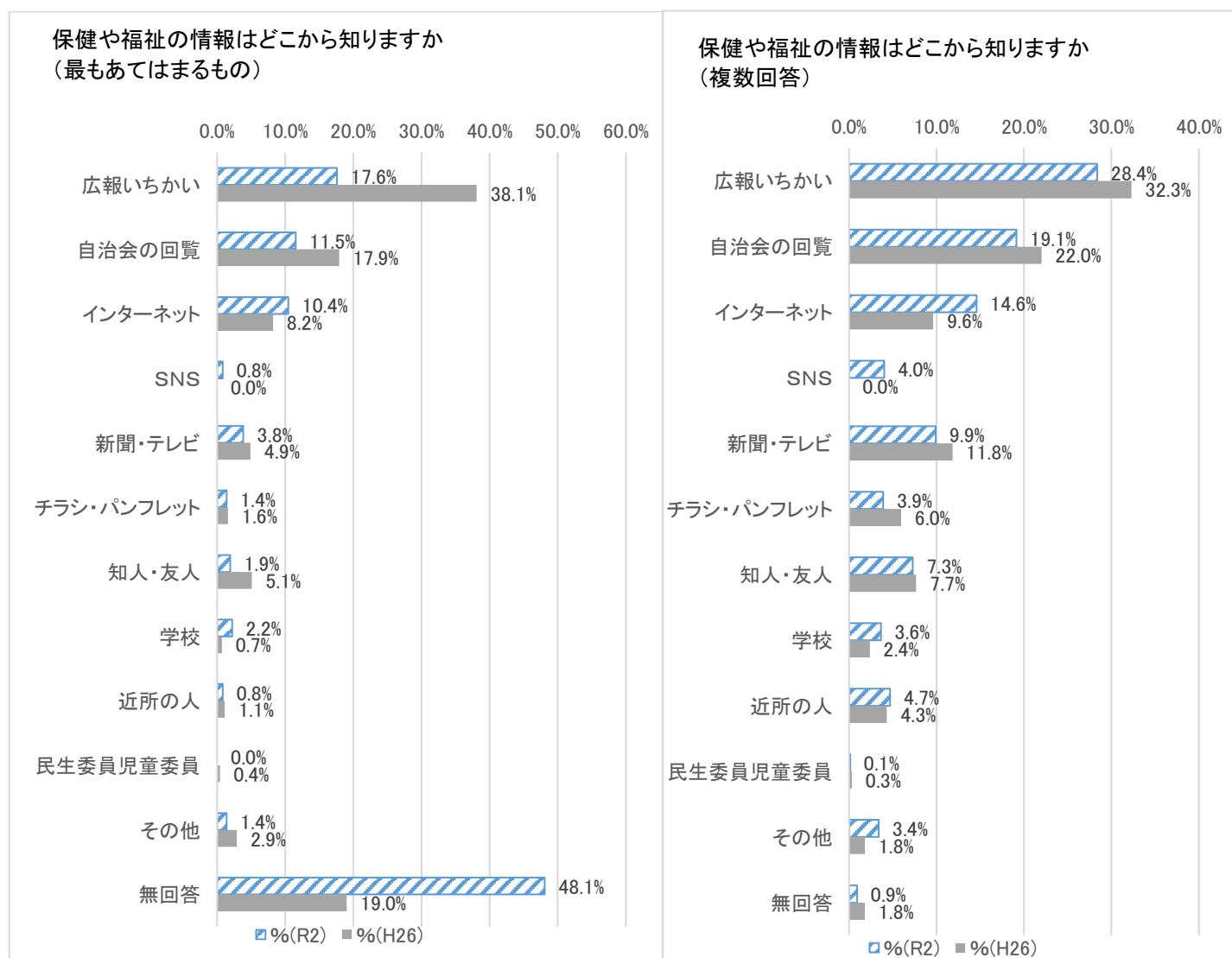
困ったときに頼りたいもの(複数回答)



問 16 あなたは、保健や福祉の情報はどこから知りますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
広報いちかい	64	17.6%	38.1%	△ 20.5	218	28.4%	32.3%	△ 3.9
自治会の回覧	42	11.5%	17.9%	△ 6.4	147	19.1%	22.0%	△ 2.9
インターネット	38	10.4%	8.2%	2.2	112	14.6%	9.6%	5.0
SNS	3	0.8%	設問無し	0.8	31	4.0%	設問無し	4.0
新聞・テレビ	14	3.8%	4.9%	△ 1.1	76	9.9%	11.8%	△ 1.9
チラシ・パンフレット	5	1.4%	1.6%	△ 0.2	30	3.9%	6.0%	△ 2.0
知人・友人	7	1.9%	5.1%	△ 3.2	56	7.3%	7.7%	△ 0.4
学校	8	2.2%	0.7%	1.5	28	3.6%	2.4%	1.3
近所の人	3	0.8%	1.1%	△ 0.3	36	4.7%	4.3%	0.4
民生委員児童委員	0	0.0%	0.4%	△ 0.4	1	0.1%	0.3%	△ 0.2
その他	5	1.4%	2.9%	△ 1.5	26	3.4%	1.8%	1.6
無回答	175	48.1%	19.0%	29.1	7	0.9%	1.8%	△ 0.9
計	364	100%	100%		768	100%	100%	

＜その他＞・役場で相談・職場・情報は入ってこない・会社・役場からの通知・子供が通っている放課後デイサービス・仕事上知ることが多い・家族・親・身内・役場窓口

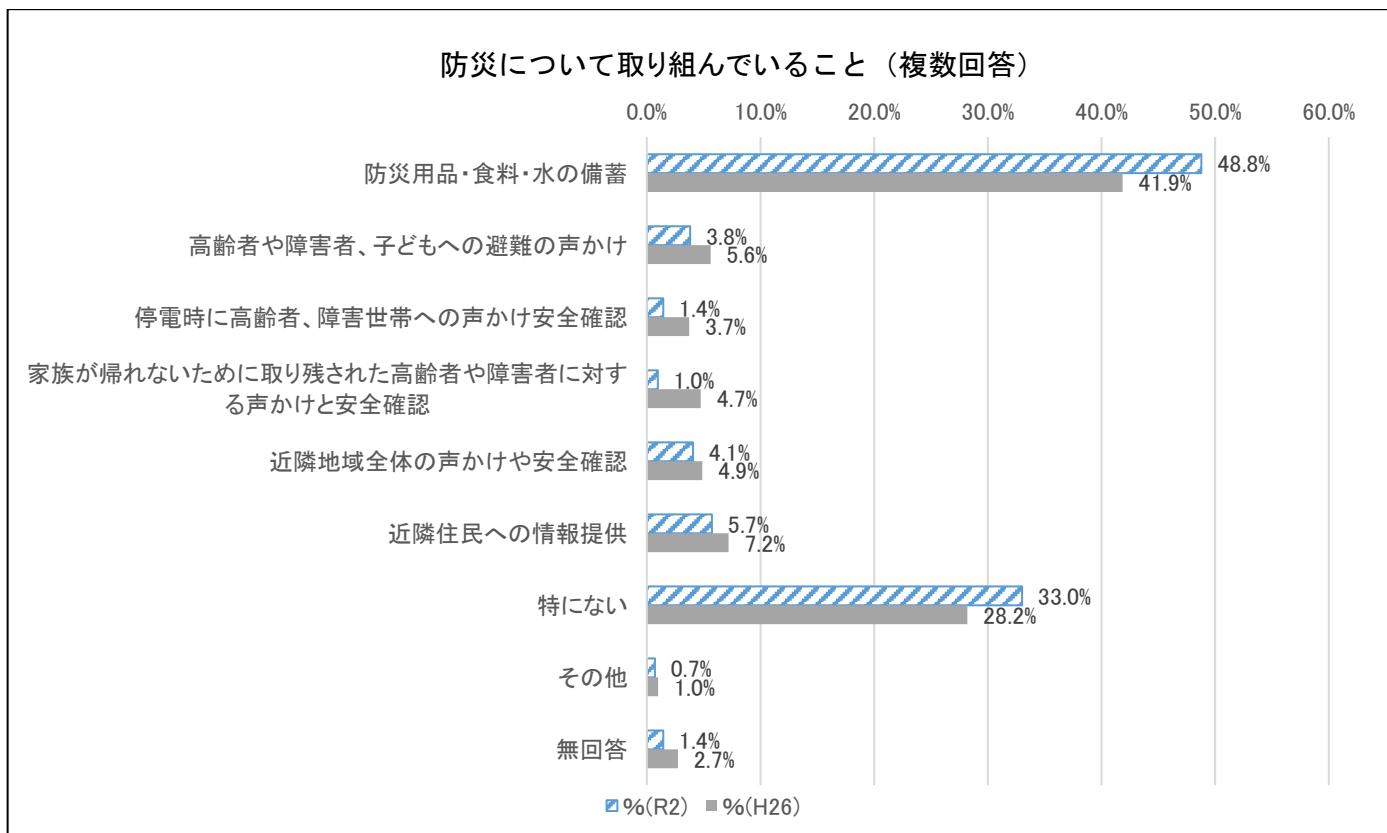


【 5 防災・防犯について 】

問 17 あなたは、防災について取り組んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○をしてください)

	あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
防災用品・食料・水の備蓄	204	48.8%	41.9%	6.9
高齢者や障害者、子どもへの避難の声かけ	16	3.8%	5.6%	△ 1.8
停電時に高齢者、障害世帯への声かけ安全確認	6	1.4%	3.7%	△ 2.3
家族が帰れないために取り残された高齢者や障害者に対する声かけと安全確認	4	1.0%	4.7%	△ 3.8
近隣地域全体の声かけや安全確認	17	4.1%	4.9%	△ 0.8
近隣住民への情報提供	24	5.7%	7.2%	△ 1.5
特にない	138	33.0%	28.2%	4.8
その他	3	0.7%	1.0%	△ 0.3
無回答	6	1.4%	2.7%	△ 1.3
計	418	100%	100%	

< その他 >・消火器所持・特に取り組んではいませんが・近所の方々と話はしています・災害時に集合する場所は決めている

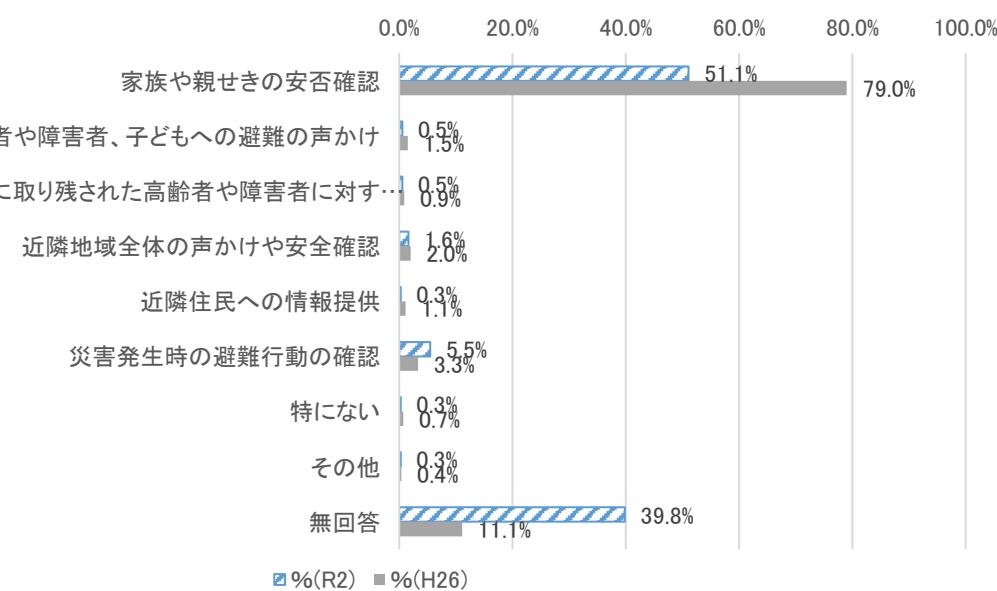


問18 災害発生時に、あなたがとりたい行動は何ですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

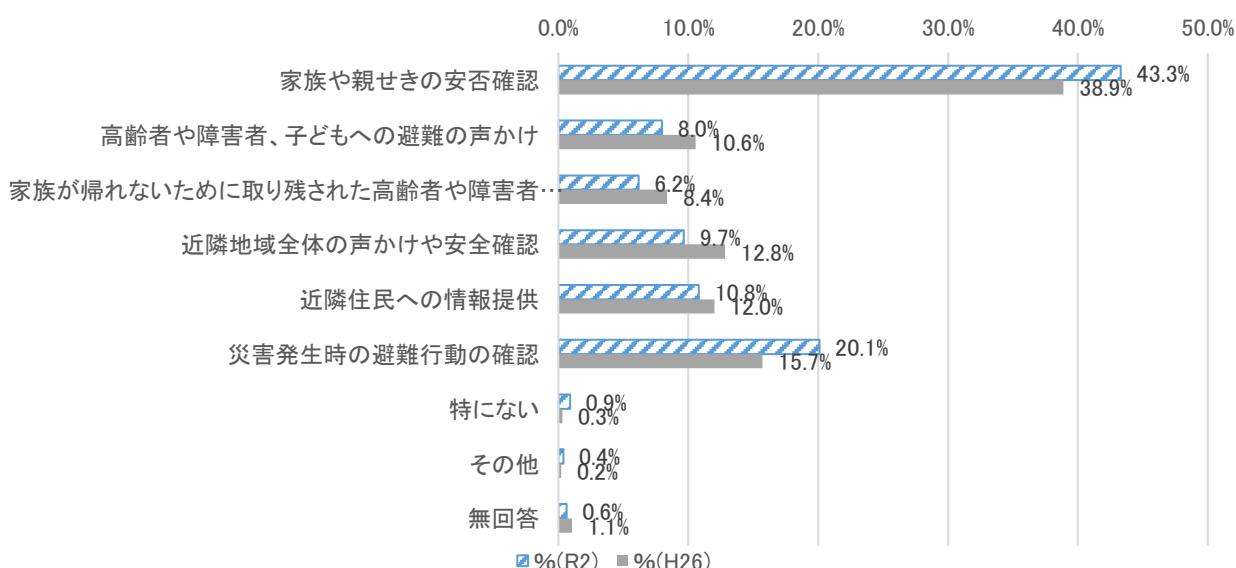
	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
家族や親せきの安否確認	186	51.1%	79.0%	△ 27.9	336	43.3%	38.9%	4.4
高齢者や障害者、子どもへの避難の声かけ	2	0.5%	1.5%	△ 1.0	62	8.0%	10.6%	△ 2.6
家族が帰れないために取り残された高齢者や障害者に対する声かけと安全確認	2	0.5%	0.9%	△ 0.4	48	6.2%	8.4%	△ 2.2
近隣地域全体の声かけや安全確認	6	1.6%	2.0%	△ 0.4	75	9.7%	12.8%	△ 3.2
近隣住民への情報提供	1	0.3%	1.1%	△ 0.8	84	10.8%	12.0%	△ 1.2
災害発生時の避難行動の確認	20	5.5%	3.3%	2.2	156	20.1%	15.7%	4.4
特にない	1	0.3%	0.7%	△ 0.4	7	0.9%	0.3%	0.6
その他	1	0.3%	0.4%	△ 0.1	3	0.4%	0.2%	0.2
無回答	145	39.8%	11.1%	28.7	5	0.6%	1.1%	△ 0.4
計	364	100%	100%		776	100%	100%	

〈その他〉・災害情報の収集(インターネット・SNS・近所の人から)・ペットの避難・安否確認・恋人の安否確認

災害発生時に、あなたがとりたい行動(最も当てはまるもの)



災害発生時に、あなたがとりたい行動(複数回答)



問19 防災や防犯のために、氏名や住所などの個人情報を自分以外の者と共有・活用することについて、あなたの考えをお聞かせください。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの		あてはまるもの (複数回答)	
	人数	%	人数	%
積極的に共有・活用すべき	18	4.9%	45	11.4%
必要最小限の範囲で共有・活用する	92	25.3%	247	62.5%
共有・活用しない方がよい	9	2.5%	28	7.1%
わからない	15	4.1%	67	17.0%
その他	0	0.0%	2	0.5%
無回答	230	63.2%	6	1.5%
計	364	100%	395	100%

〈その他〉・個人的な許容範囲内であれば共有・活用は意味があると思う・必要最小限の範囲で活用はいいと思うけど何かに悪用されたらと思うと怖くて

【 6 成年後見制度について 】

問20 あなたは成年後見制度をご存じですか。

	人数	%
制度の内容について、くわしく知っている	13	3.6%
制度の概要是知っている	90	24.7%
名前は知っているが、内容はわからない	122	33.5%
わからない	123	33.8%
無回答	16	4.4%
計	364	100%

【 7 総合相談支援センターについて 】

問21 あなたは相談支援センターをご存じですか。(1つに○)

	人数	%
知ってるし、利用したことがある	9	2.5%
知ってるが、利用したことはない	85	23.4%
知らない	254	69.8%
無回答	16	4.4%
計	364	100%

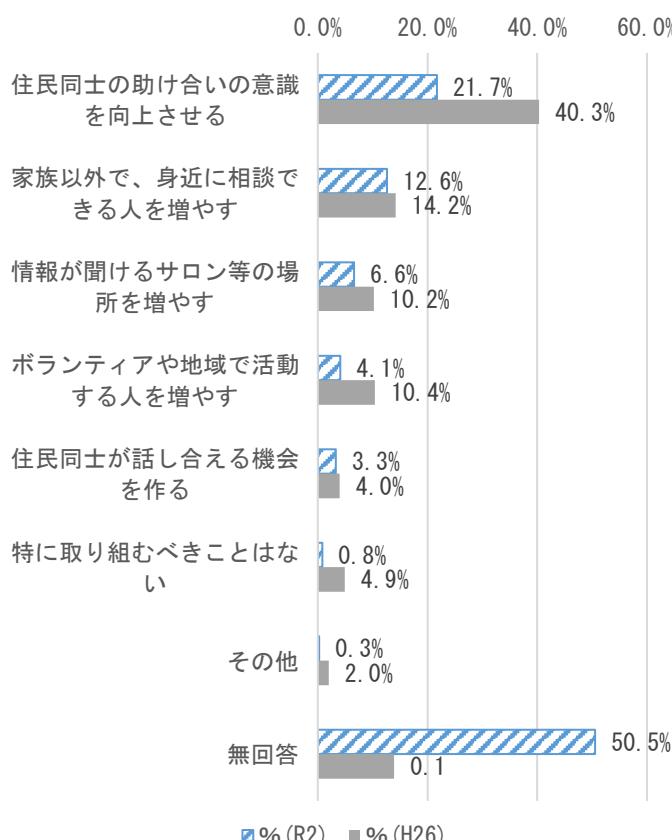
【8 今後の地域福祉の推進について】

問22 あなたは、今後、地域福祉の推進のために、町民が取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

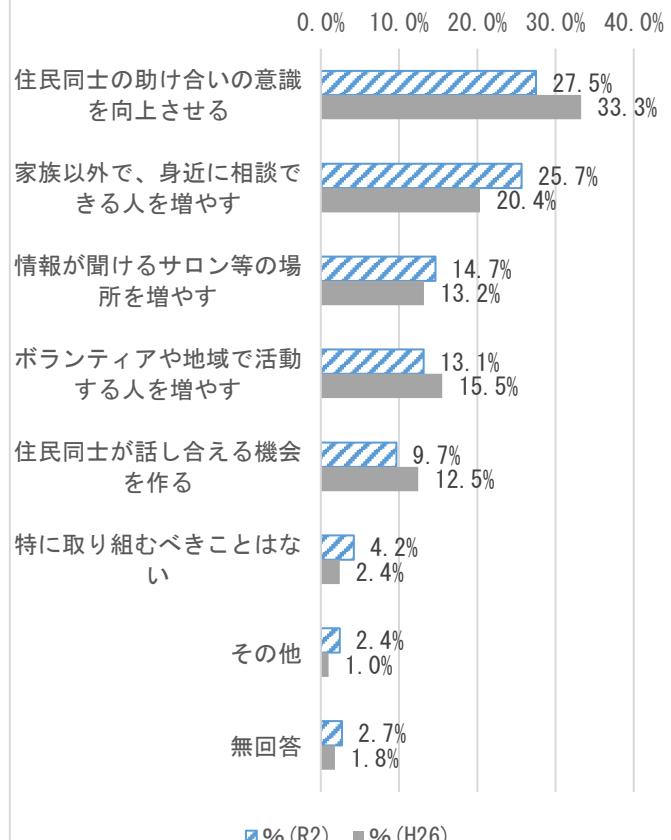
	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
住民同士の助け合いの意識を向上させる	79	21.7%	40.3%	△ 18.6	182	27.5%	33.3%	△ 5.8
家族以外で、身近に相談できる人を増やす	46	12.6%	14.2%	△ 1.6	170	25.7%	20.4%	5.3
情報が聞けるサロン等の場所を増やす	24	6.6%	10.2%	△ 3.6	97	14.7%	13.2%	1.5
ボランティアや地域で活動する人を増やす	15	4.1%	10.4%	△ 6.3	87	13.1%	15.5%	△ 2.4
住民同士が話し合える機会を作る	12	3.3%	4.0%	△ 0.7	64	9.7%	12.5%	△ 2.8
特に取り組むべきことはない	3	0.8%	4.9%	△ 4.1	28	4.2%	2.4%	1.8
その他	1	0.3%	2.0%	△ 1.7	16	2.4%	1.0%	1.4
無回答	184	50.5%	0.1%	36.6	18	2.7%	1.8%	0.9
計	364	100%	100%		662	100%	100%	

<その他>・喫茶店や赤ちゃんが地域ごとに1軒あると良い・健康に关心を持つ・ネットを使う・少子高齢化で今までの自治会のわくで考えていくことが難しいので町全体での見守りが必要だと思う

地域福祉の推進のために、町民が取り組むべきこと（最も当てはまるもの）



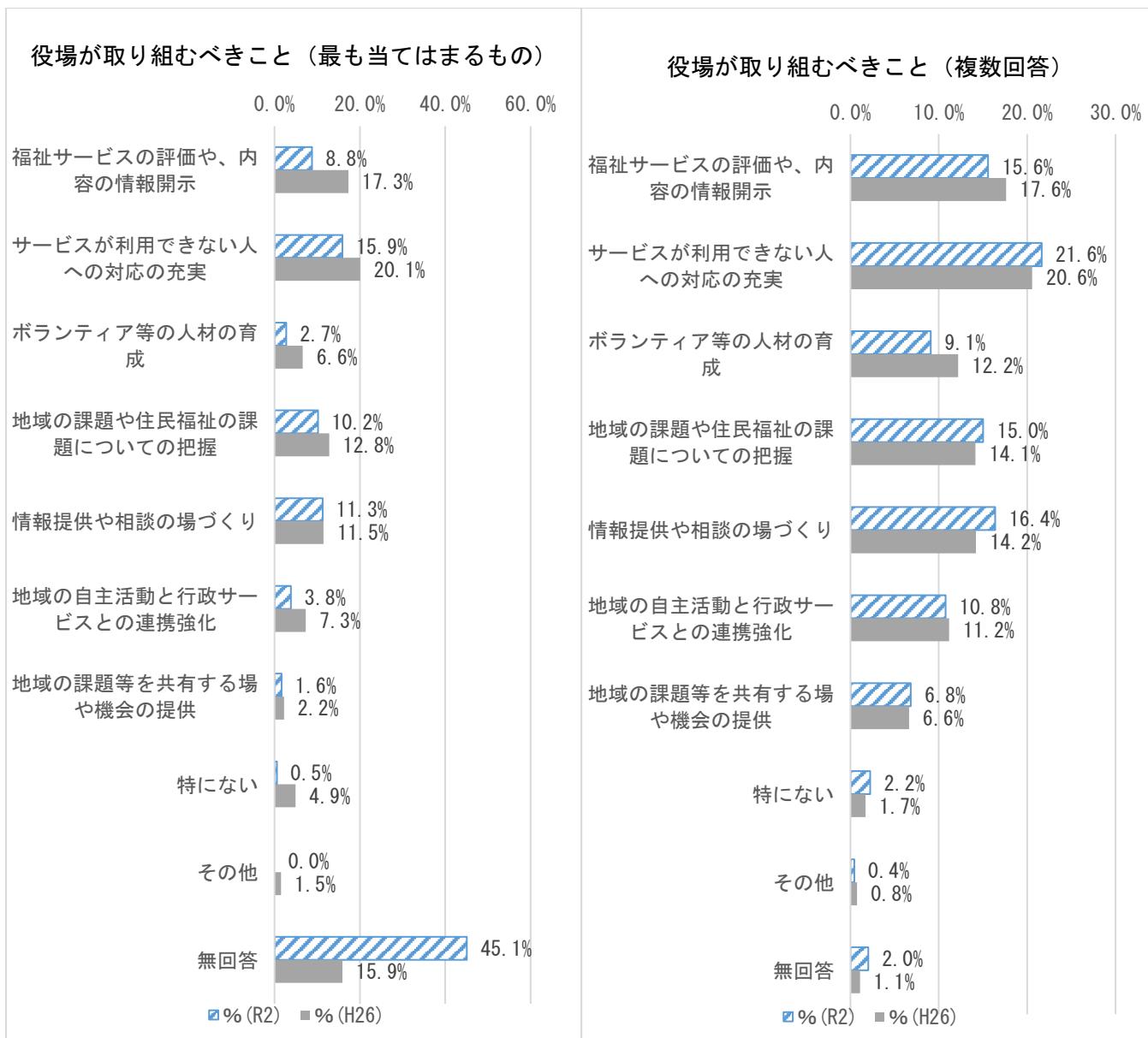
地域福祉の推進のために、町民が取り組むべきこと（複数回答）



問 23 あなたは、今後、地域福祉の推進のために、役場が取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの 1 つに◎をしてください)

	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
福祉サービスの評価や、内容の情報開示	32	8.8%	17.3%	△ 8.5	139	15.6%	17.6%	△ 2.0
サービスが利用できない人への対応の充実	58	15.9%	20.1%	△ 4.2	193	21.6%	20.6%	1.1
ボランティア等の人材の育成	10	2.7%	6.6%	△ 3.9	81	9.1%	12.2%	△ 3.1
地域の課題や住民福祉の課題についての把握	37	10.2%	12.8%	△ 2.6	134	15.0%	14.1%	0.9
情報提供や相談の場づくり	41	11.3%	11.5%	△ 0.2	146	16.4%	14.2%	2.2
地域の自主活動と行政サービスとの連携強化	14	3.8%	7.3%	△ 3.5	96	10.8%	11.2%	△ 0.4
地域の課題等を共有する場や機会の提供	6	1.6%	2.2%	△ 0.6	61	6.8%	6.6%	0.2
特になし	2	0.5%	4.9%	△ 4.4	20	2.2%	1.7%	0.5
その他	0	0.0%	1.5%	△ 1.5	4	0.4%	0.8%	△ 0.3
無回答	164	45.1%	15.9%	29.2	18	2.0%	1.1%	0.9
計	364	100%	100%		892	100%	100%	

<その他>・まずは土曜日営業して・誹謗中傷を防止するため、情報リテラシーを向上させる講座

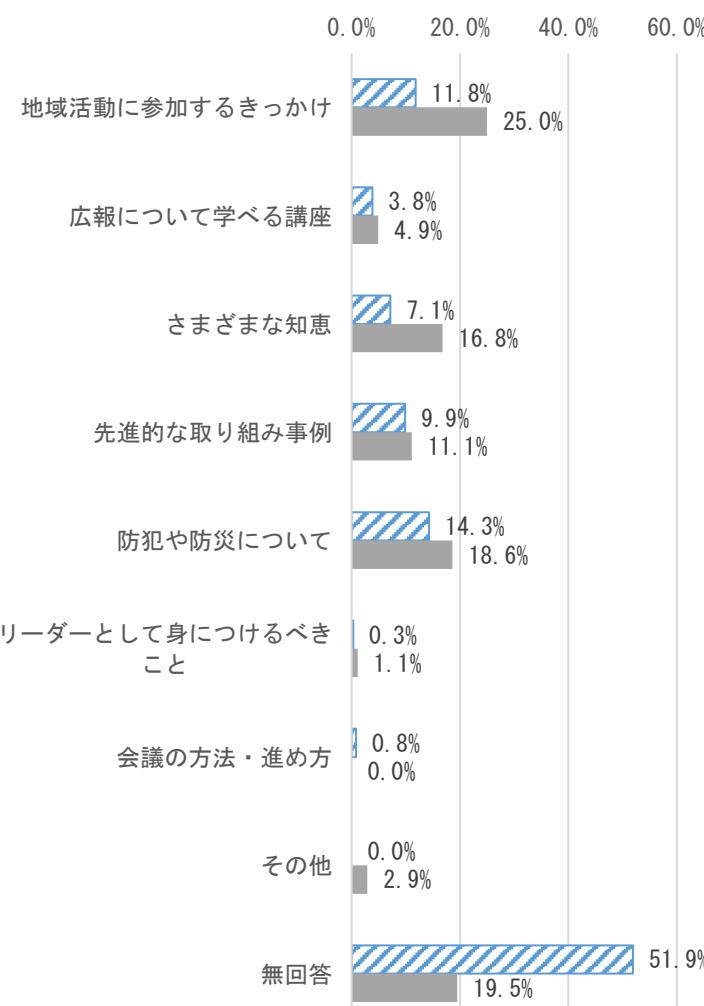


問24 あなたは、今後、地域福祉の推進のために必要な講座は何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

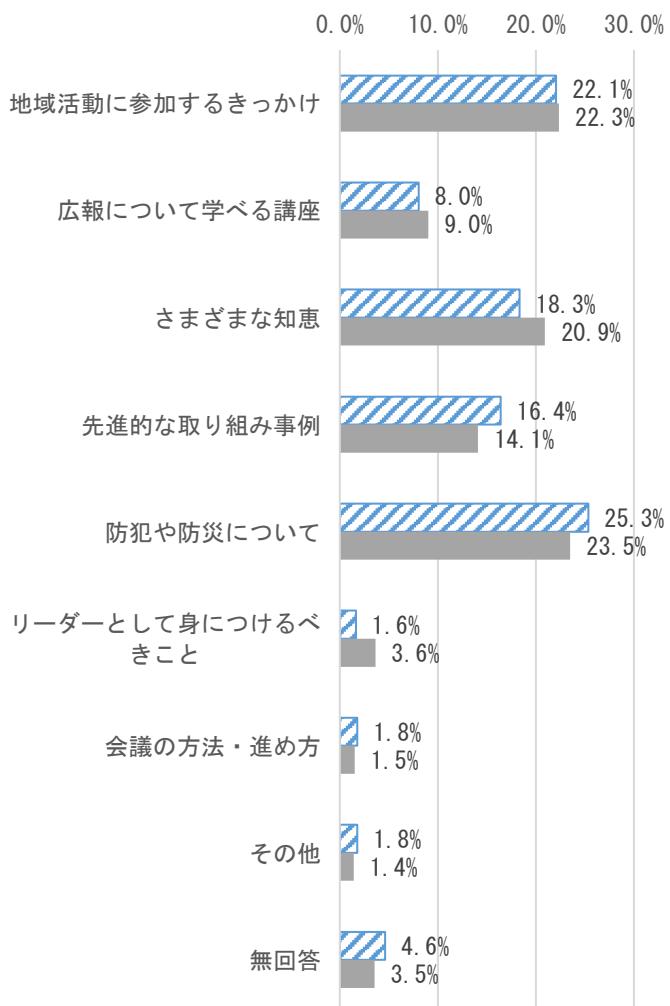
	最もあてはまるもの				あてはまるもの(複数回答)			
	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)	人数	% (R2)	% (H26)	増減 (R2-H26)
地域活動に参加するきっかけ	43	11.8%	25.0%	△ 13.2	148	22.1%	22.3%	△ 0.3
広報について学べる講座	14	3.8%	4.9%	△ 1.1	54	8.0%	9.0%	△ 1.0
さまざまな知恵	26	7.1%	16.8%	△ 9.7	123	18.3%	20.9%	△ 2.6
先進的な取組事例	36	9.9%	11.1%	△ 1.2	110	16.4%	14.1%	2.3
防犯や防災について	52	14.3%	18.6%	△ 4.3	170	25.3%	23.5%	1.8
リーダーとして身につけるべきこと	1	0.3%	1.1%	△ 0.8	11	1.6%	3.6%	△ 2.0
会議の方法・進め方	3	0.8%	-	0.8	12	1.8%	1.5%	0.3
その他	0	0.0%	2.9%	△ 2.9	12	1.8%	1.4%	0.4
無回答	189	51.9%	19.5%	32.4	31	4.6%	3.5%	1.1
計	364	100%	100%		671	100%	100%	

<その他>・福祉サービスの内容と今の自分につかうことができるサービスがわかること・地域活動とは何か・どんなメリットが自分の周りにあるか・誹謗中傷を防止するため、情報リテラシーを向上させる講座・市貝町出身の議員の講座

地域福祉の推進のために必要な講座
(最もあてはまるもの)



地域福祉の推進のために必要な講座
(複数回答)

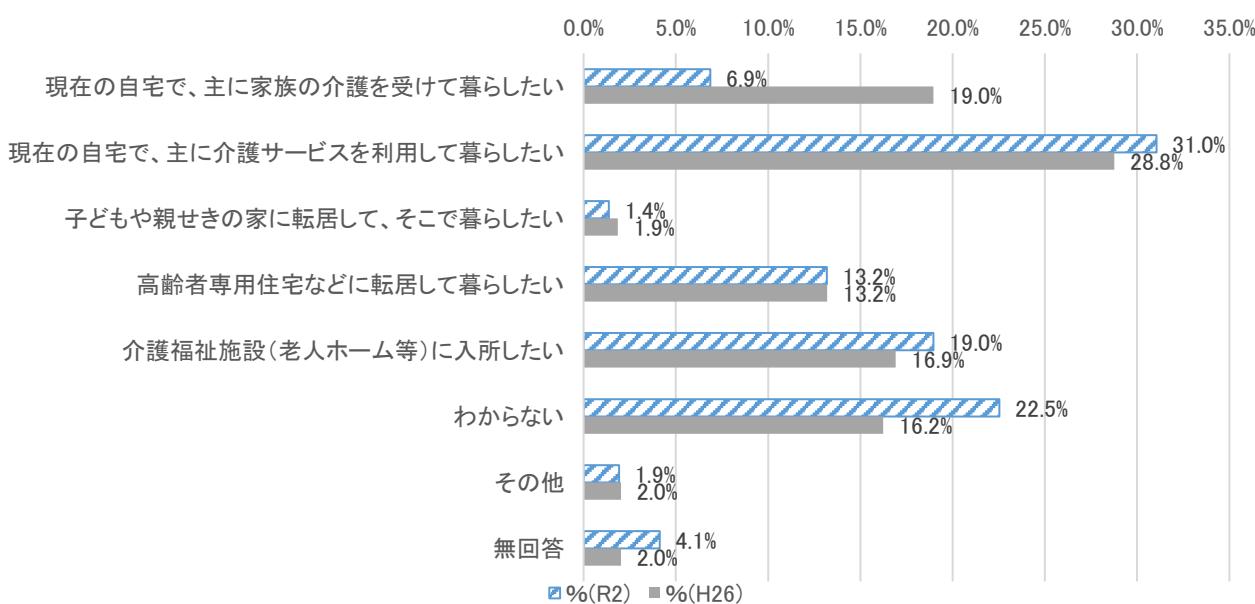


問 25 あなたは、将来、介護が必要になったとき、どのように暮らしたいですか。(1つに○)

	人数	%(R2)	%(H26)	増減 (R2-H26)
現在の自宅で、主に家族の介護を受けて暮らしたい	25	6.9%	19.0%	△ 12.1
現在の自宅で、主に介護サービスを利用して暮らしたい	113	31.0%	28.8%	2.3
子どもや親せきの家に転居して、そこで暮らしたい	5	1.4%	1.9%	△ 0.5
高齢者専用住宅などに転居して暮らしたい	48	13.2%	13.2%	△ 0.0
介護福祉施設(老人ホーム等)に入所したい	69	19.0%	16.9%	2.0
わからない	82	22.5%	16.2%	6.3
その他	7	1.9%	2.0%	△ 0.1
無回答	15	4.1%	2.0%	2.1
計	364	100%	100%	

<その他>1と2どちらも・自宅ではないが家族や友人の介護を受けて暮らしたい、

介護が必要になったとき、どのように暮らしたいですか



問 26 あなたは、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」をご存じですか。(1つに○)

	人数	%
知っている	321	88.2%
聞いたことがある	36	9.9%
わからない	5	1.4%
無回答	2	0.5%
計	364	100%

問 27 保健や福祉サービス、地域福祉のあり方などについて、あなたのご意見を自由にお書きください。
(主な意見を抜粋しています)

○情報発信に関する意見

- ・どんなサービスがあるのか分からない
- ・広報・新聞などで知らせてほしい
- ・防災無線を活用してはどうか
- ・自治会未加入者などには回観板での情報が得られない
- ・町のホームページが使いにくい

○交流の場に関するこ

- ・住民が気軽に利用できる場所がほしい
- ・若者世代の交流が活発ではないので、交流できる機会があると良い
- ・体験型のイベントを多くする
- ・日常的な交流は大切と思う

○防災・防犯に関するこ

- ・防災無線が聞き取りにくい
- ・防犯のため街灯を増やしてほしい
- ・地区ごとの避難訓練、ハザードマップの説明会
- ・地域の方との信頼関係が大切

○サービスの充実に関するこ

- ・サービスを充実させてほしい
- ・動けるうちに(若い時に・健常者の時に)介護ボランティアやその他のボランティアに参加してもらい、後でそのポイントで介護サービスや世話をうけるボランティア・介護貯金(ポイントをためる)制度
- ・町内の障害福祉サービス事業所の増加
- ・福祉サービスのお試し利用

○相談の場に関するこ

- ・相談しやすい窓口があれば良い
- ・訪問での介護等のアドバイスがほしい
- ・赤羽地区にも社会福祉協議会の窓口がほしい

○子育てに関するこ

- ・沐浴風呂やベビーカーなどの貸し出し(有料レンタル・1か月単位など)があれば利用してみたい
- ・子どもを持つ家庭で第二子保育料の無料化はとてもありがたい
- ・年寄りに目を向けることも重要だけど、若者に対する公園・アスレチック・ドッグラン等、若者が離れないことも重要なことだと思う。老人が老人を見るよりも若者を充実させて、老人を見てもらう仕組み作りはどうでしょうか？

○見守りに関するこ

- ・人によっては訪問してほしくない人もいるのでは。訪問以外の安否確認の方法。
- ・年齢を問わず、一人暮らしの方へ月1回程度の訪問による健康状態や生活の様子の確認。
- ・地域での見守り

○移動手段に関するこ

- ・福祉タクシーの利用促進
- ・部活の迎えがどうしてもできない際、親が依頼すれば子どもがデマンドタクシーを利用できれば良いと思った。

○コロナに関するこ

- ・マスクや消毒液等の十分な量の確保
- ・個人宅へのテレワーク等への支援

○その他

- ・救急車が入れるよう、道路の整備
- ・高齢になり一人暮らしとなったとき、運転してスーパーなどへ行くのが不安
- ・無理に個人での生活を続けるのではなく、共同生活の場を提供、利用する方法も選択の1つとして用意するとよい
- ・障害があっても、要介護状態になっても、地域の中でその人らしい生活ができるようになることが基本的な考えではないかと思う
- ・介護が必要となったときのことを考え、備えておかなければと思った。
- ・金銭的負担がないこと
- ・必要な時に必要なサービスが受けられるような体制づくりをお願いしたい。

令和元年度 地域福祉座談会 大字単位13地区まとめ テーマ「各地区の事業計画」

地区名	事業名	対象	日時	成果目標	その他	実施事業
見上・竹内東 R1.6.18 18:30~19:40 参加者：6名	①備蓄品の試食会 ②炊き出し訓練 ③移動販売 ④避難場所の作り方 ⑤ろか装置の体験 ⑥災害伝言ダイヤルの具体的な使い方	自治会員全員 (自治会長に打診後、各班長に伝える)	①総会（3月下旬/土・日/午後2時～） ②一斉清掃（5月・11月/午前7時～午前8時） ③草刈り（8月下旬）	防災の普及 (地域住民の全員が情報を知る)	・高齢者が多い ・中学生が1人しかいない ・土地境界や雑草の問題は譲り合いの気持ちがある人が多いため、課題にならない	
塩田・竹内西 R1.6.20 18:30~19:40 参加者：3名	①防災学習 ・防災への取組 ・災害の意識向上	自治会員全員 (女性が出席しやすい工夫)	塩田総会（3月/午後3時～午後4時） 竹内西総会（3月/午後1時～午後2時） ②一斉清掃（5月・11月/午前7時～/15分程度）	備蓄品について自分たち（自治会）で準備できるようにする	・そもそも地域がなくなってしまう恐れがある ・以前に比べて自治会内の交流が希薄になっている ・避難所がどこか分からず ・住民ができることは何なのか、行政でやってくれると思っている ・塩田、竹内西地域に必要なものはなにか ・地域の実態に合わせたリアルな計画が必要なのではないか	
続谷 R1.6.24 18:30~19:40 参加者：11名	①備蓄品の試食会や防災リュックの説明（7名） ②相続関係の勉強会（1名） ③居場所づくりやサロンづくり（2名） ④定期的な移動販売 ・公民館の下に移動販売車を停めて行う ・高徳商店に青果物は販売していない ・刈生田、田野辺地区は毎週土曜日に移動販売がある ・みどりの加工所の販売の検討 ・コンビニの販売の検討	自治会全員 (区長=公民館長より続谷4地区長へ)	①運動会（10月第1週目の土曜日か日曜日/防災リュックリレー/100名程度） ②夏祭り（社協ブースの出店、備蓄品の試食会） ③体操教室（第1.3金曜日/午後2時～午後4時）	災害時、役割を区長（公民館長）や民生委員に押し付ける ・区長（公民館長）が続谷地区の人口や高齢者がどこにいるか把握していない ・自助」の強化	・障害者や引きこもりは比較的少ない	令和元年10月6日（日） 続谷自治会運動会にて防災学習会の実施
杉山・大谷津 R1.6.27 19:00~20:00 参加者：5名	①有事の際の行動について ②防災について ※役場や消防団を絡めることが重要	最初は全員で (大谷津は最終的に好きな人だけで集まろうとなってしまう問題がある)	①杉山総会（1月第1土曜日/6月中旬/12月中旬/午後7時～/30名程度） 大谷津総会（12月第3日曜日/午前10時～） ②一斉清掃（5月・11月）	「自分のことは自分でする」ような地域性 防災について「自助」を伸ばす	・高齢者世帯の増加 ・災害時、隣や近所は見守るようにする ・大谷津の農業に従事している高齢者は農業だけしかしてこなかったため、余暇の過ごし方が分からない ・人の言うことを聞かない人ほど、災害時に助けを求める傾向にある	
刈生田・羽仏 R1.7.1 9:00~10:00 参加者：11名	①高齢者に対しての支援（4名） ②防災についての啓発（2名） ※どちらも重要	地域住民（特に高齢者） シニアクラブ会員	①総会、新年会（1月1日/午後1時～/男性の参加者が多い） ②一斉清掃（5月・11月/午前8時～午前9時） ③里山の会議（年3回/草刈りを行う/25名程度） ④体操（毎週月曜日・木曜日/午前10時～） ⑤シニアクラブの集まり（30名程度）	「自助」を伸ばす	・刈生田上…小さい子から高齢者まで幅広く住んでいる ・刈生田中、下…高齢者世帯が多い	
田野辺 R1.11.26 10:00~11:00 参加者：8名	①住民参加型の防災に関する学習会 ・備蓄品を作る体験 ・防災リュックの紹介	高齢者（75歳以上）	①敬老会（9月日曜日/警察の講話やマジックショー等を行っていて、その内で30分くらいで社協が講話をすることは可能） ※この件を来年度の公民館長に引き継ぎをしておく	自分でできる防災 「自助」を伸ばす 家族で避難場所を決める	・8月の地域のお祭りで若い世代が炊き出しを行う	

地区名	事業名	対象	日時	成果目標	その他	実施事業
文谷・椎谷 R1. 6. 26 18 : 30~19 : 35 参加者：7名	①防災について（文谷2名） ②福祉の勉強（文谷1名、椎谷1名） ※どちらも重要	地域住民全員	①文谷総会（4月） ②一斉清掃（5月・11月） ③椎谷草刈り（年4回） ※公民館で集まる行事が少ない	防災や福祉の勉強について、啓発活動から始める	・文谷、椎谷ともに区長は当番制 ・高齢世帯が多い	
笠原田 R1. 11. 25 18 : 30~19 : 30 参加者：10名	①防災について ・備蓄品を実際に作って体験する ※事前に役員同士で打ち合わせが必要 (区長、事務連絡員、公民館長)	自治会全員（役員任せではなく）	①決算総会（3月下旬の日曜日/午前9時~/全戸参加） ②予算総会（4月/午後7時~） ③祭り（11月最終日曜日/熊野神社）	「自助」の意識向上	・高齢化にともない、自治会加入率が徐々に減少している	
市塙 R1. 12. 6 10 : 00~11 : 00 18 : 30~19 : 30 参加者：11名	①防災について ・自助から互助へ ・自治会長を主として、民生委員も関わる自治防災組織	自治会全員	①古宿上町新年会（1月中旬の日曜日）	「自助」を伸ばす		令和2年1月12日（日） 古宿上町新年会にて防災学習会の実施 令和2年2月18日（火） 荒宿公民館で権利擁護学習会（予定）
石下 R1. 12. 5 9 : 00~10 : 00 参加者：14名	①防災について（市販小まで避難できない）	自治会全員 (シニアクラブはしっかり活動できている)	①総会 ②一斉清掃（5月・11月）	「自助」の強化（自分で何とかする） 防災に備えた自助の意識付け 隣近所との助け合い	・権利擁護（成年後見制度、エンディングノート）学習済み	
上根 R1. 12. 17 18 : 00~19 : 00 参加者：20名	①防災について（1名） ②認知症について（12名） ③権利擁護について（5名） ※この先どうなっていくか知りたい（8名） ※使える制度を知りたい（10名）	上根自治会員	①総会（3月末） ※今まで東、中、西に分かれて行っていたが、来年度は全体で行う予定 ②一斉清掃（年2回） ③土曜日か日曜日の午前中	「自助」を伸ばす		令和2年2月24日（月） 権利擁護学習会（予定）
多田羅 R2. 1. 22 11 : 30~12 : 00 参加者：27名	①権利擁護について	自治会全員				令和2年2月16日（日） 権利擁護学習会（予定）
赤羽 R1. 12. 10 10 : 00~11 : 00 参加者：12名	①健康体操（長生きしたい） ②自治会のつながりを大切にしつつ、自治会に関わりなく、集まる機会をつくる ③新しい防災グッズを知る	自治会全員	①総会 ②敬老会 ③一斉清掃 ④赤羽上町収穫祭 ⑤西宿秋祭り ⑥西宿健康体操（毎週月曜日・木曜日） ⑦中新田夏祭り・秋祭り	「自助」を伸ばす		

平成30年度 地域福祉座談会テーマ

「災害時の対応について」

～台風〇号・栃木県地震（仮）・栃木県豪雨（仮）などが起きた場合～

小貝小学校区…文谷・椎谷、田野辺、杉山・大谷津、続谷、刈生田・羽仏、塩田・竹内西

見上・竹内東

市貝小学校区…上根、市塙、笛原田、石下

赤羽小学校区…赤羽、多田羅

<災害が起きた際、自分自身の弱いところ・不安なところ>

	全地区	小貝小学校区	市貝小学校区	赤羽小学校区
1	ライフライン	ライフライン、移動手段	ライフライン、健康状態・医療、家族	住まい、食事、ライフライン、健康状態・医療、移動手段、家族
2	移動手段	健康状態・医療、家族		
3	健康状態・医療	住まい、食事		

<災害が起きた際、あなたの住む地域の弱いところ・不安なところ>

	全地区	小貝小学校区	市貝小学校区	赤羽小学校区
1	道路	道路、山、倒木、地域住民	道路、川・水害	川・水害
2	山、倒木、川・水害、地域住民	避難場所		
3	避難場所	川・水害		

<災害が起き、現在家屋の損壊がないが、物流が止まる3日間どこでどう過ごすか>

	全地区	小貝小学校区	市貝小学校区	赤羽小学校区
1	家（95名）	家（36名）	家（24名）	家（35名）
2	避難所（19名）	親戚（9名）	避難所（6名）	避難所（6名）
3	親戚（14名）	避難所（7名）	親戚（4名）	親戚（1名）

<災害が起きたことを想定して、あなたの住む地域でどんな訓練が必要か>

	全地区	小貝小学校区	市貝小学校区	赤羽小学校区
1	避難訓練	避難訓練	避難訓練、炊き出し	避難訓練、救助訓練、連携、炊き出し
2	炊き出し	炊き出し	防災訓練、連携、勉強会	
3	連携	連携、便利グッズ	救助訓練、便利グッズ	

◎市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 超少子・高齢社会が現実なものとなって行く下で、地方分権が推進されてきており、高齢者、障害者及び児童の福祉の向上について、従来のように国や都道府県にならって個別に計画を策定し、施策を講ずることには、自ら限界が認められる。

近年、地域における相互扶助システムが十全に機能しなくなつたと言われる中で、高齢者、障害者及び児童が住み慣れた地域において、安全で安心して、豊かにいきいきと生きがいを持って暮らして行けるようにすることは、行政の喫緊の課題である。

そこで、市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画（以下「福祉総合計画」という。）を横断的一体的に策定することとし、必要な事項を調査審議するため、市貝町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉、介護、障害、子ども・子育ての各関係者、学識者及び公募に応じた者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課及びこども未来課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条の規定に関わらず町長が招集する。

◎市貝町地域福祉総合計画策定委員会名簿

番号	氏 名	役 職 等	備 考
1	和 久 和 夫	市貝町議会議長	
2	関 沢 正 一	市貝町議会総務民生常任委員会委員長	
3	岡 田 光 子	岡田内科クリニック院長	
4	阿久津 孝 志	市貝町民生委員児童委員協議会会长	
5	根 本 治 久	市貝町社会福祉協議会事務局長	
6	菊 地 月 香	(福) 同愛会 光輝舎施設長	
7	小 堀 謙 介	市貝町身体障害者福祉会会长	
8	倉 持 久美子	特別養護老人ホーム杉の樹園施設長	
9	高 久 秀 夫	いちかいシニアアクティブラブ会長	
10	佐 藤 広 志	学校法人市貝学園理事長	
11	山 口 幸 照	学識経験者	副委員長
12	金 井 昌 子	学識経験者	
13	水 沼 桂 子	学識経験者	
14	石 川 文 治	学識経験者	
15	小 野 敏 明	NPO 法人 日本地域福祉研究所	委員長
16	青 山 登志夫	NPO 法人 日本地域福祉研究所	
17	秋 山 由美子	NPO 法人 日本地域福祉研究所	
18	中 野 いく子	NPO 法人 日本地域福祉研究所	

◎市貝町地域福祉計画策定部会部員名簿

番号	氏 名	役 職 等	備 考
1	小 野 敏 明	NPO 法人 日本地域福祉研究所	部会長
2	阿久津 孝 志	民生委員児童委員協議会会长	
3	山 口 幸 照	学識経験者	
4	金 井 昌 子	保護司	
5	北 井 孝 文	社会福祉協議会CSW(社会福祉士)	
6	岩 崎 舞	地域包括支援センター保健師	
7	薄 井 宏 仁	総合相談支援センター相談支援包括化推進員	

◎成年後見制度利用促進計画意見交換会

番号	氏名	役職等	備考
1	小野敏明	NPO法人 日本地域福祉研究所	
2	島田貴士	宇都宮家庭裁判所	
3	小森竜介	弁護士	
4	小林久人	司法書士	
5	篠崎文男	社会福祉士	
6	倉持久美子	杉の樹園施設長	
7	菊地月香	光輝舎施設長	
8	大木一弘	芳賀郡障害児者相談支援センター	
9	矢板橋敦	社会福祉協議会	
10	阿久津翼	地域包括支援センター	

◎市貝町地域福祉計画策定経過

日時	名称	検討内容
令和2年7月28日	第1回策定委員会	①地域福祉計画 ②障害者福祉計画 ③高齢者総合保健福祉計画 ④その他
令和2年7月28日	第1回策定部会	①地域福祉計画について ②部会長の選出 ③計画の策定について ④策定部会スケジュールについて ⑤その他
令和2年9月15日	第2回策定部会	①町の状況について ②アンケート結果について ③第1期地域福祉計画の進捗について ④基本理念・計画目標について ⑤その他
令和2年9月16日	成年後見制度利用促進計画意見交換会	①成年後見制度利用促進計画（素案）について ②中核機関の整備について ③その他
令和2年10月13日	第3回策定部会	①計画の体系について ②計画の内容について ③その他
令和2年11月18日	第4回策定部会	①地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ②その他
令和2年12月14日	第2回策定委員会	①各計画の素案について ②その他

◎用語説明

用語	説明
ア行	
アウトリーチ (訪問調査)	援助が必要であるにもかかわらず、自ら SOS を出さない人に対して公共機関などが積極的に働きかけて支援を行うこと。
市貝町総合相談支援センター	子どもからお年寄りまで福祉に関する困りごとを相談できるワンストップ窓口。適切な相談機関につながるまで支援する。
S N S	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
S D G s (エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals」の略称で、その意味は持続可能な開発目標。2016 年～2030 年までの 15 年間で世界が達成すべきゴールを表したもの。17 の目標と 169 のターゲットで構成されている。
N P O	特定非営利活動。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。
カ行	
合計特殊出生率	1 人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々。
更正支援	犯罪や非行をした人の立ち直りを国・地方公共団体・民間団体等の取組による重層的な支援を行うこと。
更生保護	犯罪を犯した者や非行のある少年が、実社会の中で健全に更生できるように支援し、再犯の予防を図るための活動。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
C S W (コミュニティーソーシャルワーカー)	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする。
サ行	
支援調整会議	支援の実施中に経過を共有して改善点を明らかにしたり、関係機関と相談や調整を図るために開催されるもの。
終章学	現在の自分の状況を確認し、今後の住まいや医療行為、財産管理などについて、今の時点での自分の考えを書き残す場。

災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体、行政が協働して担うことが多い。
スーパービジョン	支援の能力を高めるため、担当するケースについて専門家や指導者に、意見または指導をお願いすること。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度。
相談支援包括化推進員	複合化・複雑化した課題に対応するために、制度ごとの相談機関をコーディネートし、包括的・総合的な相談体制を構築する役割を担う。
小地域福祉活動ネットワーク	小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開するもの。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
自立更生者	犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のうち、更正への思いがある人。
自立支援関連事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。
タ行	
地域福祉推進員 (おもいやりサポーター)	主にゆるやかな見守りを行なう中で困りごとや悩みごとがある人を発見した場合、そのままにせずに民生委員・児童委員や社会福祉協議会につなげる活動をしている。
地域見守りネットワーク	地域住民の日常生活における異変や問題を早期に発見し、できるだけ早い段階で必要な支援を提供できるよう、地域の企業や団体の方などに協力をいただき、日常業務の中で見守りを行っていただいている。
地域ケア会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的に開催される。

地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
地域の社会資源	個人や集団が福祉ニーズを充足するための施設、設備、資金、法律、人材、技能などの総称のことをいいます。
地域サロン活動	「地域サロン」は地域の高齢者等が身近なところで気軽に集まることができる、出会いの場、交流の場、仲間づくりの場。
町長申立	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てができる。
ナ行	
日常生活自立支援事業 (あすてらす)	認知症や知的障害等何らかの障害により、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に対応しながら福祉サービスの利用援助を行う。
年少人口比率	全人口に対する0~14歳の年少人口の比率。
認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、という考え方の基に、厚生労働省と関係府省庁によって、平成27年1月27日、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定された。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする。
ハ行	
芳賀郡障害児者相談支援センター	障害者や障害児、その家族などが直面する問題や、障害者の希望する暮らしを実現するため様々な相談に応じ、必要な情報の提供やアドバイス、障害福祉サービスの利用支援などを行うため幅広い相談や情報提供を行っている。
% (パーセント)	千分率。% (パーセント)は百分率。1%は10%。
福祉教育プログラム	福祉の正しい理解を捉るために制度や技術などについて、当事者の方を交えて、総合的な視点で学びを深める。
非親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係がない人がいる世帯をいう。
ひきこもりサポーター	ひきこもり状態にある対象者及び家族に対し、研修を受けたひきこもりサポーターが相談に同席したり家庭訪問をすることにより、社会的自立に向けて支援することを目的としている。
保護司	法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。
包括化推進会議	相談支援包括化推進員が複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な支援が円滑に提供されるように各支援機関等と支援内容の共有や意見交換を行うもの。

避難行動要支援者台帳	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。
避難行動要支援者対応マニュアル	避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等が記載されている。
福祉避難所	高齢者や障害者、妊産婦といった配慮が必要な人を受け入れる避難所。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
訪問看護ステーション	訪問看護をおこなう看護師や保健師、助産師、理学療法士などが所属している事業所のこと。職員は訪問看護ステーションを起点として利用者の自宅や施設へ出向き、状態観察や医療的ケアなどのサービスを提供している。
法人後見事業	認知症や障害などにより、「大事な物事を決めること」「家やお金などを管理すること」に自信がない、十分にできなくなってしまった方が困らないように、後見人が本人の思いを大切にしながら意思の決定、財産の管理をする。
ボランティアポイント制度	町が指定するボランティア活動を行ったときにポイントを付与し、ポイントを商品券に交換する制度。
ボランティアコーディネート	ボランティアセンターが活動をしたい人と頼みたい人の調整や相談などを行う。
福祉活動	子育て支援や高齢者、障害のある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していく活動のこと。
マ行	
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
ヤ行	
要介護者	要介護状態にある 65 歳以上の人。または、政令で定められた特定疾病（末期ガン・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・脳血管疾患・慢性閉塞性肺疾患など）が原因で要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人。
ラ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

市貝町地域福祉総合計画

市貝町地域福祉活動計画

令和3年3月策定

発行・編集 市貝町 健康福祉課

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地

Tell 0285-68-1113

社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会

〒321-3423

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1720番地1

Tell 0285-68-3151

調査・編集 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所

〒162-0845

東京都新宿区市谷本町3番27号 ロリエ市ヶ谷3階

Tell 03-5225-0237